

門真市地域防災計画案

【資料編】

<目次>

第1 防災組織・体制関係

資料1-1	門真市防災会議条例	1
資料1-2	門真市防災会議の構成	3
資料1-3	門真市災害対策本部条例	4
資料1-4	門真市災害対策本部事務分掌	5
資料1-5	災害時における各課の配備職員数一覧表	13
資料1-6	門真市災害警戒本部・災害対策本部の組織	14
資料1-7	初動対策部及び現地災害対策本部の組織	16
資料1-8	初動対策部の事務分掌	17

第2 自然条件・災害履歴関係

資料2-1	気象庁震度階級関連解説表	18
資料2-2	大阪における主要被害地震	22
資料2-3	門真市周辺地域の活断層の状況	23
資料2-4	主な災害の台風進路	25
資料2-5	雨の強さと降り方	26
資料2-6	風の強さと吹き方	27
資料2-7	過去の主な台風経路図	28
資料2-8	寝屋川流域での過去の浸水被害状況	29
資料2-9	浸水発生図（内水氾濫）	30
資料2-10	南海トラフ地震の津波被害想定図	31
資料2-11	南海トラフ地震の液状化被害想定図	32
資料2-12	南海トラフ地震の地震火災被害想定図	33

第3 通信関係

資料3-1	気象予警報等の種類	34
資料3-2	関係機関の通信窓口	35
資料3-3	大阪府防災行政無線通信系統図	38
資料3-4	大阪地区非常通信経路計画（市町村系）	39
資料3-5	災害時の広報文例	40

第4 消防・水防関係

資料4-1	台風情報発表文例	47
資料4-2	守口市門真市消防組合における消防力の状況	48
資料4-3	消防水利の現況	51
資料4-4	防火管理者選任状況	52
資料4-5	守口市門真市消防組合の組織	53
資料4-6	門真市消防団の組織	54
資料4-7	消防組合保有資器材一覧表	55
資料4-8	消防相互応援協定一覧	57
資料4-9	消防通信	58
資料4-10	公設防火水槽分布図	59
資料4-11	貯留施設	60
資料4-12	門真市防災資機材貸与要綱	61

第5 注意施設関係

資料5-1	中高層建築物の現況	67
資料5-2	危険物施設数	67

第6 上下水道関係

資料6-1	下水道ポンプ施設一覧表	68
資料6-2	給水用車両及びタンク等保有一覧表	70
資料6-3	水道局事業用無線	70

第7 備蓄関係

資料7-1	備蓄物資一覧表	71
資料7-2	防疫用器具、器材、備蓄一覧表	72
資料7-3	備蓄倉庫位置図	73
資料7-4	大阪府備蓄物資一覧表	74
資料7-5	大阪府災害救助用食料緊急引渡要領	75

第8 医療・清掃・遺体処理関係

資料8-1	要配慮者関連施設一覧表	78
資料8-2	し尿収集委託業者一覧表	86
資料8-3	ごみ処理許可業者一覧表	86
資料8-4	公営葬儀業者一覧表	87
資料8-5	大阪府内災害拠点病院一覧	88

第9 都市計画関係

資料9-1	都市計画公園一覧表	89
資料9-2	都市計画道路一覧表	90
資料9-3	都市計画公園・都市計画道路一覧図	91
資料9-4	防火・準防火地域指定状況図	92

第10 交通関係

資料10-1	公用車一覧表	93
資料10-2	緊急交通路予定路線図	94
資料10-3	ヘリポート候補地一覧	95

第11 避難関係

資料11-1	一時避難地一覧表	96
資料11-2	広域避難地一覧表	96
資料11-3	避難所一覧表	97
資料11-4	洪水時避難所一覧表	98
資料11-5	給食調理施設一覧表	99
資料11-6	広域避難の受入概要	100

第12 災害応援関係

資料12-1	災害相互応援協定一覧	106
--------	------------	-----

第13 被害情報関係

資料13-1	災害救助法の対象項目と程度、 方法及び期間並びに実費弁償の額	109
--------	-----------------------------------	-----

第14 復旧・復興関係

資料14-1	門真市災害弔慰金の支給等に関する条例	114
資料14-2	門真市災害見舞金等支給条例	118
資料14-3	災害による被害者に対する門真市税の減免に関する条例	121
資料14-4	応急仮設住宅建設候補地	125

第15 防災拠点関係

資料15-1	防災機能を有する施設一覧	126
--------	--------------	-----

様式集

様式 1	職員動員報告書	-----	127
様式 2	非常無線通信用紙	-----	128
様式 3	防疫活動完了報告書	-----	129
様式 4	遺体処理票	-----	130
様式 5	遺留品処理票	-----	131
様式 6	遺体処理台帳	-----	132
様式 7	火葬埋葬台帳	-----	133
様式 8	緊急通行車両事前届出書及び事前届出済証	-----	134
様式 9	緊急通行車両確認申請書、確認証明書及び標章	-----	135
様式 10	避難所状況報告書	-----	138
様式 11	避難者名簿	-----	139
様式 12	避難者カード	-----	140
様式 13	食料依頼伝票	-----	141
様式 14	物資管理伝票	-----	142
様式 15	物資受渡簿	-----	143
様式 16	自衛隊の災害派遣及び撤収要請書	-----	144
様式 17	公用令書	-----	145
様式 18	緊急消防援助隊の応援等要請	-----	148
様式 19	参集途上被災状況報告書	-----	149
様式 20	災害連絡票	-----	150
様式 21	各種被害状況報告書	-----	151
様式 22	相談対応票	-----	152
様式 23	義援金・救援物資受付記録簿	-----	153

【資料 1 - 1 門真市防災会議条例】

門真市防災会議条例

昭和40年 3月29日

条例第1号

改正 昭和43年 3月28日 条例第20号

平成12年 3月28日 門真市条例第14号

平成25年 3月28日 門真市条例第18号

平成26年 6月23日 門真市条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第 223 号）第16条第6項の規定に基づき門真市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 門真市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、30名以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 本市を警備区域とする陸上自衛隊の部隊又は機関の長
 - (3) 大阪府知事の部内の職員
 - (4) 大阪府警察の警察官
 - (5) 本市の職員
 - (6) 教育長
 - (7) 消防長及び消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
- 6 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、

関係指定地方公共機関の役員又は職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則 (昭和43年3月28日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月29日門真市条例第14号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月28日門真市条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年6月23日門真市条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

【資料 1 - 2 門真市防災会議の構成】

会長及び委員

(平成27年4月1日現在)

	所属及び補職名	備考
1	門真市長	会長
2	農林水産省近畿農政局大阪支局 総括農政推進官	指定地方行政機関の職員
3	国土交通省近畿地方整備局 淀川河川事務所長	
4	陸上自衛隊 第36普通科連隊第5中隊長	本市を警備区域とする陸上自衛隊の部隊又は機関の長
5	大阪府枚方土木事務所長	大阪府知事の部内の職員
6	大阪府枚方土木事務所 地域支援・企画課長	
7	大阪府守口保健所長	
8	大阪府門真警察署長	大阪府警察の警察官
9	門真市副市長	門真市の職員
10	門真市副市長	
11	門真市上下水道局水道事業管理者職務代理者	
12	門真市教育委員会 教育長	教育長
13	守口市門真市消防組合消防本部 消防長	消防長及び消防団長
14	門真市消防団長	
15	日本郵便株式会社門真郵便局長	指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員役員又は職
16	西日本電信電話株式会社 大阪支店 設備部長	
17	関西電力株式会社 守口ネットワーク技術センター所長	
18	淀川左岸水防事務組合 事務局長	
19	京阪電気鉄道株式会社 枚方エリア統括駅長	
20	京阪バス株式会社 門真支所長	
21	大阪ガス株式会社 導管事業部北東部導管部 建設チームマネージャー	
22	一般社団法人門真市医師会長	
23	門真市薬剤師会長	
24	社団法人門真市歯科医師会長	
25	門真市消防団 女性消防団員	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者

【資料 1－3 門真市災害対策本部条例】

門真市災害対策本部条例

昭和40年3月29日

条例第2号

改正 平成8年3月29日 門真市条例第2号

平成24年9月28日 門真市条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、門真市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）その他の職員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要があると認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部員の中から本部長が指名する。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、本部員その他の職員の中から本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日門真市条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月28日門真市条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

【資料 1－4 門真市災害対策本部事務分掌】

災害対策本部

組織名	構成	主な事務分掌
災 害 対 策 本 部 会 議	<p>(本部長) 市長</p> <p>(副本部長) 副市長</p> <p>(本部長) 教育長 水道事業管理者 統括理事 教育次長 各部局長 会計管理者</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害応急対策の基本方針に関する事 2. 動員配備体制に関する事 3. 各部班間の調整事項に関する事 4. 避難勧告・指示及び警戒区域の設定に関する事 5. 避難所の開設に関する事 6. 自衛隊災害派遣要請に関する事 7. 他の市町村への応援要請に関する事 8. 国・府及び関係機関との連絡調整に関する事 9. 災害救助法適用要請に関する事 10. 激甚災害の指定の要請に関する事 11. ボランティアの受入れの可否に関する事 12. その他災害応急対策の実施及び調整に関する事

本部事務局

組織名	構成	主な事務分掌	
本部事務局	<p>(事務局長) 総務部次長</p> <p>(統括責任者) 秘書広報課長 企画課長 人事課長 危機管理課長 議会事務局課長</p>	庶務係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部会議室等必要居室の確保及び必要資機材の設置に関する事 2. 本部会議の事務に関する事 3. 災害応急対策実施状況の取りまとめ及び関係機関への被害状況の報告に関する事 4. 府及び関係機関への応援要請及び受入れに関する事 5. 本部長、副本部長の秘書に関する事 6. 国、府関係者等の応接に関する事
	<p>(局員) 秘書広報課 企画課 人事課 危機管理課 議会事務局</p>		情報係
		連絡係	

※本部事務局員は、個々の業務と兼任とする。

各部（局）

Aグループ：本部長指示がなくても、緊急に活動に入る必要のある部課
 Bグループ：情報収集によらなければ効果的な活動のできない部課
 Cグループ：緊急性があるとしても、事態に照らし、半日から1日程度、任務によつてはそれ以上遅れても、それほど支障がないと思われる部課

部名	班名 班長	部署名	主 な 事 務 分 掌	A	B	C
総合政策部・総合政策部長	広報班 秘書広報課長	秘書広報課 企画課	1. 報道機関との連絡、調整に関する事 2. 災害の広報に関する事 3. 災害状況等の記録撮影に関する事 4. 総合的な復旧・復興計画の立案及び関係部署の調整に関する事 5. 部内の連絡調整に関する事	○	○ ○ ○	
	調達班 財政課長	財政課 公民協働課	1. 市の災害復旧資金計画及び資金の調達に関する事 2. 災害対策諸物資の調達・検収及び契約に関する事 3. 本部の指示による各部局の応援に関する事		○	○ ○
総務部・総務部長	総務班 総務管財課長	総務管財課 法務監察課	1. 庁舎等応急修理に関する事 2. 車両の確保及び輸送に関する事 3. 市有財産及び他の部局に属さない市有財産の被害状況の把握に関する事 4. 他の部局に属さない市有財産の被害状況調査に関する事 5. 部内の連絡調整に関する事	○ ○		○ ○
	人事班 人事課長	人事課	1. 職員の動員及び調整に関する事 2. 職員の給食救護及び災害給与に関する事 3. 職員の現況把握に関する事 4. 災害対策従事者への夜食等の配給に関する事 5. 他市及び他の機関からの応援職員に関する事	○	○ ○	○ ○
	調査班 課税課長	課税課 納税課	1. 災害による被害状況調査に関する事 2. 災証明の発行に関する事	○		○

部名	班名 班長	部署名	主 な 事 務 分 掌	A	B	C	
市民生活部・市民生活部長	災害相談班 地域活動課長	地域活動課	1. 災害に関する苦情受付及び処理に関する事 2. 市民の災害相談に関する事 3. 被災者応急用品等の確保、あっせん並びに物価の安定監視に関する事 4. 部内の連絡調整に関する事	○	○	○	
		市民課			○		
	商工農政班 産業振興課長	産業振興課	1. 商工業者の被害調査、復旧対策に関する事 2. 商工業者のり災証明書の発行並びに復旧資金のあっせん事務に関する事 3. 耕地、かんがい用ため池の被害状況調査及び復旧対策に関する事 4. 農業者の被害調査及び復旧対策に関する事 5. 家畜伝染病の予防及び防疫に関する事 6. 畜産関係の被害調査並びに応急対策及び保健所の指導、連絡に関する事		○	○	
			南部市民センター	1. 施設利用者の安全確保及び施設の被害状況の調査に関する事	○		
			人権女性政策課	1. 本部の指示による各部局の応援に関する事		○	
		清掃班 市民生活部 次長	環境政策課 環境対策課 クリーンセンター業務課 クリーンセンター施設課	1. 災害時における清掃計画に関する事 2. 被災地域のごみの応急処理に関する事 3. 施設利用者の安全確保及び施設の被害状況の調査に関する事 4. 緊急時における民間等への協力依頼に関する事 5. 死亡獣畜の収集及び処理に関する事 6. 防疫活動（消毒、害虫駆除等）に関する事 7. 放浪動物の保護収容等の対策に関する事	○	○	○
		浄化センター	1. し尿くみ取りの応急処理に関する事 2. 施設利用者の安全確保及び施設の被害状況の調査に関する事 3. 仮設トイレの調達に関する事 4. 緊急時における民間等への協力依頼に関する事	○	○	○	

部名	班名 班長	部署名	主 な 事 務 分 掌	A	B	C
まちづくり部・まちづくり部長	庶務班 まちづくり推進課長	まちづくり推進課	1. 被災者応急用建築資材の確保、あっせんに関する事 2. 住宅の災害復興対策の企画に関する事 3. 部内の連絡調整に関する事 4. 本部の指示による各部局の応援に関する事		○	○
	建築班 建築指導課長	営繕住宅課 建築指導課	1. 公共建物、設備等の具体的被害調査及び応急復旧に関する事 2. 被災者の応急仮設住宅建設及び入居者の選定に関する事 3. 被災市営住宅の応急修理に関する事 4. 緊急時における民間等への協力依頼に関する事 5. 被災建築物の応急危険度判定に関する事 6. 被災家屋の解体及び除去に関する事	○		○
	土木班 土木課長	土木課	1. 市内道路、橋りょうに係る被害状況調査及び応急対策に関する事 2. 市内道路上の障害物の除去及び道路構造物・地下埋設物の清掃に関する事 3. 公園の管理運用並びに被害状況調査及び応急処理に関する事 4. 災害時における、交通規制及び関係機関との連絡調整に関する事 5. 市内の河川、水路、下水道施設、樋門、排水ポンプ等の管理運用並びに被害状況調査及び応急処理に関する事 6. 部の掌握する被害状況調査の取りまとめ、報告等部の事務に関する事 7. 緊急時における民間等への協力依頼に関する事	○		○

部名	班名 班長	部署名	主 な 事 務 分 掌	A	B	C
上下水道局						
上下 水道 局長	給水班 水道総務課長	水道総務課 お客さまセン ター	1. 水道施設の被害状況並びに応急、復旧状況の取りま とめ及び報告に関すること 2. 職員の動員、各班の連絡調整、各班の応援等に関す ること 3. 断水時における広報宣伝に関すること 4. 断水地区への臨時給水に関すること 5. 水道事業の災害復旧資金計画に関すること 6. 材料手配、連絡、局の庶務に関すること	○		
	施設班 工務課長	工務課	1. 災害時における送配水の確保に関すること 2. 浄配水場施設、送配水管及び給水管の復旧並びに関 係機関との連絡に関すること 3. 災害時における水道施設の巡視に関すること 4. 水道施設に係る被害調査及び応急対策に関すること 5. 水質調査並びに検査に関すること 6. 工事事業者の復旧班の応援に関すること 7. 緊急時における民間等への協力依頼に関すること		○	
	下水道班 公共下水道課長	公共下水道課	1. 公共下水道施設の管理運用並びに被害状況調査及び応 急処理に関すること 2. 局の掌握する被害状況調査の取りまとめ、報告等局の 事務に関すること 3. 緊急時における民間等への協力依頼に関すること 4. 局内の連絡調整に関すること	○		○
会計						
会計課・会計管理者	経理班 会計課長	会計課	1. 災害対策の収入及び支出に関すること 2. 災害救助時の決算に関すること 3. 義援金の受領に関すること			○

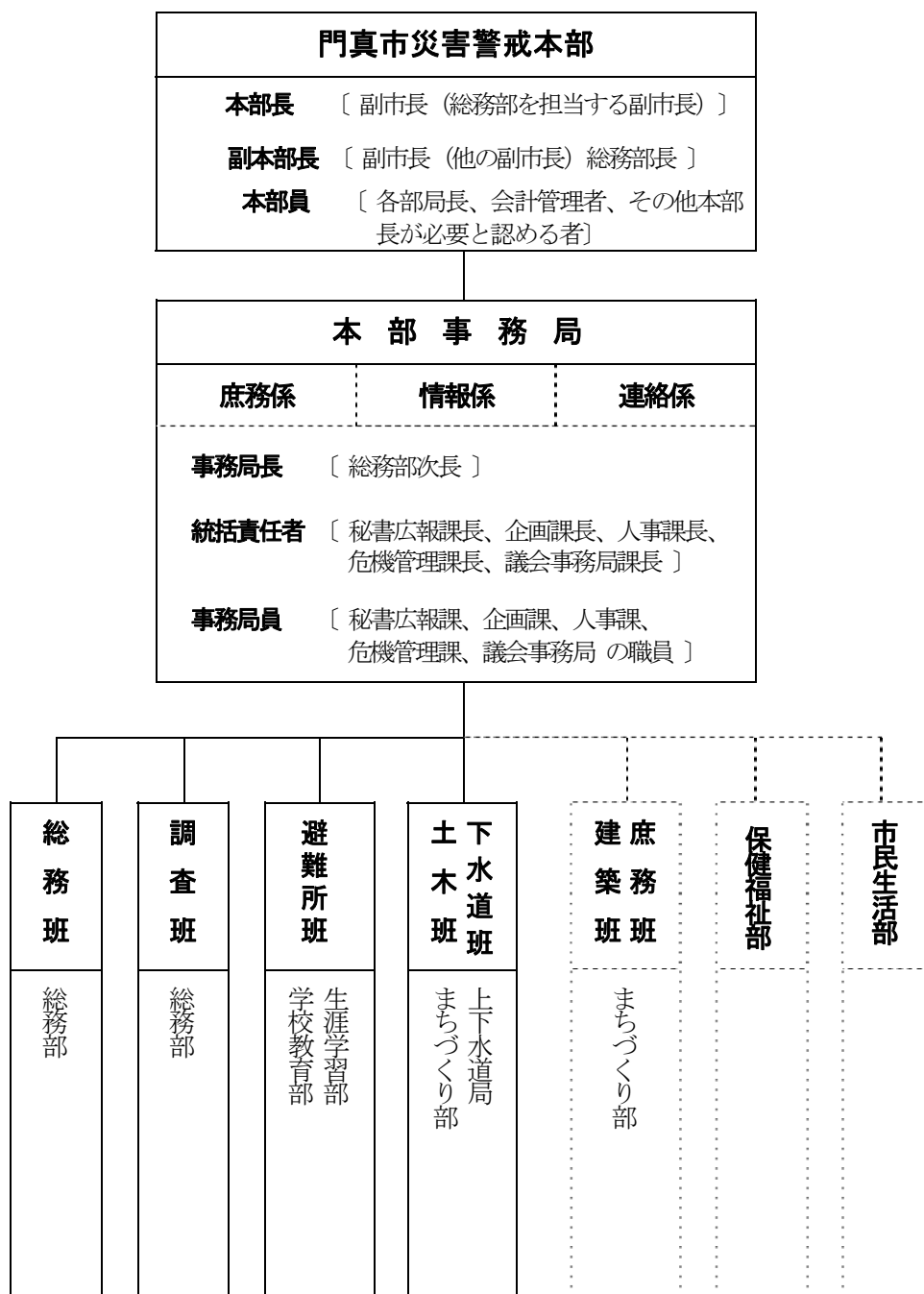
部名	班名 班長	部署名	主 な 事 務 分 掌	A	B	C
教育委員会事務局						
学校教育部・学校教育部長	教育班 教育総務課長	教育総務課	1. 教育施設の被害状況調査の取りまとめ及び報告に関すること 2. 被災児童、生徒に対する学用品の調達及び支給に関すること 3. 教育機能の復旧に関すること 4. 校長との連絡調整に関すること 5. 教育委員会内の連絡調整に関すること 6. 災害時における児童・生徒の応急給食に関すること 7. 被災者への炊き出し給食業務の協力に関すること	○	○	○
生涯学習部・生涯学習部長	避難所班 学校教育課長	学校教育課 生涯学習課 スポーツ振興課 図書館	1. 避難所の設置、管理及び運営に関すること 2. 避難所ボランティア受入れに関すること 3. 避難者の誘導に関すること 4. 文化財の保安措置及び被害状況の調査に関すること 5. 施設利用者の安全確保措置及び被害状況の調査に関すること 6. 友好都市への応援要請に関すること	○	○	○
こども未来部・こども未来部長	園児対策班 こども政策課長	こども政策課 子育て支援課 保育幼稚園課 幼稚園 保育園 こども発達支援センター	1. 施設利用者の安全確保及び施設の被害状況の調査に関すること 2. 被災園児の被災状況調査の取りまとめ及び報告に関すること 3. 被災園児に対する学用品の調達及び支給に関すること 4. 災害時における園児の応急給食に関すること 5. 被災者への炊き出し給食業務の協力に関すること 6. 園長との連絡、調整に関すること	○	○	○
選挙管理委員会事務局・固定資産評価審査委員会事務局・監査委員事務局・公平委員会事務局長			1. 本部の指示による各部局の応援に関すること		○	
議会事務局長			1. 市議会との連絡・調整に関すること 2. 本部の指示による各部局の応援に関すること		○	○

【資料1-5 災害時における各課の配備職員数一覧表】（平成27年10月1日現在）

部局	課	1号配備	2号配備	3号配備
総合政策部	秘書広報課	1	3	全員
	企画課	1	2	
	財政課			
	公民協働課			
総務部	総務管財課	2	3	全員
	法務監察課			
	人事課	2	2	
	危機管理課	全員	全員	
	課税課	1	2	
	納税課	1	1	
市民生活部	地域活動課	1	2	全員
	産業振興課	1	2	
	市民課			
	南部市民センター			
	人権女性政策課			
	環境政策課	1	1	
	環境対策課	1	1	
	クリーンセンター業務課	1	1	
	クリーンセンター施設課	1	1	
保健福祉部	地域福祉課	1	1	全員
	健康増進課	1	2	
	保護総務課			
	保護課			
	障がい福祉課	1	1	
	高齢福祉課	1	1	
	健康保険課			
	保険収納課			
まちづくり部	まちづくり推進課	6	12	全員
	土木課			
	営繕住宅課			
	建築指導課			
上下水道局	公共下水道課			全員
	水道総務課			
	工務課			
	お客さまセンター			
会計	会計課			全員
教育委員会事務局	教育総務課	1	1	全員
学校教育部	学校教育課	1	1	
教育委員会事務局 生涯学習部	生涯学習課	1	1	全員
	スポーツ振興課	1	1	
	図書館			
教育委員会事務局 こども未来部	こども政策課	3	3	全員
	子育て支援課			
	保育幼稚園課			
	幼稚園			
	保育園			
	こども発達支援センター			
選挙管理委員会事務局・固定資産評価審査委員会事務局・監査委員事務局・公平委員会事務局				全員
議会事務局	1	1	全員	
【備考】	<ul style="list-style-type: none"> 被害の規模等に応じて各部局長は配備職員数を増減できる 市長が判断する配備体制をとる場合がある まちづくり部と上下水道局公共下水道課は共同した配備体制とする。 上下水道局（公共下水道課を除く。）は独自の配備体制とする。 			

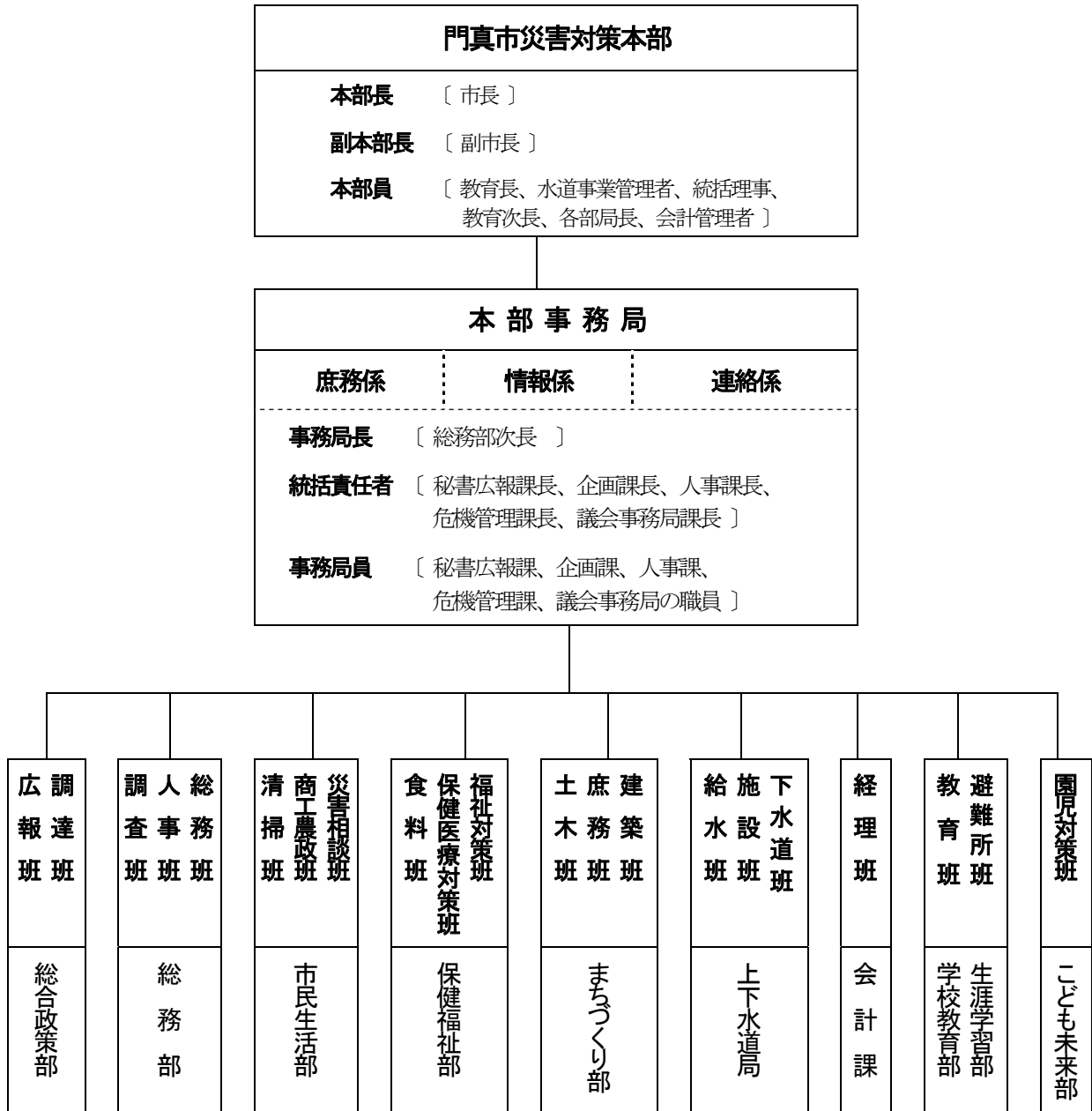
【資料 1－6 門真市災害警戒本部・災害対策本部の組織】

門真市災害警戒本部の組織



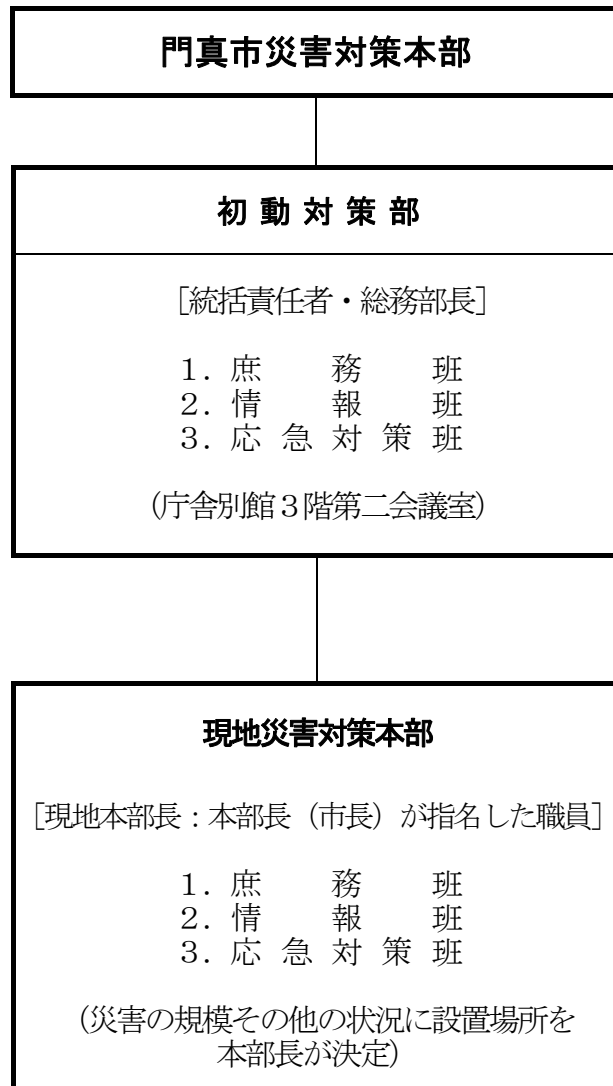
※市民生活部、保健福祉部及び庶務班、建築班は予備職員のため、市長が指示した場合、直ちに配備につくものとする。

門真市災害対策本部の組織



※上記以外の部・局・課は、事務分掌に準ずる。

【資料 1－7 初動対策部及び現地災害対策本部の組織】



※現地災害対策本部の組織、運営については、本部長（市長）の指示する内容とし、業務内容に応じて必要人員を確保し、弾力的に構成

【資料 1 - 8 初動対策部の事務分掌】

初動対策部の主な初動活動	
庶務班	<input type="checkbox"/> 初動体制の統括 <input type="checkbox"/> 初動対策部開設 <input type="checkbox"/> 通信手段の確保(電話・携帯電話・ファクシミリ・府防災情報システム等) <input type="checkbox"/> 災害対策本部の開設準備及び災害対策本部会議準備 <input type="checkbox"/> 本部長・副本部長・本部員の指示、伝達 <input type="checkbox"/> 本部会議用議案の作成(初動応急対策案) <input type="checkbox"/> 職員の参集状況の把握(庁内、現地対策部、避難所等) <input type="checkbox"/> 府への被害報告及び応援要請(自衛隊・赤十字等) <input type="checkbox"/> 職員の被害状況の把握(本人、家族の人身被害、家屋倒壊等) <input type="checkbox"/> 参集職員の食料・食堂・宿泊場所の確保
情報班	<情報収集係> <input type="checkbox"/> 参集職員(庁舎・現地対策部・避難所・各市施設等)から「参集途上被災状況報告書」を収集 <input type="checkbox"/> 警察・消防・住民・病院・鉄道・NTT・関西電力・大阪ガス・その他防災関係機関・各種団体企業等から情報収集(電話・ファクシミリ等) <input type="checkbox"/> 報道関係機関(ラジオ・テレビ・新聞等)より情報収集 <input type="checkbox"/> 防災行政無線・電話・携帯電話・ファクシミリ等で収集した情報を「災害連絡票」に記入
	<整理・連絡係> <input type="checkbox"/> 収集した情報を、地区別・被害内容別に整理 <input type="checkbox"/> データ集計・整理 <input type="checkbox"/> 図面上で整理 <input type="checkbox"/> 被害状況を庶務班へ連絡 (庶務班から大阪府・防災関係機関へ報告) <input type="checkbox"/> 被害状況を各班へ連絡 <input type="checkbox"/> 未確認地区の情報確認依頼
	<広報係> <input type="checkbox"/> 市民窓口(情報収集・対応・広報等) <input type="checkbox"/> 報道機関への対応(ラジオ・テレビ・新聞等) ・プレス発表 ・広報等の協力要請(市から市民への広報)
応急対策班	<input type="checkbox"/> 庁舎の被害把握 <input type="checkbox"/> 庁内の通信機器の機能点検 <input type="checkbox"/> 災害活用車両、駐車場の確保 <input type="checkbox"/> 災害用資機材の確保 (テント・乾電池・懐中電灯・スコップ・軍手・長靴・雨具・ビニールシート・ヘルメット等) <input type="checkbox"/> 救援物資の受入れ対応 <input type="checkbox"/> 自治体・企業等からの応援の受入れ <input type="checkbox"/> 二次災害関連調査(災害危険区域、河川等の調査) <input type="checkbox"/> 緊急道路網の確保 <input type="checkbox"/> 二次災害防止についての市民への呼びかけ

【資料 2 - 1 気象庁震度階級関連解説表】

(出典：気象庁資料、平成21年3月)

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意ください。

1. 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
2. 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
3. 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
4. この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
5. この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
6. この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

● 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注1） 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、おおむね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2） 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂（※1）や液状化（※2）が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある（※3）。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある（※）。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある（※）。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が各事業者の判断によって行われる。 （安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動（※）による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

【資料２－２ 大阪における主要被害地震】

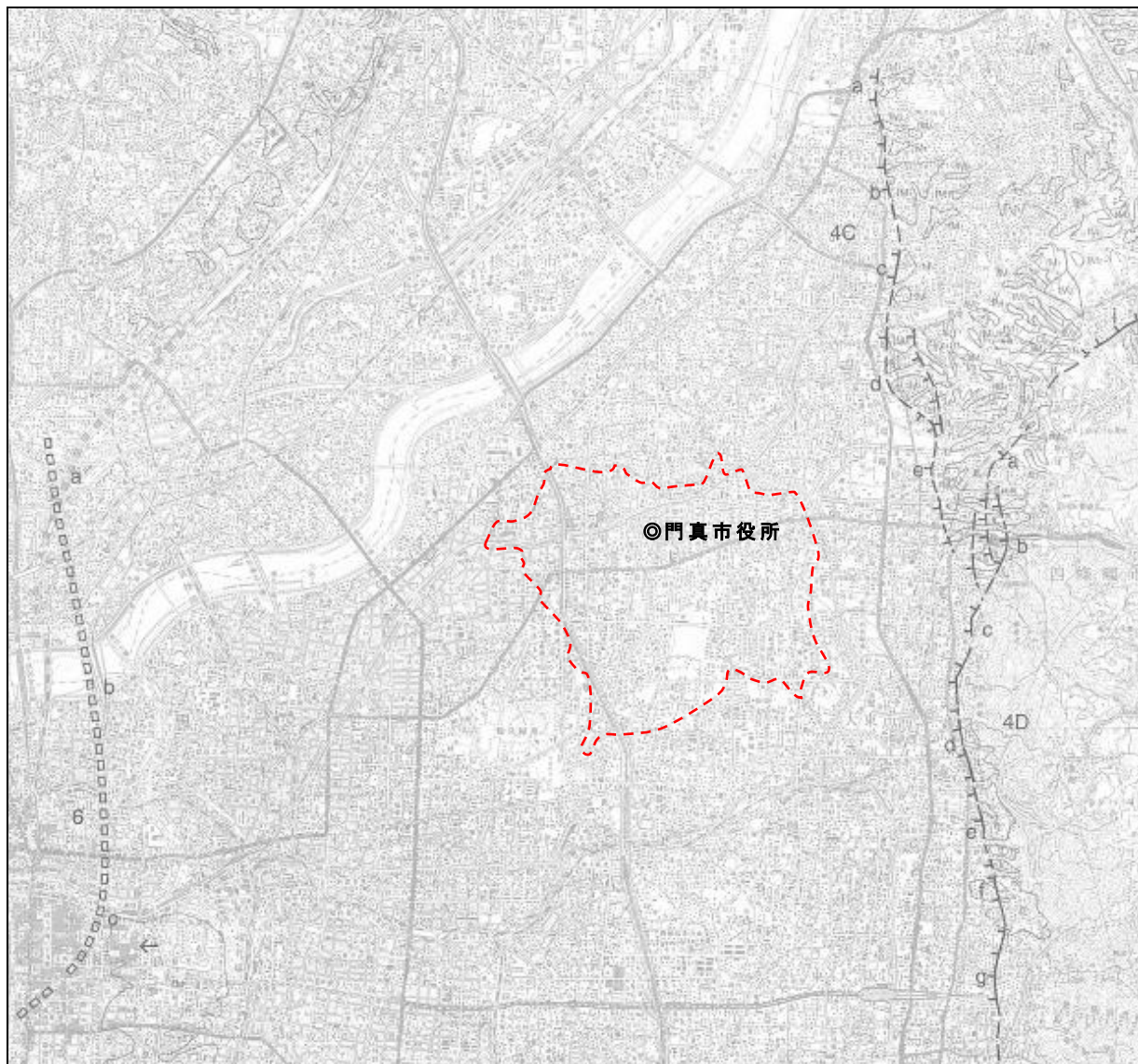
(出典：大阪府地域防災計画、平成27年修正)

年 月 日	名称又は 震央の地名	マグニ チユド	府域の 震度 (推定含む)	大阪市を 中心とした 震央距離 (k m)	府域の被害の概要
887年 8月26日	南海道沖	8. 6	—	190	津波による死者多数
1361年 8月3日	南海道沖	8. 4	—	190	四天王寺倒壊、 津波による死者数百名
1510年 9月21日	摂津河内	6. 7	—	20	河内葛井寺、その他21社 倒壊、人家の被害多数
1579年 2月25日	摂津	6. 2	—	5	四天王寺の鳥居崩壊
1596年 9月5日	京都及び畿内 (伏見地震)	7. 0	4	30	堺で死者600人、 大阪も人家被害多数
1662年 6月16日	滋賀県西部	7. 6	5	80	高槻城、岸和田城破損、 大阪で若干の死者
1707年 10月28日	宝永地震 (東南海道沖)	8. 4	6	180	大阪で死者約750人、 他に津波により死者多数、 船舶被害1300、落橋50
1854年 12月23日	安政東海地震	8. 4	5	220	大阪で倒壊200軒
1854年 12月24日	安政南海地震	8. 4	5～6	150	津波による死者多数、 船舶被害1,800、落橋10
1891年 10月28日	濃尾地震	8. 0	5	150	死者24人、負傷者94人、 全壊1,011、半壊708
1899年 3月7日	紀伊半島南東部	7. 0	4	70	大阪市内砲兵工廠、小学 校等損傷
1927年 3月7日	北丹後地震	7. 3	4	110	死者21人、負傷者126人、 全壊117、半壊127
1936年 2月21日	河内大和地震	6. 4	4～5	25	死者8人、負傷者52人、 全壊18、半壊89
1944年 12月7日	東南海地震	7. 9	4	130	大阪市内で死者6人、 負傷者120人、全壊122、 半壊(小破を含む)2,500
1946年 12月21日	南海道地震	8. 0	4	185	死者32人、負傷者46人、 全壊261、半壊217
1952年 7月18日	吉野地震	6. 8	4	30	死者2人、負傷者75人、 全壊9、半壊7
1995年 1月17日	兵庫県南部地震	7. 3	4	—	死者31人、 負傷者3,589人、 全壊895棟、 半壊7,232棟
2000年 10月6日	鳥取県西部地震	7. 3	—	—	負傷者4人
2004年 9月5日	紀伊半島南東沖	7. 4	—	—	負傷者10人
2011年 3月11日	東北地方太平洋 沖地震	9. 0	—	—	負傷者1人
2013年 4月13日	淡路島地震	6. 3	5	70	負傷者34人、全壊6棟 半壊66棟

【資料 2 - 3 門真市周辺地域の活断層の状況】

1. 活断層の分布

(出典：近畿の活断層、東京大学出版会)



番号	断層名	確実度	長さ
6	上町断層帯	I	8.8km
4 C	生駒断層帯・枚方断層	I	7 km
4 D	生駒断層帯・生駒断層	I	9.5 km

※確実度 I は確実な活断層

II は活断層であると推定されるもの

III は活断層の可能性のあるもの

2. 主要な活断層や海溝型地震の発生可能性

文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会では、主要な活断層や海溝型地震の発生可能性等の評価している。本市周辺に確認されている断層及び東南海、南海地震の評価は次のとおりである。

(1) 活断層の長期評価

断層帯名	長期評価で予想した地震規模(マグニチュード)	地震発生確率			我が国の主な活断層における相対評価	平均活動間隔(上段)と最新活動時期(下段)
		30年以内	50年以内	100年以内		
生駒断層帯	7.0～7.5程度	ほぼ0%+～0.1%	ほぼ0%+～0.2%	ほぼ0%+～0.6%	我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する	3000年～6000年 ----- 1600年前～1000年
上町断層帯	7.5程度	2%～3%	3%～5%	6%～10%	我が国の主な活断層の中では高いグループに属する	8000年 ----- 28000年前～9000年前

注1) 発生確率等の基準日は2005年1月1日

2) 「ほぼ0%」は 10^{-3} %未満の確率値

3) 今後30年間で発生する確率の例

: 交通事故で死亡する確率 = 約0.2%

: 交通事故でケガをする確率 = 約20%

(参考) 1995年兵庫県南部地震発生直前における確率

断層帯名	発生した地震規模(マグニチュード)	地震発生確率	平均活動間隔
		30年以内	
野島断層	7.3	0.4%～8% (暫定値)	1800年～3000年 (暫定値)

(2) 海溝型地震の長期評価の概要

項目	将来の地震発生確率	
	東南海地震(M8.1前後)	南海地震(M8.4)
今後10年以内の発生確率	10～20%	10%程度
今後30年以内の発生確率	60%程度	50%程度
今後50年以内の発生確率	90%程度	80%程度
地震後経過率	0.69	0.64

注1) 評価時点は2005年1月1日現在

2) 地震後経過率: 前回の地震発生以降、経過した時間の平均活動間隔に対する割合

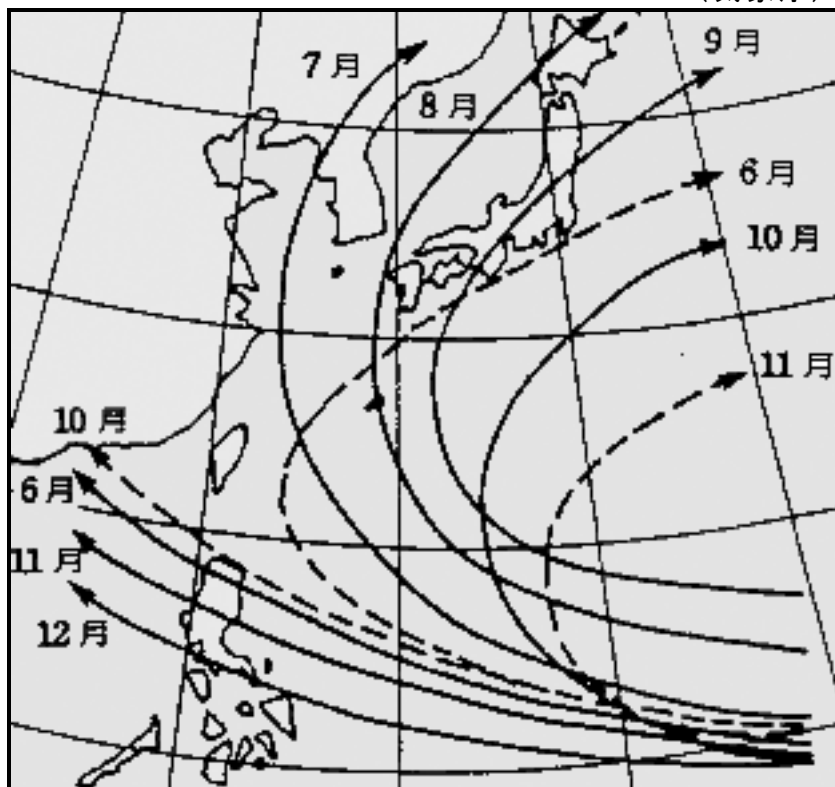
3) 今後30年間で発生する確率の例

: 交通事故で死亡する確率 = 約0.2%

: 交通事故でケガをする確率 = 約20%

【資料2-4 主な災害の台風進路】

(気象庁)



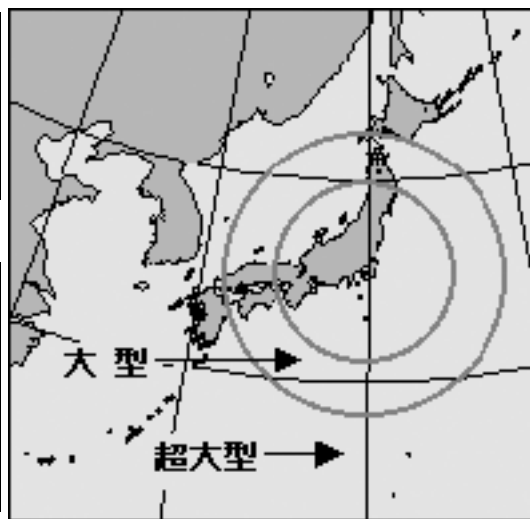
● 大きさの階級分け

階級	風速15m/s以上の半径
大型：(大きい)	500km以上～800km未満
超大型：(非常に大きい)	800km以上

● 強さの階級分け

階級	最大風速
強い	33m/s(64kt)以上～44m/s(85kt)未満
非常に強い	44m/s(85kt)以上～54m/s(105kt)未満
猛烈な	54m/s(105kt)以上

(注) kt：ノット



【資料2-5 雨の強さと降り方】

(出典：気象庁資料、平成14年1月一部改正)

「強い雨」や「激しい雨」以上の雨が降ると予想される時は、大雨注意報や大雨警報を発表して注意や警戒を呼びかけます。なお、注意報や警報の基準は地域によって異なります。

猛烈な雨を観測した場合、「記録的短時間大雨情報」が発表されることがあります。なお、情報の基準は地域によって異なります。

表はこの強さの雨が1時間降り続いたと仮定した場合の目安を示しています。この表を使用される際は、以下の点にご注意ください。

- (1) 表に示した雨量が同じであっても、降り始めからの総雨量の違いや、地形や地質等の違いによって被害の様子は異なることがあります。この表ではある雨量が観測された際に通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
- (2) この表は主に近年発生した被害の事例から作成したものです。今後新しい事例が得られたり、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

1時間雨量 (ミリ)	予報用語	人の受けるイメージ	人への影響	屋内の様子 (木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて	災害発生状況
10以上 ～20未満	やや強い雨	ザーザーと降る	地面からの跳ね返りで足元がぬれる	雨の音で話し声が良く聞き取れない	地面一面に水たまりができる	—	この程度の雨でも長く続くときは注意が必要
20以上 ～30未満	強い雨	どしゃ降り	傘をさしてもぬれる	寝ている人の半数くらいが雨に気がつく		ワイパーを速くしても見づらい	側溝や下水、小さな川があふれ、小規模の崖崩れが始まる
30以上 ～50未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る			道路が川のようになる	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる(ハイドロプレーニング現象)	山崩れ・崖崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要。都市部では下水管から雨水があふれる
50以上 ～80未満	非常に激しい雨	滝のように降る(ゴーゴーと降り続く)	傘は全く役に立たなくなる		水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる	車の運転は危険	都市部では地下室や地下街に雨水が流れ込む場合がある。マンホールから水が噴出する。土石流が起りやすい。多くの災害が発生する
80以上 ～	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感ずる					雨による大規模な災害の発生するおそれが強く、厳重な警戒が必要

【資料 2 - 6 風の強さと吹き方】

(出典：気象庁資料、平成25年3月一部改正)

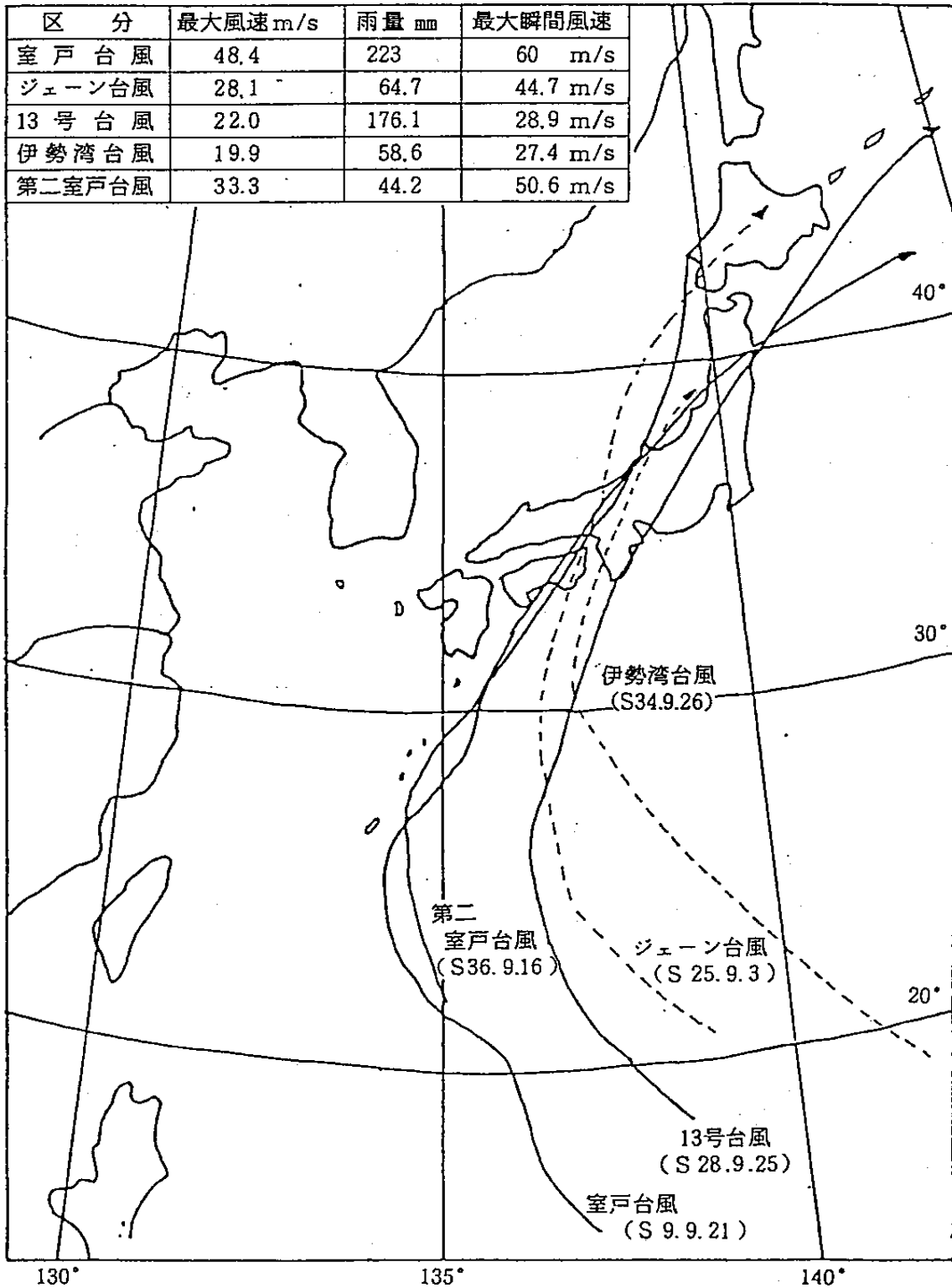
表に示した風速は、10分間の平均風速です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の1.5倍から3倍以上になることがあります。風圧Pは、風速Vの2乗に比例します。下表は箱型の建物の壁が受ける圧力を示しています。
($P=0.05 \cdot V^2$: P風圧、V風速) 「強い風」や「非常に強い風」以上の風が吹くと予想されるときは強風注意報や暴風警報を発表して警戒を呼びかけます。なお、注意報、警報の基準は地域によって異なります。

この表を使用される際は、以下の点にご注意ください。

- (1) 風速は地形やまわりの建物などに大きく影響されます。風速は、風速計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても周辺の地形や地物の影響で風速は異なります。
- (2) 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
- (3) この表は主に近年発生した被害の事例から作成したものです。今後新しい事例が得られたり、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

風の強さ (予報用語)	平均風速 (m/s)	およその 時速	速さの目 安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物	およその 瞬間風速 (m/s)
やや強い風	10以上 15未満	~50km	一般道路 の自動車	風に向かって歩き にくくなる。 傘がさせない。	樹木全体が揺れ 始める。 電線が揺れ始め る。	道路の吹流しの 角度が水平にな り、高速運転中 では横風に流され る感覚を受ける。	樋といいが揺れ始め る。	- 20 -
強い風	15以上 20未満	~70km		高速道路 の自動車	風に向かって歩け なくなり、転倒する 人も出る。 高所での作業は きわめて危険。	電線が鳴り始め る。 看板やトタン板が 外れ始める。	高速運転中では、 横風に流される 感覚が大きくなる。	
非常に強い風	20以上 25未満	~90km	特急電車	何かにつかまっ ていないと立っ てられない。 飛来物によって負 傷するおそれがある。	細い木の幹が折 れたり、根の張っ ていない木が倒 れ始める。 看板が落下・飛散 する。 道路標識が傾く。	通常 の速度で運 転するのが困難 になる。	屋根瓦・屋根葺材が 飛散するものがある。	- 30 -
	25以上 30未満	~110km					固定されていないプ レハブ小屋が移動、 転倒する。 ビニールハウスの フィルム(被覆材)が 広範囲に破れる。	
猛烈な風	30以上 35未満	~125km		屋外での行動は 極めて危険。			走行中のトラック が横転する。	固定の不十分な金 属屋根の葺材がめく れる。 養生の不十分な仮 設足場が崩落する。
	35以上 40未満	~140km		多くの樹木が倒れ る。 電柱や街灯で倒 れるものがある。		外装材が広範囲に わたって飛散し、下 地材が露出するも のがある。	- 50 -	
	40以上	140km~		ブロック壁で倒壊 するものがある。		住家で倒壊するも のがある。 鉄骨構造物で変形 するものがある。	- 60 -	

【資料 2-7 過去の主な台風経路図】



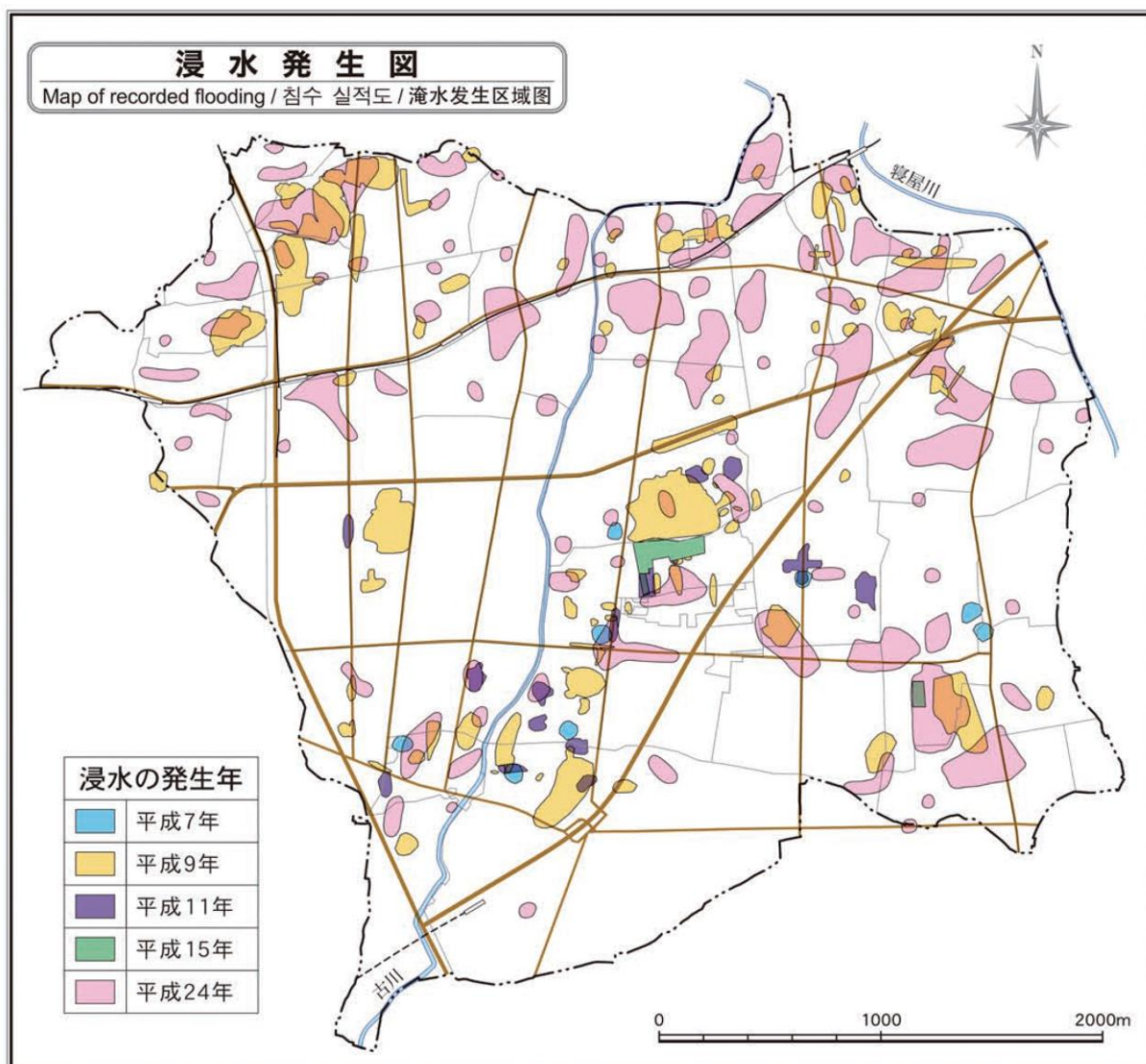
【資料 2 - 8 寝屋川流域での過去の浸水被害状況】

(出典：寝屋川流域水害対策計画、平成26年 8 月)

年 月 日	気象要因	流域最大降雨量		浸水被害		
		時間最大 (mm)	総雨量 (mm)	床上(戸)	床下(戸)	計(戸)
昭和 27 年7月 11 日	梅雨前線	25.6	214.0	2,636	43,416	46,052
昭和 28 年9月 25 日	台風 13 号	38.0	192.0	3,200	48,553	51,753
昭和 32 年6月 26 日	梅雨前線・台 風5号	62.9	326.1	—	—	—
昭和 42 年7月 8 日	梅雨前線	41.5	129.0	894	22,796	23,663
昭和 47 年7月 12 日～13 日	梅雨前線	20.0	237.5	6,138	37,273	43,411
昭和 47 年9月 15 日～16 日	台風 20 号	47.5	115.0	8,902	52,505	61,407
昭和 54 年6月 27 日～7月 2 日	梅雨前線	25.0	268.5	1,044	12,043	13,087
昭和 54 年9月 30 日～10月 1 日	台風 16 号	66.0	96.0	4,045	23,691	27,736
昭和 57 年8月 2 日～3 日	台風 10 号・ 低気圧	39.5	150.5	6,778	43,262	50,040
平成元年9月 2 日～3 日	秋雨前線	23.0	166.0	26	1,927	1,953
平成元年9月 14 日	秋雨前線	49.0	75.5	68	3,600	3,668
平成元年9月 19 日～20 日	台風 22 号	41.0	104.0	3	1,694	1,697
平成7年7月 2 日～6 日	梅雨前線	32.0	290.0	14	2,026	2,040
平成9年7月 9 日	梅雨前線	35.0	74.0	9	163	172
平成9年7月 13 日	梅雨前線	42.0	114.0	61	3,767	3,828
平成9年8月 5 日	低気圧	61.0	75.0	67	3,135	3,202
平成9年8月 7 日	前線	80.0	116.0	359	8,854	9,213
平成 11 年6月 26 日～27 日	梅雨前線	50.0	94.0	3	398	401
平成 11 年6月 29 日～30 日	梅雨前線	42.0	130.0	2	195	197
平成 11 年8月 10 日～11 日	熱帯低気圧	56.0	244.0	364	3,116	3,480
平成 11 年9月 17 日	局地的豪雨	88.0	106.0	85	3,872	3,957
平成 15 年5月 8 日	前線	47.0	80.0	15	611	626
平成 16 年5月 13 日	前線	41.0	89.0	22	310	332
平成 16 年 10 月 20 日	台風 23 号	42.0	134.0	15	490	505
平成 20 年8月 6 日	局地的豪雨	63.5	73.5	183	2,357	2,540
平成 23 年8月 27 日	局地的豪雨	77.5	88.0	65	1,486	1,551
平成 24 年8月 14 日	局地的豪雨	111.0	159.0	2,554	17,080	19,634

【資料 2 - 9 浸水発生図（内水氾濫）】

（出典：門真市洪水ハザードマップ、平成 26 年 3 月）



※浸水予防対策として、貯留施設の整備を行っている。詳細については、【資料 4-11 貯留施設】を参照。なお、平成25年度以降、住家の床上浸水の被害実績はない。

【資料 2-10 南海トラフ地震の津波被害想定図】

(出典：南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 第3回部会資料、平成25年8月)

大阪府津波浸水想定(全体図)

[津波シミュレーション条件]

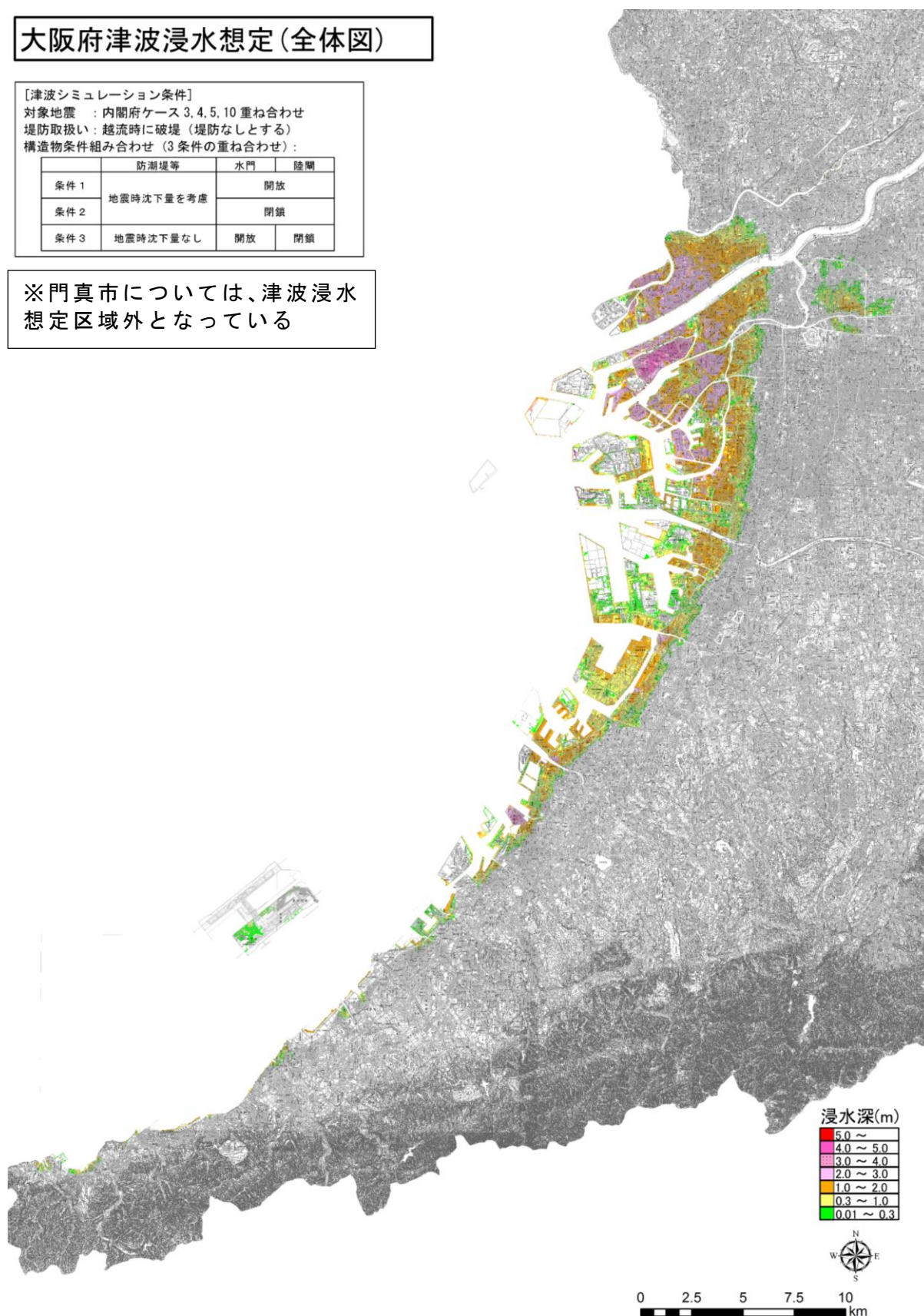
対象地震：内閣府ケース3, 4, 5, 10 重ね合わせ

堤防取扱い：越流時に破堤（堤防なしとする）

構造物条件組み合わせ（3条件の重ね合わせ）：

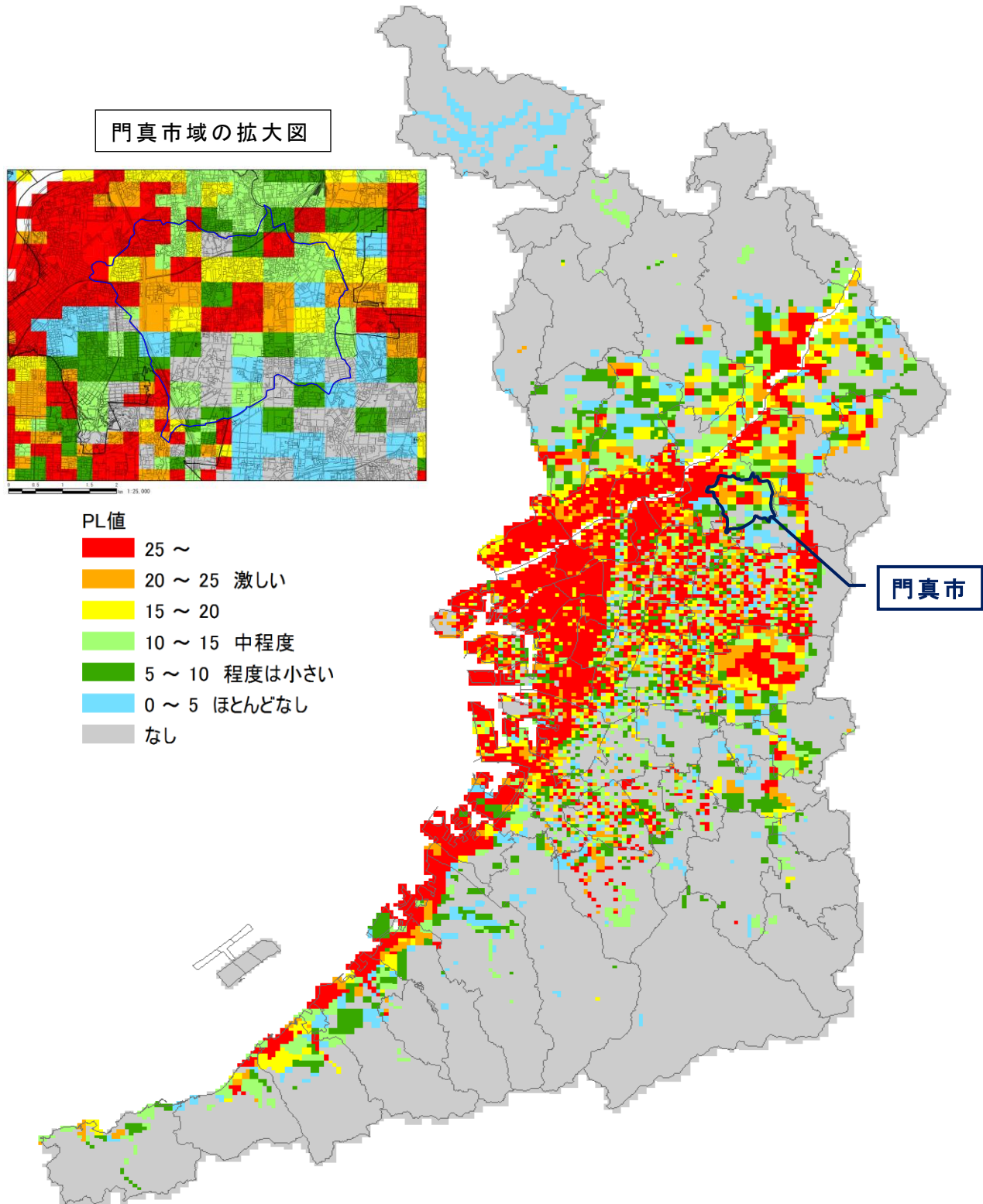
	防潮堤等	水門	陸閘
条件1	地震時沈下量を考慮	開放	
条件2		閉鎖	
条件3	地震時沈下量なし	開放	閉鎖

※門真市については、津波浸水想定区域外となっている



【資料 2-11 南海トラフ地震の液状化被害想定図】

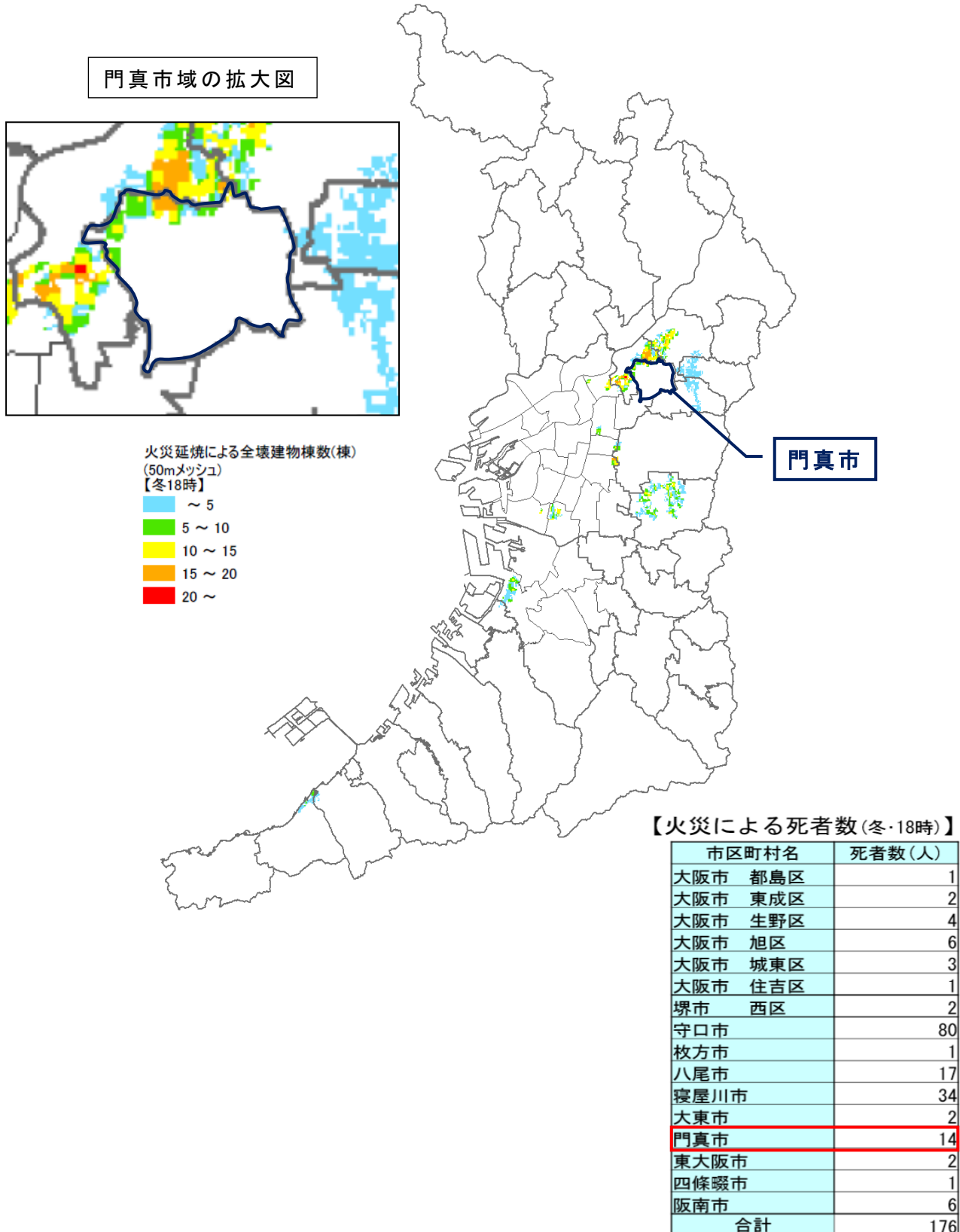
(出典：南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 第3回部会資料、平成25年8月)



【資料 2-12 南海トラフ地震の地震火災被害想定図】

(出典：南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 第4回部会資料、平成25年10月)

【火災による全焼棟数】



【資料3-1 気象予警報等の種類】

(出典：大阪管区気象台資料、平成26年10月9日現在)

平成26年10月9日現在
発表官署 大阪管区気象台

門真市	府県予報区	大阪府	
	一次細分区域	大阪府	
	市町村等をまとめた地域	東部大阪	
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	雨量基準	1時間雨量40mm あるいは 3時間雨量70mm
		土壌雨量指数基準	—
	洪水	雨量基準	1時間雨量40mm あるいは 3時間雨量70mm
		流域雨量指数基準	—
		複合基準	—
		指定河川洪水予報による基準	淀川[枚方]、 淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	
高潮	潮位		
注意報	大雨	雨量基準	1時間雨量25mm あるいは 3時間雨量40mm
		土壌雨量指数基準	126
	洪水	雨量基準	1時間雨量25mm あるいは 3時間雨量40mm
		流域雨量指数基準	—
		複合基準	—
		指定河川洪水予報による基準	淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ5cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度60%	
	なだれ	①積雪の深さ20cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上またはかなりの降雨 ^{*1}	
	低温	最低気温-5℃以下	
	霜	4月15日以降の晩霜 最低気温4℃以下	
	着氷		
着雪	24時間降雪の深さ：平地20cm以上 山地40cm以上 気温：-2℃～2℃		
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm	

*1 気温は大阪管区気象台の値。

【資料 3 - 2 関係機関の通信窓口】

(総務部危機管理課調べ、平成27年12月1日現在)

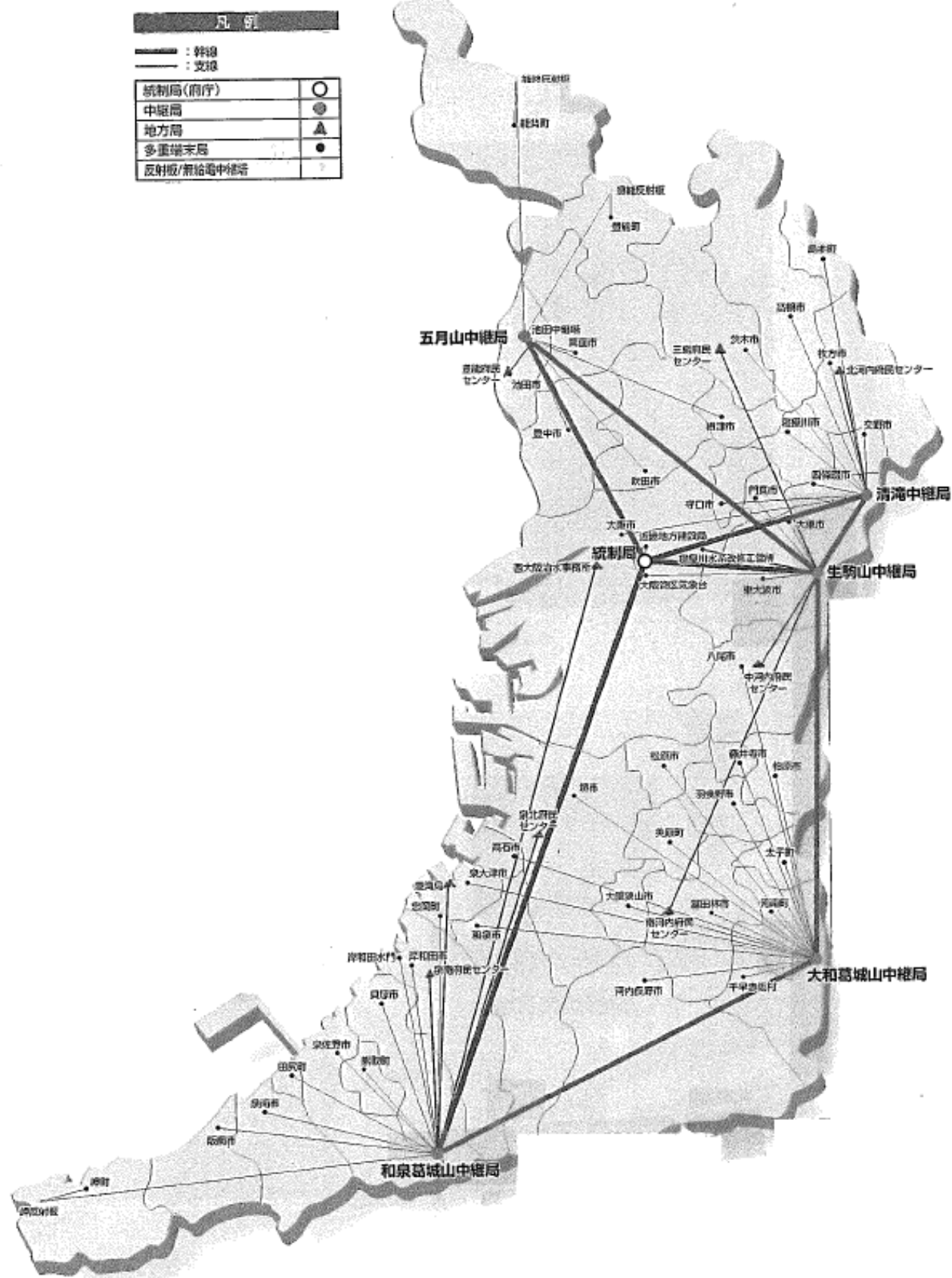
	名 称	所 在 地	電 話 (F A X)
本 部	災害対策本部 (初動対策部)	中町1-1	06-6902-1231 (06-6902-4935)危機管理課
	門真市南部市民センター	島頭4-4-1	072-885-1141 (072-887-2073)
市 施 設	保健福祉センター	御堂町14-1	06-6904-6400
	消費生活センター	中町1-12	06-6902-7249
	女性サポートステーション	京阪古川橋高架下コア古川 橋内	06-6900-8550
	浄化センター	三ツ島3-14-51	072-881-0439
	クリーンセンター	深田町19-5	06-6909-0048 業務課 06-6909-4392 施設課
	上下水道局	泉町7-23	06-6903-3131
	教育センター	北島546	072-887-6715
	公民館	新橋町34-24	06-6908-9114
	文化会館	中町2-3	06-6901-3300
	歴史資料館	柳町11-1	06-6908-8840
	門真市民プラザ	北島546	072-887-6682
	市民文化会館 (ルミエールホール)	末広町29-1	06-6908-5300 (06-6908-5922)
	市民交流会館 (中塚荘)	月出町11-1	06-6907-8101 (06-6901-0551)
	旧第六中学校運動広場	中町1-25	06-6909-3011
	旧北小学校体育施設	泉町4-12	06-6902-7195 教育委員会事務局スポーツ振興課
	図書館本館	新橋町3-4-101	06-6908-2828
	図書館分館	北島546	072-887-6648
	こども発達支援センター	北島546	072-883-1680

	名 称	所 在 地	電 話 (F A X)
消 防	守口市門真市 消防組合消防本部	殿島町 7-1	06-6906-1122 (06-6906-3388)
	守口市門真市消防組合 門真消防署	松葉町 1-1	06-6905-0119 (06-6900-3222)
	守口市門真市消防組合 門真消防署上野口出張所	上野口町 8-10	072-883-0119
	守口市門真市消防組合 門真消防署葺島出張所	桑才164先	072-884-0119
	守口市門真市消防組合 門真消防署千石出張所	千石西町 3-11	072-885-0119
大 阪 府	大阪府危機管理室	大阪中央区大手前 2	06-6941-0351 (06-6944-6654) 直通06-6944-6478
	大阪府門真警察署	柳町13-14	06-6906-1234 (06-6902-4345)
	大阪府枚方土木事務所	枚方市大垣内町 2-15-1	072-844-1331 (072-843-4623)
	大阪府寝屋川水系 改修工営所	大阪市城東区東中浜 4- 6-35	06-6962-7664 (06-6969-6483)
	中部農と緑の総合事務所	八尾市庄内町 2-1-36	072-994-1515 (072-991-8281)
	大阪府守口保健所	梅園町 4-15	06-6993-3131 (06-6993-3136)
	東部流域下水道事務所	東大阪市西堤本通西 2- 1-12	06-6784-3721 (06-6784-3720)
国 関 係	農林水産省近畿農政局 大阪支局	大阪市中央区大手前 1- 5-44大阪合同庁舎 1 号館 6 階	06-6943-9691 (06-6943-9699)
	国土交通省近畿運輸局	大阪市中央区大手前 4- 1-76大阪合同庁舎 4 号館	06-6949-6404 (06-6949-6458)
	国土交通省近畿地方整備局 淀川河川事務所	枚方市新町 2-2-10	072-843-2861
	国土交通省近畿地方整備局 大阪国道事務所	大阪市城東区今福西 2-12-35	06-6932-1421 (06-6932-1439)
	厚生労働省大阪労働局 門真公共職業安定所	殿島町 6-4	06-6906-6831
	気象庁大阪管区气象台	大阪市中央区大手前 4- 1-76大阪合同庁舎第 4 号 館	06-6949-6303 (06-6941-1846)
	陸上自衛隊 第 3 師団第 36 普通科連隊	兵庫県伊丹市緑が丘 7-1- 1	072-782-0001

	名 称	所 在 地	電 話 (F A X)
公 共 機 関 等	日本郵便株式会社 門真郵便局	一番町4-8	06-6909-1301 (06-6903-0982)
	西日本電信電話株式会社 大阪支店	大阪府中央区博労町2-5-15 大阪中央ビル	06-6120-2609 (06-6261-4644)
	関西電力株式会社 守口営業所	守口市八雲東町1-9-15	0800-777-8016 (06-6906-8610)
	大阪ガス株式会社 導管事業部北東部導管部	東大阪市稲葉2-3-17	072-966-5314 (072-966-5488)
	京阪電気鉄道株式会社 守口市駅長室	守口市河原町1-1	06-6991-0009
	大阪市交通局	大阪市西区九条南1-12-62	06-6585-6106
	近鉄バス株式会社 稲田営業所	東大阪市稲田三島町1-12	06-6746-2565 (06-6746-2567)
	大阪高速鉄道株式会社	豊中市新千里東町1-1-5	06-6871-8281 (06-6871-8284)
	京阪バス株式会社 門真営業所	千石東町17-20	072-887-2121 (072-882-0798)
	西日本高速道路株式会社 関西支社大阪高速道路事務所	茨木市大字小坪井 527-12	06-6877-4855 (06-6877-9559)
	淀川左岸水防事務組合	枚方市三矢町6-11	072-841-2310 (072-841-0741)
医 療 機 関	保健福祉センター (休日診療所)	御堂町14-1	06-6903-3000
	門真市医師会	御堂町14-1	06-6904-0175 (06-6905-9674)
	門真市歯科医師会	御堂町14-1	06-6904-0670 (06-6904-4624)
	門真市薬剤師会	御堂町14-1	06-6907-2770 (06-6907-2771)
	日本赤十字社大阪府支部	大阪市中央区大手前2-1-7	06-6943-0705 (06-6941-2038)
応 援 協 定 都 市	守口市 市民生活部危機管理課	守口市京阪本通2-2-5	06-6992-1221 (06-6994-7494) 直通06-6992-1497
	枚方市 市民安全部危機管理室	枚方市大垣内町2-1-20	072-841-1221 (072-841-3092) 直通072-841-1270
	寝屋川市 人・ふれあい部危機管理室	寝屋川市本町1-1	072-824-1181 (072-825-0334) 直通072-822-2439
	大東市 危機管理室	大東市新町13-35 消防本部2階	072-875-0211 (072-806-0003) 直通072-875-0211
	四條畷市 都市整備部危機管理課	四條畷市中野本町1-1	072-877-2121 (072-877-4343)
	交野市 地域社会部地域安心課	交野市私部1-1-1	072-892-0121 (072-893-2636)

【資料 3 - 3 大阪府防災行政無線通信系統図】

(出典：大阪府地域防災計画、平成27年修正)



【資料3-4 大阪地区非常通信経路計画（市町村系）】

（総務部危機管理課調べ、平成27年10月1日現在）

発信 (市町村)	・・・：使送区間 ---：無線区間 ~~~：有線区間 非常通信経路 (中継)	着信 (大阪府)
門真市 危機管理課	1.3 km 隣 --- 門真警察署 --- 府警察本部 ~~~ (警備課) (通信司令室)	大阪府 危機管理室
	1.2 km 3.0 km --- 関西電力 ~~~ 関西電力本店 ・・・ 守口営業所 (経営改革IT本部 (所長室) 情報通信センター)	
	0.4 km 1.5 km ・・・ 京阪門真市駅 --- 京阪電鉄本社 ・・・ (係員室) ~~~ 京阪守口市駅 (経営統括 室総務担当)	
	1.5 km ・・・ 佐太水防屯所 --- 淀川左岸水防事務組合 (淀川左岸移動局)	

【資料3-5 災害時の広報文例】

(総務部危機管理課作成、平成27年10月1日現在)

番号	概要
1	地震発生時の放送（震度5弱程度以上の場合）
2	地震発生直後の注意事項（震度5弱以上の場合）
2-1	地震発生直後から30分後位の場合
2-2	地震発生30分後以降2時間以内の場合
2-3	地震発生後2時間～6時間以内の場合
2-4	地震発生後6時間以降の場合
3	火災地区住民への避難勧告・指示の伝達
4	水災地区住民への避難勧告の伝達
5	現地対策災害対策本部及び市民災害相談窓口の開設の周知のための広報
6	安心情報の伝達（幼稚園・保育園・学校・事業所等）

発生時の広報文例

[例文1] 地震発生時の放送（震度5弱程度以上の場合）
<p>● こちらは、門真市役所です。ただいま、大きな地震がありました。 市民の皆さん、あわてて外に飛び出さないでください。 声をかけあって、まず火の始末をしましょう。 そして、テレビ・ラジオや市役所からの情報に注意し、落ち着いて行動してください。 くりかえしお知らせいたします。</p>

[例文 2] 地震発生直後の注意事項 (震度 5 弱以上の場合)

2-1 地震発生直後から30分後位の場合 (震度 5 弱以上の場合)

- こちらは、門真市役所です。ただいま大きな地震がありました。
まず火の元を消してください。ガスの元栓をしめてください。
電気器具のスイッチ、ブレーカーも切ってください。
ふろ場に火の気はありませんか。
電気がとだえた場合、照明には懐中電灯を使ってください。
照明のスイッチをつけたり消したり繰り返すと、漏れているガスに引火する場合があります。
マッチ、ライター、ろうそくはしばらく使わないでください。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
以上、門真市役所です。
- こちらは、門真市役所です。大阪地方の地震はおさまりました。
皆さん、落ち着いてまわりを見てください。地震で一番こわいのは火事です。
消し忘れた火はありませんか。ガスの元栓は閉まっていますか。
子どもさんは無事ですか。
ガラスの破片などでケガしないよう、スリッパや靴をはいてください。
屋内にいる人は、あわてて外に飛び出さないでください。
もしガスのにおいがしたら、メーターの部分の元栓やガスボンベの元栓を閉めてください。そして全員家から外へ出てください。
屋外にいる人は、まわりに何も無いところにとどまり、様子を見てください。
壊れた建物やビル、高圧線から離れてください。
ガラスや屋根瓦など落下物に気をつけてください。ブロック塀から離れてください。
火事が起きていたら大声で近所に知らせ、小さいうちに消してください。
重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないでください。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
以上、門真市役所です。
- こちらは、門真市役所です。大阪地方の地震はおさまりました。
車に乗っている方は、車を左側に寄せてください。
エンジンを切って、とりあえず様子を見てください。
道路中央は、消防車や救急車など緊急車両が通れるように、必ずあけておいてください。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
以上、門真市役所です。
くりかえしお知らせいたします。・・・・・・・・・・・・・・・・

(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること)

2-2 地震発生30分後以降2時間以内の場合 (震度5弱以上の場合)

(注) 情報の空白時間帯をつくらぬよう、30分～1時間おきに、広報車等により放送すること。

(注) 項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるよう心がけるとともに、何回かに分けて必要な事項を取捨選択すること。

- こちらは、門真市役所です。さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。余震はまだ続いています。余震は本震ほど強くありません。

ガラスの破片などでケガをしないよう、スリッパや靴をはいてください。

市民の皆さん あわてて外に飛び出さないでください。

自宅にいる人はそのまま中にいてください。

建物のまわりは、ガラスや看板、壁が落ちてくる危険があります。

やむを得ず、外に出るときは、玄関のドアにメモを貼っておき、行き先がわかるようにしておいてください。

壊れた建物のそばや狭い路地を通るときは、屋根瓦などの落下物に注意して、ブロック塀から離れてなるべく道の中央を歩いてください。

垂れ下がった電線には絶対に触れないでください。

以上、門真市役所です。

- こちらは、門真市役所です。大阪地方の地震はおさまりました。皆さん 落ち着いてまわりを見てください。地震で一番こわいのは火事です。消し忘れた火はありませんか。電話はかかりにくくなっています。緊急の電話をかけやすくするために、しばらく電話は使わないでください。また地震で受話器がはずれたままになっていませんか。もう一度確かめてください。ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。以上、門真市役所です。

- こちらは、門真市役所です。さきほどの地震は「震度__」と発表されました。余震はまだ続いています。余震は本震ほど強くありません。

自宅にいる人はそのまま中にいてください。

水道は使えますか。水はできるだけ確保してください。

風呂桶やポリタンク、ビンなどに水をためておいてください。

トイレの水は流さないでください。

タンクの中の水は、飲み水や料理のための水に使うことができます。

近所にお年寄りだけの家や大人が留守で子どもさんだけの家はありませんか。

身の回りが落ち着いたら、声をかけてあげてください。

出所のわからない情報(デマ)には一切耳をかさない、人に伝えないようお願いします。

以上、門真市役所です。

- こちらは、門真市役所です。地域の自主防災組織や自治会の役員やリーダーの方々は、それぞれの役割に従って直ちに行動を開始してください。

また、住民の皆さんも、自分たちの町を守るため、役員やリーダーの方々に協力してください。以上、門真市役所です。

くりかえしお知らせいたします。・・・・・・・・・・・・・・・・

(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること)

- 2-3 地震発生後2時間～6時間以内の場合 (震度5弱以上の場合)
- (注) 情報の空白時間帯をつくらないよう、1～2時間おきに広報車等により放送すること。
- (注) 項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるよう心がけるとともに、何回かに分けて必要な事項を取捨選択すること。

● こちらは、門真市役所です。さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。余震はまだ続いています。余震は本震ほど強くありません。家族全員にケガがないかどうか確かめてください。小さい子どもさんがある家庭はできるだけ一緒にいて、元気づけてあげてください。ガラスの破片などでケガをしないよう、スリッパや靴をはかせてください。たとえ大丈夫そうに見えても小さい子どもたちは特に注意して見てあげる必要があります。

● こちらは、門真市役所です。さきほどの地震は「震度__」と発表されました。余震はまだ続いています。余震は本震ほど強くありませんが、まったく危険がないわけではありません。余震に気をつけてください。近所の人たちを確かめてください。もし助けを必要としていれば、手伝ってあげてください。お年寄りだけの家や大人が留守で子どもさんだけの家庭はありませんか。身の回りが落ち着いたら、声をかけてあげてください。ガスの元栓を閉めるようにしてあげてください。電気器具のスイッチ、ブレーカーも切ってあげてください。

● こちらは、門真市役所です。大阪地方の地震はおさまりました。門真市の震度は「震度__」と発表されました。余震はまだ続いています。次の事柄に関して、しばらくの間は注意してください。

- 電話は使わない。
- 水はむだにしない。
- むやみに見物に出かけない。
- 必要もないのに表に出ない。
- 照明スイッチをつけたり消したりしない。
- マッチ、ライター、ろうそくは使わない。
- タバコはしばらく、がまんしてください。

出所のわからない情報(デマ)には一切耳をかさない、人に伝えないようお願いいたします。ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。地域の自主防災組織や自治会の役員、リーダーの方々は、それぞれの役割に従って直ちに行動を開始してください。また、住民の皆さんも、自分たちの町を守るため、役員やリーダーの方々に協力してください。

以上、門真市役所です。
くりかえしお知らせいたします。・・・・・・・・・・・・・・・・

(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること)

2-4 地震発生後6時間以降の場合

(震度5弱以上の場合)

(注) 情報の空白時間帯をつくらないう、2～3時間おきに広報車等により放送すること。

(注) 項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるよう心がけるとともに何回かに分けて必要な事項を取捨選択して放送することが望ましい。

- こちらは、門真市災害対策本部です。
これまでにわかった被害の状況をお知らせします。
亡くなった方及び重傷の方は____人です。
そのうちわけは、____地区で____人、____地区で____人です。
半壊、又全壊した家屋は____棟です。
そのうちわけは、____地区で____棟、____地区で____棟です。
詳しい情報は、避難場所や災害対策本部などの掲示板でお知らせします。
出所のわからない情報(デマ)には一切耳をかさない、人に伝えないようお願いします。
以上、門真市災害対策本部です。

 - こちらは、門真市災害対策本部です。
現在市内の電気、ガス、水道はすべて供給を停止しています。
しばらくの間自分たちだけで過ごせる、地域の人たちとともに準備してください。

また、小さい子どもさんやお年寄りの方、からだの不自由な方がいたら、まず、一声かけて安心させることを心掛けてください。
復旧には何日もかかることが予想されます。
詳しい情報は、避難場所や災害対策本部などの掲示板でお知らせします。
重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないでください。
出所のわからない情報(デマ)には一切耳をかさない、人に伝えないようお願いします。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。

 - こちらは、門真市災害対策本部です。
地域の自主防災組織や自治会の役員、リーダーの方々は、それぞれの役割に従って直ちに行動を開始してください。
また、住民の皆さんも、自分たちの町を守るため、役員やリーダーの方々に協力してください。
以上、門真市災害対策本部です。
くりかえしお知らせいたします。・・・・・・・・・・・・・・・・
- (3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること)

[例文 3] 火災地区住民への避難勧告・指示の伝達

- 緊急放送。緊急放送。こちらは、門真市災害対策本部です。
避難の用意をしてください。
_____地区の火災は、_____地区へ燃え広がっています。
(_____地区の火災は、_____地区へ燃え広がる危険があります。)
飛び火に注意してください。
お年寄りや子どもさんなど、安全な_____ (避難場所) へ早めに避難させてください。
くりかえしお知らせいたします。(.....)
以上、門真市災害対策本部です。
- 緊急放送。緊急放送。こちらは、門真市災害対策本部です。
避難勧告が出ました。
現在_____地区の火災が、_____地区へ燃え広がっています。
(_____地区の火災は、_____地区へ燃え広がる危険があります。)
_____地区の住民の方は、直ちに_____へ(_____方面へ)避難してください。

なお、現場に警察官や市職員・消防吏員・消防団員などがある場合には、その指示に従って落ち着いて避難してください。

以上、門真市災害対策本部です。
くりかえしお知らせいたします。.....
(避難完了が確認されるまで繰り返すこと)

[例文 4] 水災地区住民への避難勧告の伝達

- 緊急放送。緊急放送。こちらは、門真市災害対策本部です。
避難の用意をしてください。
現在、_____町付近は、河川の増水のため危険な状態になりつつあります。
お年寄りや子どもさんを安全な_____ (小学校、中学校、高校など) へ早めに避難させてください。
また、その他の人もいつでも避難できるように準備をしてください。
火の元を消してください。
避難する際の荷物は、背負うなり肩に掛けられる程度の最小限の非常用持出品にとどめ、両手は空けるようにしましょう。
以上、門真市災害対策本部です。
- 緊急放送。緊急放送。こちらは、門真市災害対策本部です。
避難勧告が出ました。
_____地域一帯は、_____川の_____付近が決壊し、浸水しています。
(_____地域一帯は、_____川の_____付近が決壊のおそれがあります。)
_____地域の住民の方々は、直ちに避難してください。
避難先は、_____ (小学校、中学校、高校など) です。

なお、現場に警察官や市職員・消防吏員・消防団員などがある場合には、その指示に従って落ち着いて避難してください。
以上、門真市災害対策本部です。
くりかえしお知らせいたします。.....
(避難完了が確認されるまで繰り返すこと)

[例文 5] 現地対策災害対策本部及び市民災害相談窓口の開設の周知のための広報

- こちらは、門真市災害対策本部です。
現地災害対策本部及び市民災害相談窓口の設置場所についてお知らせします。
 - 現地災害対策本部は、_____に設置しました。
 - 市民災害相談窓口は、庁舎_____に設置したほか、現地災害対策本部でも相談の受付を行います。どうぞご利用ください。
 - 現地災害対策本部では行方の分からなくなった家族や知人の捜索受付を行うほか、災害対策本部で把握している各種情報の提供を行っています。以上、門真市災害対策本部です。
くりかえしお知らせいたします。・・・・・・・・・・・・・・・・
- (3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること)

[例文 6] 安心情報の伝達（幼稚園・保育園・学校・事業所等）

- こちらは、門真市災害対策本部です。
これまでにわかった安心情報をお知らせします。
 - _____地区では、半壊以上の被害はありませんでした。
 - 市立の保育所や幼稚園、小・中学校の児童・生徒及び職員については、現在、全員無事との報告が入っています。
なお、園児や児童・生徒などは、全員、各学校で保護しております。
 - _____学校、_____学校では数人のケガ人が出ておりますが、いずれも軽傷で、生命に別状はありません。児童・生徒は、全員、各学校で保護されております。
 - _____幼稚園、_____学校の園児、児童は全員、無事に◇◇へ避難しています。
 - _____小学校、_____中学校は、学校への延焼火災が心配されましたが、現在、火災は消えました。児童・生徒は、全員元気で校庭（_____）に待機しています。
 - _____株式会社_____工場は、従業員全員の無事が確認されました。
 - _____ビルは大きな被害もなく従業員・来訪者とも全員の無事が確認されました。
_____ビル自衛消防隊は、周辺地域において、自主的な応急復旧活動に協力してくれています。以上、門真市災害対策本部です。
くりかえしお知らせいたします。・・・・・・・・・・・・・・・・
- (3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること)

【資料４－１ 台風情報発表文例】

(出典：大阪管区気象台資料、平成27年12月1日現在)

平成27年 台風第23号に関する情報 第34号

平成27年10月8日16時54分 気象庁予報部発表

(見出し)

台風第23号から変わった発達中の低気圧の影響で、北海道地方では引き続き9日にかけて、高潮に厳重に警戒し、暴風、高波、大雨に警戒してください。東北地方では暴風や高波に、関東地方では高波に警戒してください。

(本文)

[気圧配置など]

超大型の台風第23号は、8日12時に温帯低気圧に変わりました。台風から変わった発達中の低気圧は、8日15時には根室市の南東海上にあって北へ進んでいます。最大風速は30メートルで、北日本から東日本にかけての広い範囲で、風速15メートル以上の強い風が吹いています。

低気圧は、8日夜にかけて北海道地方に最も接近し、その後、9日は千島近海からオホーツク海に進む見込みです。

[防災事項]

<暴風・高波>

北日本では非常に強い風が吹いており、北日本と関東地方の海上は大しけとなっている所があります。

北海道地方では9日夕方にかけて、東北地方では9日朝にかけて、非常に強い風が吹くでしょう。海上は、東北地方、関東地方では9日明け方にかけて、北海道地方では9日昼過ぎにかけて、大しけが続くでしょう。

9日にかけて予想される最大風速(最大瞬間風速)は、

北海道地方 25メートル(35メートル)

東北地方 23メートル(35メートル)

9日にかけて予想される波の高さは、

北海道地方 8メートル

東北地方 7メートル

関東地方 6メートル

の見込みです。

暴風や高波に警戒してください。

<高潮>

台風から変わった低気圧の影響で、北海道地方では潮位がかなり高くなっている所があります。

9日にかけて潮位の高い状態が続く見込みです。

海岸や河口付近の低地では、高潮による浸水や冠水に厳重に警戒してください。

<大雨>

北海道地方では9日明け方にかけて、雷を伴った1時間に50から60ミリの非常に激しい雨の降る所があるでしょう。

9日18時までの24時間に予想される雨量は、北海道地方の多い所で、150ミリの見込みです。

低い土地の浸水、河川の増水やはん濫、土砂災害に警戒してください。

[補足事項]

地元気象台が発表する警報、注意報、気象情報に留意してください。

これで「台風第23号に関する情報(総合情報)」は終了しますが、今後「暴風と高波に関する全般気象情報」を9日5時頃に発表する予定です。

【資料４－２ 守口市門真市消防組合における消防力の状況】

(出典：消防年報・平成26年版、平成27年4月1日現在)

1 守口市門真市消防組合 署所の配置

署所別	所在地	構造	敷地面積 (㎡)	建面積 (㎡)	延面積 (㎡)
消防本部	門真市 殿島町7-1	鉄骨鉄筋 コンクリート造 3階建	3,623.00	923.67	2,600.45
		(旧通信司令室棟) 鉄骨造3階建		97.22	247.50
守口消防署	守口市 京阪本通2-15-8	鉄筋 コンクリート造 4階建	515.79	304.27	913.36
三郷出張所	守口市 松下町1-21	鉄骨造 2階建	232.56	166.47	310.54
東部出張所	守口市 金田町1-37-19	鉄筋 コンクリート造 4階建	1,230.09	540.79	1,196.02
門真消防署	門真市 松葉町1-1	鉄筋 コンクリート造 3階建	683.78	313.90	937.45
上野口出張所	門真市 上野口町8-10	鉄骨造 2階建	152.72	99.70	199.16
葎島出張所	門真市 大字桑才164先	軽量鉄骨造 2階建	155.68	110.00	174.60
千石出張所	門真市 千石西町3-11	鉄骨造 2階建	281.63	158.24	287.78

2 職員所属別人員

(出典：消防年報・平成26年版、平成27年4月1日現在)

区 分	合計	消 防 吏 員								その他の職員		
		消 防 正 監	消 防 監	消 防 司 令 長	消 防 司 令	消 防 司 令 補	消 防 士 長	消 防 副 士 長	消 防 士			
条例定数	385	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
実 数	336	1	4	15	23	76	99	3	114	1		
小 計	120	1	2	6	12	35	33	-	30	1		
消 防 本 部	消 防 長	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	
	次 長	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	
	総 務 課	19	-	-	1	3	10	3	-	1	1	
	総 務 課 付	15	-	-	-	-	2	-	-	13	-	
	予 防 課	7	-	-	1	1	4	1	-	-	-	
	警 備 課	8	-	-	1	2	3	2	-	-	-	
	司 令 課	日 勤	3	-	-	1	1	1	-	-	-	-
		交 替 勤 1	25	9	-	-	1	3	4	-	1	-
		交 替 勤 2		8	-	-	1	-	2	4	-	1
		交 替 勤 3		8	-	-	-	1	3	4	-	-
	特 別 救 助 隊	日 勤	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-
		交 替 勤 1	39	13	-	-	-	1	2	4	-	6
		交 替 勤 2		13	-	-	-	1	2	4	-	6
交 替 勤 3		13		-	-	-	1	3	7	-	2	
小 計	107	-	1	4	7	21	33	1	40	-		
守 口 消 防 署	本 署	日 勤	11	-	1	1	1	3	2	-	3	-
		交 替 勤 1	51	17	-	-	1	1	2	7	-	6
		交 替 勤 2		17	-	-	1	1	3	6	-	6
		交 替 勤 3		17	-	-	1	1	3	7	-	5
	三 郷	交 替 勤 1	12	4	-	-	-	-	1	1	-	2
		交 替 勤 2		4	-	-	-	-	1	1	-	2
		交 替 勤 3		4	-	-	-	-	1	1	-	2
	東 部	交 替 勤 1	33	11	-	-	-	1	2	3	1	4
		交 替 勤 2		11	-	-	-	1	3	2	-	5
		交 替 勤 3		11	-	-	-	1	2	3	-	5
小 計	109	-	1	5	4	20	33	2	44	-		
門 真 消 防 署	本 署	日 勤	10	-	1	2	-	2	2	-	3	-
		交 替 勤 1	45	15	-	-	1	1	3	4	-	6
		交 替 勤 2		15	-	-	1	1	2	6	-	5
		交 替 勤 3		15	-	-	1	1	3	3	1	6
	上 野 口	交 替 勤 1	13	4	-	-	-	-	1	1	1	1
		交 替 勤 2		5	-	-	-	-	1	2	-	2
		交 替 勤 3		4	-	-	-	-	2	1	-	1
	菟 島	交 替 勤 1	14	5	-	-	-	-	1	2	-	2
		交 替 勤 2		4	-	-	-	-	1	1	-	2
		交 替 勤 3		5	-	-	-	-	1	1	-	3
	千 石	交 替 勤 1	27	9	-	-	-	-	1	3	-	5
		交 替 勤 2		9	-	-	-	1	4	-	4	
		交 替 勤 3		9	-	-	-	-	2	3	-	4

3 消防車両等の配置状況

(出典：消防年報・平成26年版、平成27年4月1日現在)

区分	名称	無線番号	登録番号	購入年月	馬力(PS)		
消防本部	指令車	もりかどしょう 1	大阪 342 た 119	H27年01月	140		
	査察広報車	もりかどしょう 2	大阪 800 せ 3629	H21年09月	155		
	多目的搬送車	もりかどしょう 3	大阪 800 さ 8968	H13年09月	140		
	指揮広報車	もりかどしょう 5	大阪 800 す 9363	H18年09月	137		
	人員搬送車	もりかどしょう 6	大阪 800 せ 9061	H26年11月	147		
	指揮調査車	もりかどしょう 8	大阪 800 せ 9089	H26年11月	130		
	水難救助兼後方支援車	もりかどしょう 93	大阪 800 さ 9172	H13年10月	140		
	梯子車	もりかどしょう 94	大阪 800 は 854	H17年02月	225		
	救助工作車	もりかどしょう 97	大阪 830 ほ 119	H14年12月	220		
	救助工作車	もりかどしょう 98	大阪 830 た 911	H15年12月	220		
	救急車	もりかどきゅうきゅう 6	大阪 800 せ 1306	H19年12月	151		
	救急車	もりかどきゅうきゅう 7	大阪 800 せ 2878	H21年02月	151		
	救急車	もりかどきゅうきゅう 9	大阪 800 せ 6065	H23年12月	151		
	赤バイ		1 大阪ふ 5105	H10年08月	20		
	赤バイ		1 大阪ふ 5106	H10年08月	20		
	事務連絡車		大阪 480 な 9900	H27年02月	49		
ミニ消防車		大阪 80 あ 464	S62年12月	28			
守口消防署	本署	化学車	もりかどしょう 11	大阪 831 ち 11	H24年01月	220	
		小型水槽付ポンプ車	もりかどしょう 12	大阪 800 せ 3925	H21年12月	150	
		梯子車	もりかどしょう 14	大阪 830 つ 14	H23年12月	380	
		指揮車	もりかどしょう 15	大阪 800 せ 4757	H22年09月	109	
		指揮広報車	もりかどしょう 16	大阪 800 せ 7368	H25年03月	150	
		救急車	もりかどきゅうきゅう 1	大阪 800 せ 8327	H26年03月	151	
		査察広報車		大阪 880 あ 1529	H22年08月	46	
	三郷出張所	小型水槽付ポンプ車	もりかどしょう 21	大阪 800 せ 7105	H24年12月	150	
		小型水槽付ポンプ車	もりかどしょう 22	大阪 830 す 81	H17年12月	150	
		起震車		大阪 800 す 7450	H17年10月	160	
		東部出張所	小型水槽付ポンプ車	もりかどしょう 31	大阪 800 せ 3926	H21年12月	150
			小型水槽付ポンプ車	もりかどしょう 32	大阪 800 せ 8321	H26年03月	150
			小型水槽付ポンプ車	もりかどしょう 33	大阪 800 せ 1632	H20年02月	150
			救急車	もりかどきゅうきゅう 2	大阪 800 せ 3939	H21年12月	151
救急車	もりかどきゅうきゅう 3	大阪 800 せ 5143	H23年02月	151			
門真消防署	本署	化学車	もりかどしょう 51	大阪 830 に 51	H24年12月	220	
		小型水槽付ポンプ車	もりかどしょう 52	大阪 800 せ 8322	H26年03月	150	
		指揮車	もりかどしょう 55	大阪 800 せ 4758	H22年09月	109	
		指揮広報車	もりかどしょう 56	大阪 800 せ 4951	H22年11月	150	
		救急車	もりかどきゅうきゅう 5	大阪 800 せ 7373	H25年03月	151	
		査察広報車		大阪 880 あ 1530	H22年08月	46	
	上野口出張所	小型水槽付ポンプ車	もりかどしょう 61	大阪 800 せ 2943	H21年02月	150	
		小型水槽付ポンプ車	もりかどしょう 62	大阪 830 ね 21	H17年12月	150	
		葺島出張所	小型水槽付ポンプ車	もりかどしょう 71	大阪 800 せ 5161	H23年02月	150
			小型水槽付ポンプ車	もりかどしょう 72	大阪 800 す 9876	H19年01月	140
		千石出張所	小型水槽付ポンプ車	もりかどしょう 81	大阪 800 せ 7106	H24年12月	150
			梯子車	もりかどしょう 84	大阪 800 は 84	H11年01月	390
		救急車	もりかどきゅうきゅう 8	大阪 800 せ 9052	H26年11月	151	

【資料４－３ 消防水利の現況】

(出典：消防年報・平成26年版、平成27年４月１日現在)

区 分			合 計	守 口 市	門 真 市	
公 設 消 火 栓	合 計		3,850	2,229	1,621	
	150mm 未 満	水利基準適合	949	702	247	
		水利基準不適合	59	35	24	
	配 管 口 径	1 5 0 mm		1,330	811	519
		2 0 0 mm		946	417	529
		2 5 0 mm		176	93	83
		3 0 0 mm		263	105	158
		3 5 0 mm		65	25	40
		4 0 0 mm		41	26	15
		4 5 0 mm		-	-	-
		5 0 0 mm		19	13	6
		6 0 0 mm		2	2	-
公 設 防 火 水 槽		合 計		59	29	30
	貯 水 量	4 0 m ³ 以上 6 0 m ³ 未 満	48	21	27	
		6 0 m ³ 以上 1 0 0 m ³ 未 満	1	1	-	
		1 0 0 m ³ 以上	10	7	3	
指 定 消 防 水 利	合 計		90	64	26	
	防 火 水 槽	貯 水 量	4 0 m ³ 以上 6 0 m ³ 未 満	1	1	-
			6 0 m ³ 以上 1 0 0 m ³ 未 満	1	-	1
			1 0 0 m ³ 以上	3	-	3
	プ ー ル		52	30	22	
	私 設 消 火 栓		33	33	-	
そ の 他 の 水 利 等	合 計		397	246	151	
	防 火 水 槽	貯 水 量	4 0 m ³ 未 満	26	14	12
			4 0 m ³ 以上 6 0 m ³ 未 満	113	60	53
			6 0 m ³ 以上 1 0 0 m ³ 未 満	27	20	7
			1 0 0 m ³ 以上	26	14	12
	プ ー ル		9	5	4	
	私 設 消 火 栓		152	104	48	
	河 川 (取 水 箇 所)		1	-	1	
	池		2	1	1	
	あ ん し ん 給 水 栓		21	8	13	
大 阪 市 消 火 栓		20	20	-		

【資料４－４ 防火管理者選任状況】

(出典：消防年報・平成26年版、平成27年4月1日現在)

用途（令別表）		区分	必要対象物			選任（届出）対象物			消防計画届出対象物			選任（届出）率（％）
			総計			計			計			
			計	守口	門真	計	守口	門真	計	守口	門真	
			2,942	1,439	1,503	2,477	1,276	1,201	2,007	1,040	967	84.2
1	イ	劇場・観覧場等	3	2	1	3	2	1	3	2	1	100.0
	ロ	公会堂・集会場	77	41	36	59	35	24	45	31	14	76.6
2	イ	キャバレー・カフェー等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	遊技場・ダンスホール	18	9	9	17	8	9	13	5	8	94.4
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ニ	カラオケボックス等	3	1	2	3	1	2	3	1	2	100.0
3	イ	待合・料理店等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	飲食店	82	37	45	68	34	34	59	30	29	82.9
4		百貨店・マーケット等	159	68	91	118	60	58	102	47	55	74.2
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所等	14	6	8	14	6	8	14	6	8	100.0
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅	702	320	382	548	257	291	431	208	223	78.1
6	イ	病院・診療所等	39	21	18	38	21	17	37	20	17	97.4
	ロ	老人短期入所施設等	53	32	21	49	29	20	44	27	17	92.5
	ハ	老人デイサービスセンター等	97	55	42	86	48	38	89	53	36	88.7
	ニ	幼稚園・特別支援学校	38	22	16	38	22	16	37	21	16	100.0
7		小・中・高等学校等	242	156	86	239	154	85	203	130	73	98.8
8		図書館・博物館等	2	-	2	2	-	2	2	-	2	100.0
9	イ	蒸気浴場・熱気浴場等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	イ以外の公衆浴場	30	14	16	28	14	14	22	12	10	93.3
10		車両の停車場等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11		神社・寺院・教会等	19	13	6	18	13	5	14	10	4	94.7
12	イ	工場・作業場	186	91	95	171	88	83	141	73	68	91.9
	ロ	映画スタジオ等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	イ	自動車車庫・駐車場	88	58	30	78	52	26	62	36	26	88.6
	ロ	飛行機の格納庫等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14		倉庫	98	29	69	89	29	60	71	22	49	90.8
15		前各項に該当しない事業場	366	190	176	347	187	160	308	158	150	94.8
16	イ	特防を含む複合用途防火対象物	487	202	285	364	157	207	241	111	130	74.7
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物	136	70	66	97	57	40	63	35	28	71.3
17		重要文化財等	3	2	1	3	2	1	3	2	1	100.0

※ は特定防火対象物（特防）

【資料 4 - 5 守口市門真市消防組合の組織】

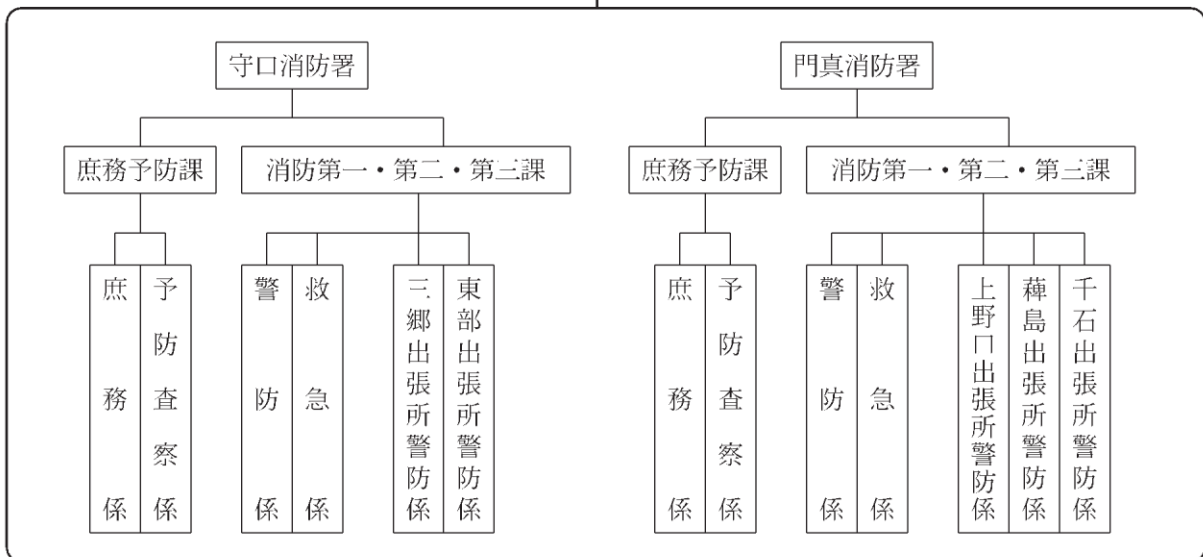
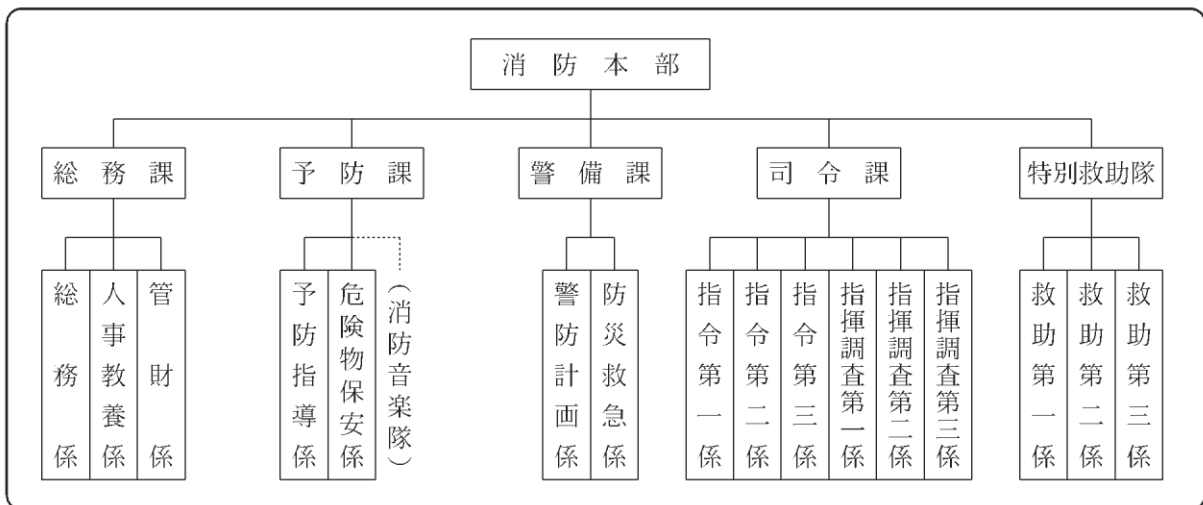
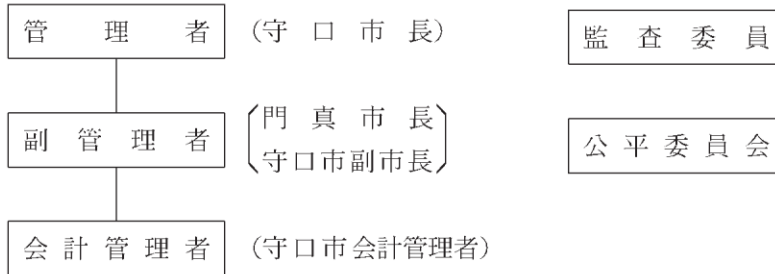
(出典：消防年報・平成26年版、平成27年4月1日現在)

消防組合議会

議員定数 15名 (守口市8名、門真市7名)

執行機関

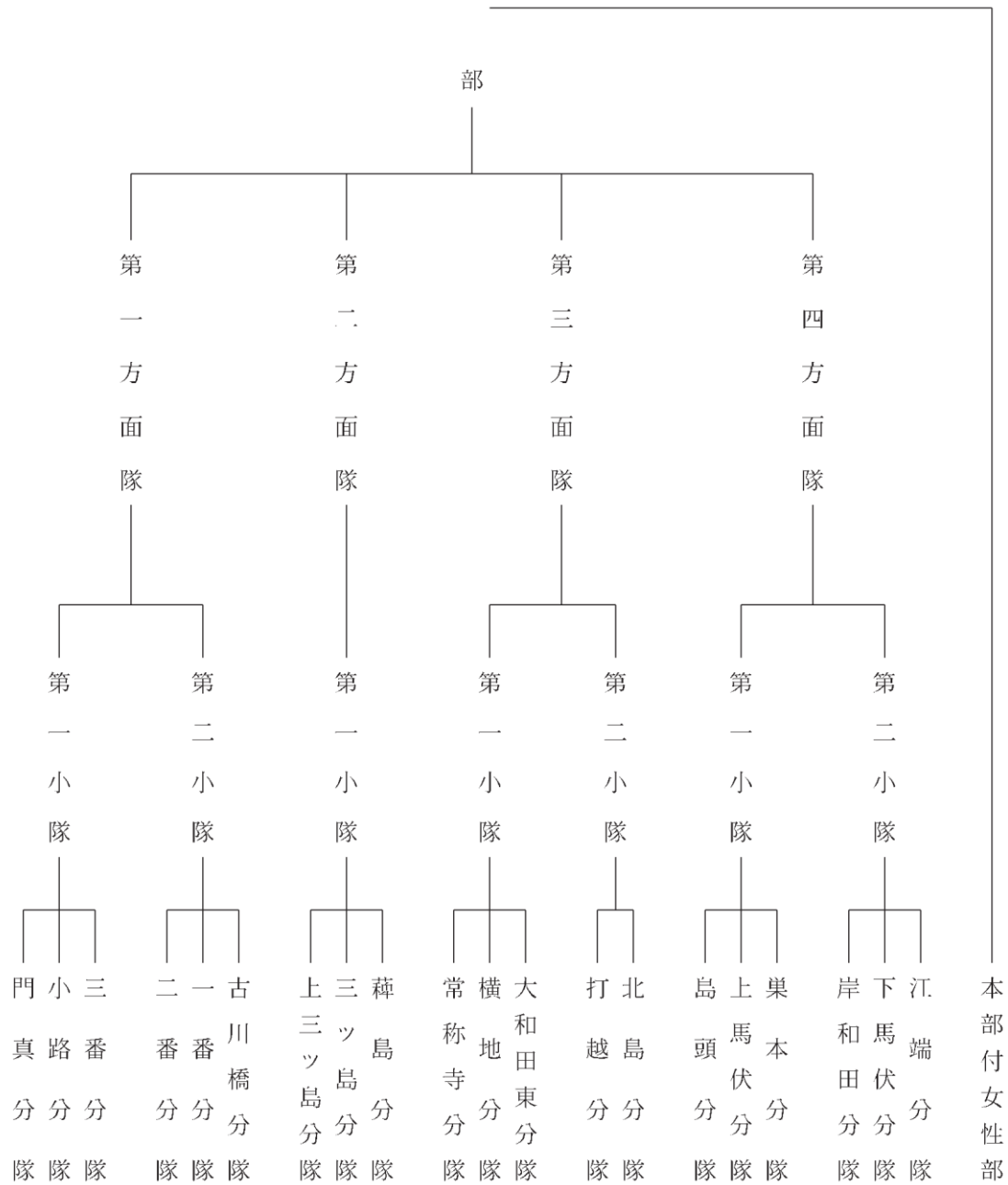
行政委員



【資料4-6 門真市消防団の組織】

(出典：消防年報・平成26年版、平成27年4月1日現在)

本



【資料４－７ 消防組合保有資器材一覧表】

(出典：消防年報・平成26年版、平成27年4月1日現在)

1 警防資器材保有状況

種別	品名	数量	種別	品名	数量
放水器具	ホース	848	測定用器具	可燃性ガス測定器	10
	ツイスターガン	35		有毒ガス測定器	3
	フォグガン	1		放射線測定器	2
	発泡器具	22	呼吸保護用具	空気呼吸器	81
	ターレット(放水砲含む)	11		同ポンベ	252
一般救助器具	三連梯子	16		簡易呼吸器(ライフレスク)	4
	空気式救助マット	2		防塵マスク	223
	救命検索発射銃	3	送排風機	2	
	サバイバースリング	10	隊員保護用器具	陽圧式化学防護服	9
	平担架・バスケット型担架	5		化学防護服(陽圧式除く)	15
重量物排除用器具	油圧ジャッキ	2		放射線粉塵用マスク	6
	油圧プレッター(大型含む)	3		放射線防護服(個人用線量計)	4(5)
	可搬式ウインチ	4	耐熱服	6	
	マンホール救助器具	2	水難救助用器具	潜水器具一式	5
	マット型空気ジャッキ	2		救命胴衣	77
	チェーンブロック	1		救命ボート	1
切断用器具	油圧切断機(大型含む)	3		船外機	2
	エンジンカッター	16		潜水用空気ポンベ	16
	ガス溶断器	1	高度救助用器具	熱画像直視装置	2
	チェーンソー	1		画像探索機	1
	鉄線カッター	2	他の救助用器具	緩降機	2
	空気鋸(エアーソー)	4		ロープ登降機	12
	空気切断機(エアカッター)	2		救助用降下機	8
鉄筋切断用チェーンソー	1	発電機		23	
破壊用器具	万能斧	48		投光器	27
	ハンマー	2		携帯投光器(強カライト等)	103
	携帯用コンクリート破壊器具	5		携帯無線機(署活動用無線機)	22(100)
	削岩機	2	その他	除染シャワー	1
		消火薬剤泡(ℓ)		2,640	

2 救急車資器材積載状況

種別	品名	数量
観察用資器材	血圧計	14
	血中酸素飽和度測定器	7
	検眼ライト	7
	心電計	7
	体温計	21
	聴診器	21
	血糖値測定器	7
	気道確保用資器材	154
資呼吸器循環管理材用	吸引器一式	14
	喉頭鏡	7
	酸素吸入器一式	14
	自動式人工呼吸器一式	7
	自動体外式除細動器	7
	手動式人工呼吸器一式	7
	マジール鉗子	21
	ビデオ硬性挿管用喉頭鏡	14
資保創器護傷材用等	固定用資器材	70
	創傷保護用資器材	175
資保温器搬送材用	雨おおい	14
	スクープストレッチャー	7
	担架	21
	バックボード	7
	保温毛布	7
器毒止感用・染材資消防	感染防止用資器材	63
	消毒用資器材	32
資通器信材用	無線装置	7
	情報通信端末	7
	携帯電話	7
その他の資器材	懐中電灯	21
	救急バック	7
	トリアージタッグ	700
	膿盆	14
	はさみ	21
	ピンセット	7
	分娩用資器材	7
冷却用資器材	14	

【資料 4－8 消防相互応援協定一覧】

(出典：消防年報・平成26年版、平成27年 4月 1日現在)

(1) 消防相互応援協定

大規模な火災、その他の災害等に対処し、消防力の効率的な運用を図るため、消防組織法の規定に基づき、次のように消防相互応援協定を締結している。

【消防相互応援協定一覧表】

協 定 名	締結年月日	協 定 市 町 村
大阪府北ブロック消防相互応援協定	昭和 40 年 6 月 22 日	吹田市・守口市・高槻市・枚方市・茨木市・寝屋川市・門真市・大東市・摂津市・四條畷市・交野市・島本町・枚方寝屋川消防組合
大阪市、守口市門真市消防組合消防相互応援協定	昭和 40 年 12 月 1 日 平成 25 年 11 月 1 日再締結	大阪市
大阪市、守口市門真市消防組合航空消防応援協定	昭和 45 年 10 月 1 日 <u>平成 22 年 4 月 1 日再締結</u>	大阪市
守口市門真市消防組合、東大阪市消防相互応援協定	昭和 51 年 3 月 22 日 <u>平成 22 年 3 月 20 日再締結</u>	東大阪市
大阪府下広域消防相互応援協定	昭和 63 年 9 月 1 日 <u>平成 26 年 10 月 1 日再締結</u>	府下の消防本部を設置する市町
第二京阪道路（枚方東インターチェンジから第二京阪門真インターチェンジまで）消防相互応援協定	平成 22 年 1 月 27 日 <u>平成 26 年 4 月 1 日再締結</u>	京田辺市・交野市・大東四條畷消防組合・枚方寝屋川消防組合

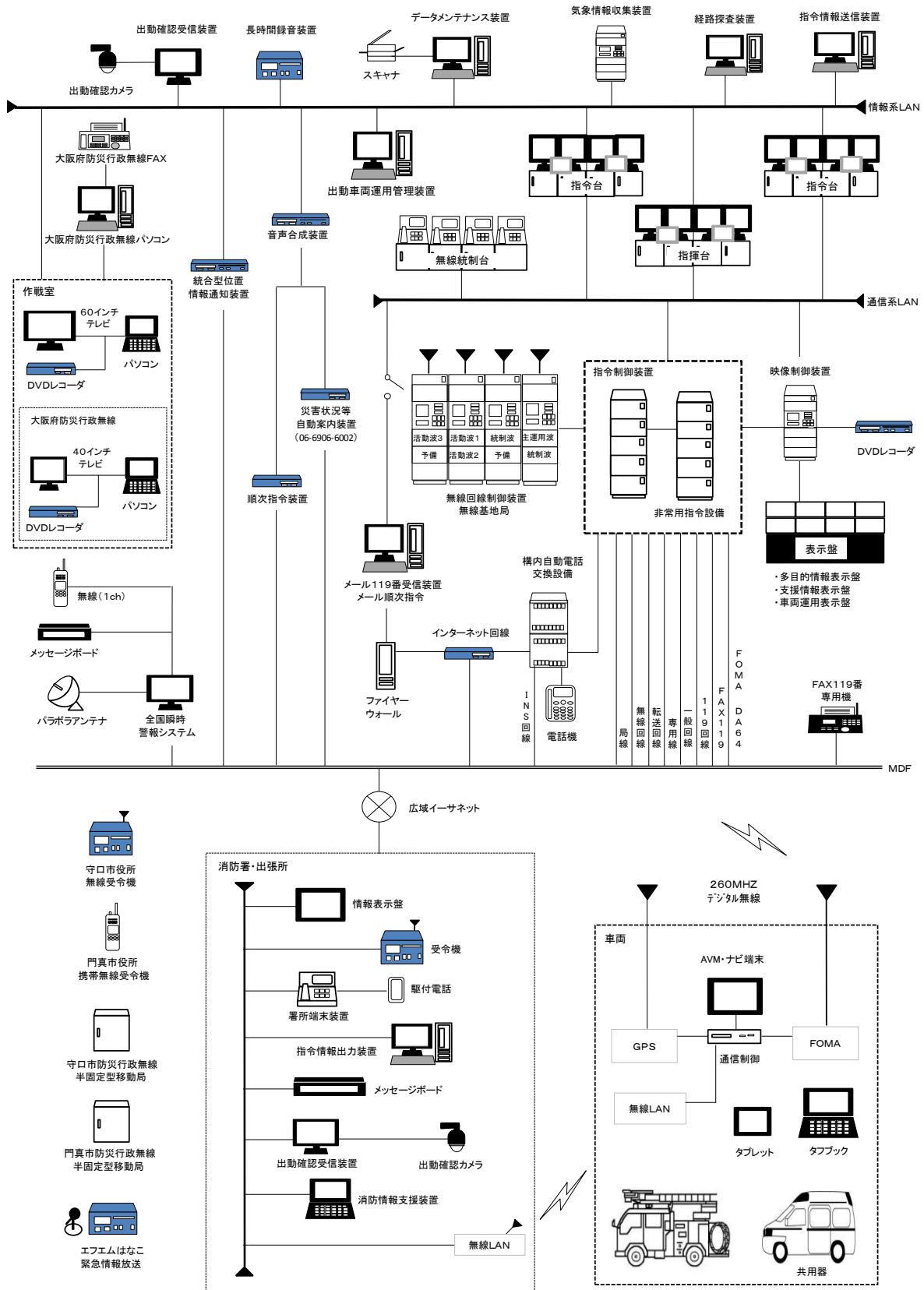
(2) 市域境界線上に位置する消防対象物の取扱に関する協定

市域境界線上に位置する消防対象物に対する消防法に基づく立入検査、消防設備等の設置指導、防火管理並びに火災の原因及び損害額の調査等の事実上の事務処理の一元化を図り、住民の便宜等を考慮するとともに、消防行政の執行を適性かつ効率的に行うため、隣接する 2 市 1 消防組合（大阪市、大東市、枚方寝屋川消防組合）と協定を締結している。

【資料4-9 消防通信】

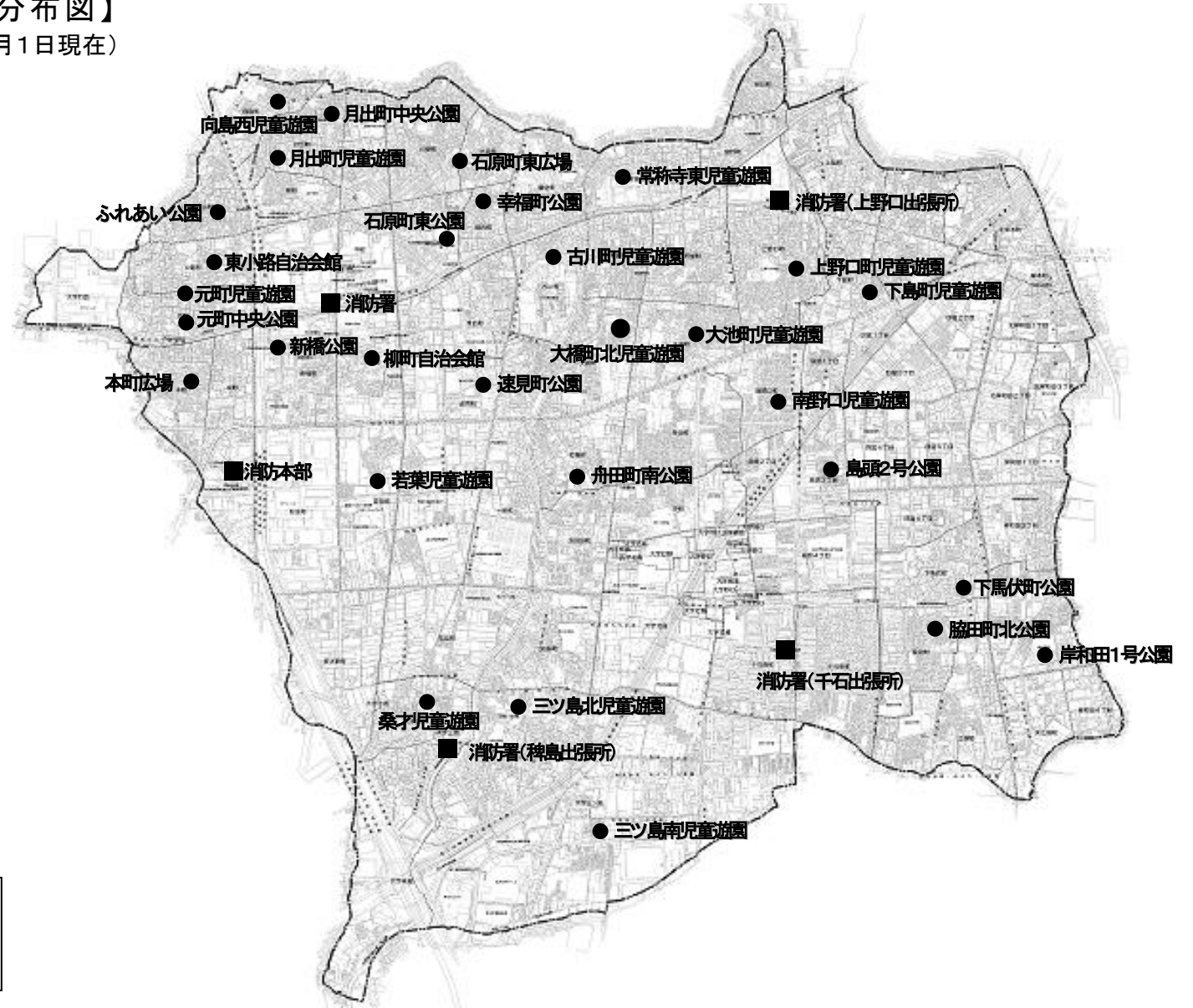
(出典：消防年報・平成26年版、平成27年4月1日現在)

通信系統図



【資料4-10 公設防火水槽分布図】

(総務部危機管理課調べ、平成27年10月1日現在)



< 凡例 >

- 防火水槽
- 消防本部・消防署・出張所

【資料4-11 貯留施設】

(上下水道局調べ、平成27年10月1日現在)

(1) 調整池 (地下に雨水を一時貯留するもの)

調整池名	貯留量 (m ³)	上面施設	完成
三ツ島調整池	24,000	テニスコート	平成7年度
一番町調整池	15,000	運転免許試験場	平成13年度
門真南調整池	35,000	道路	平成22年度

(2) 北部地下河川 (第2京阪道路地下に巨大トンネルを築造するもの)

地下河川名	貯留量 (m ³)	既設延長	既設完成
古川調整池 (鶴見立坑～古川取水立坑)	130,000	3.7km	平成14年10月
北島調整池 (古川取水立坑～北島立坑)			平成23年6月
門真調整池 (北島立坑～讃良立坑)	70,000	2.9km	平成27年6月

※ 全体計画延長：14.3km

(3) 増補幹線 (既存の流域下水道管の排水能力を補うもの)

下水道名	貯留量 (m ³)	効果	完成
大東(二)増補幹線	100,000	府道八尾枚方線をはじめとする地下、約1,100haの区域で浸水の軽減を図る	平成17年11月
大東門真増補幹線			平成25年6月
門真寝屋川増補幹線			平成25年6月

【資料4-12 門真市防災資機材貸与要綱】

(目的)

第1条 この要綱は、市内に結成された自主防災組織に対し、災害救助活動を行うために必要な災害救助用資機材（以下「防災資機材」という。）を貸与することにより、自主防災組織の育成並びに地域住民の自発的防災意識の高揚及び自主防災活動の促進を図ることを目的とする。

(意義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、地震・風水害の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において被害を防止し、若しくは軽減し、又は火災その他の災害を予防するため、地域住民の自発的な意思により自治会等を単位として結成した防災組織をいう。

(貸与の申請)

第3条 別表に定める防災資機材の貸与を受けようとする自主防災組織の代表者（以下「代表者」という。）は、門真市防災資機材貸与申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 自主防災組織の規約等
- (2) 自主防災組織の構成員及び役員の名簿
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(防災資機材の貸与)

第4条 市長は、第3条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、門真市防災資機材貸与決定通知書（様式第2号）により、当該申請のあった代表者に通知するものとする。

2 代表者は、前項の規定により、貸与を決定された防災資機材を受領したときは、速やかに門真市防災資機材受領報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(貸与の期間等)

第5条 防災資機材の貸与は、1組織に対して1回とし、貸与の期間は、3年とする。ただし、当該自主防災組織が継続して貸与を申し出た場合には、市長が必要と認めるときは、3年ごとに延長することができる。

(貸与後の防災資機材の管理及び修理等)

第6条 防災資機材の貸与を受けた自主防災組織は、善良なる管理者の注意をもって当該防災資機材を管理し、修理等の必要が生じた場合は市長と協議しなければならない。

(貸与の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、防災資機材の貸与を取り消し、当該防災資機材を返還させることができる。

- (1) 自主防災組織として適当でないと認めるとき。
- (2) 自主防災組織を解散したとき。

- (3) 不正の手段により防災資機材の貸与を受けたとき。
- (4) 貸与された防災資機材をこの要綱の目的に反して使用したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(管理)

第8条 市長は、防災資機材貸与記録簿（様式第4号）を備え、常にその状況を明らかにするものとする。

(細目)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

防災資機材一覧表
グラスファイバーハンマー（3.5kg）、鋸（300mm）、バラシバール縦型（900mm）、つるはし、アルミボルトクリッパー（350mm）、パイプ柄スコップ、レスキューアックス、テコバール、掛矢、ジャッキ（パンタグラフ式1トン）、カマセ木2個（高強度）、収納箱（プラスチックダンボール製）（1,030mm×410mm×170mm）

様式第 1 号（第 3 条関係）

門真市防災資機材貸与申請書

年 月 日

門真市長（氏 名） 様

申請者 自主防災組織名
住 所
代 表 者

⑩

防災機材の貸与を受けたいので、門真市防災資機材貸与要綱第 3 条の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 自主防災組織の世帯数
- 2 防災資機材の保管場所
- 3 添付書類等
 - (1) 自主防災組織の規約
 - (2) 自主防災組織の構成員名簿
 - (3) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）

門真市防災資機材貸与決定通知書

年 月 日

自主防災組織名
代表者 様

門真市長（氏 名）印

年 月 日申請のありました防災資機材の貸与について、次のとおり決定します。

記

貸与の期間	年 月 日～ 年 月 日
防災機材の管理場所	

※ 代表者及び管理場所が変更になった場合は、速やかに報告すること。

様式第3号（第4条関係）

門真市防災資機材受領報告書

年 月 日

門真市長（氏 名）様

自主防災組織名
住 所
代 表 者

印

次のとおり防災資機材を受領したので、門真市防災資機材貸与要綱第4条第2項の規定により報告します。

記

受 領 品 目	
防災資機材一式	
受領年月日	年 月 日
保管場所	

様式第4号（第8条関係）

防災資機材貸与記録簿

貸与 番号	自主防災組織名	貸与期間				備考
1		始 至	年 年	月 月	日 日	
2		始 至	年 年	月 月	日 日	
3		始 至	年 年	月 月	日 日	
4		始 至	年 年	月 月	日 日	
5		始 至	年 年	月 月	日 日	
6		始 至	年 年	月 月	日 日	
7		始 至	年 年	月 月	日 日	
8		始 至	年 年	月 月	日 日	
9		始 至	年 年	月 月	日 日	
10		始 至	年 年	月 月	日 日	

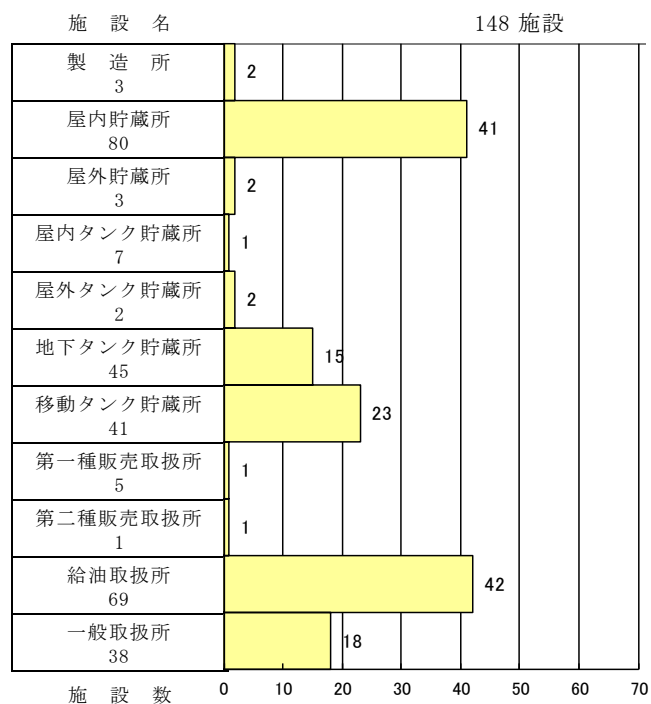
【資料5-1 中高層建築物の現況】

(消防年報・平成26年版、平成27年4月1日現在)

階	棟数
4階	549
5階	286
6階	82
7階	53
8階	38
9階	20
10階	15
11階	11
12階	2
13階	5
14階	8
15階	7
合計	1,076

【資料5-2 危険物施設数】

(消防年報・平成26年版、平成27年4月1日現在)



【資料6-1 下水道ポンプ施設一覧表】

(まちづくり部調べ、平成27年10月1日現在)

	名 称	所 在 地	口径	水量	台数
1	小路第1号ポンプ場	小路町25-18	200	5.5	2
2	月出町ポンプ場	月出町14-21	150	3.0	2
3	浜町ポンプ場	浜町9-2	150	3.1	2
4	上島第1号ポンプ場	上島町47	100	2.0	1
5	上島第2号ポンプ場	上島町47	100	2.0	1
6	上島第3号ポンプ場	上島町23-31	50	／	1
			100	1.0	2
7	宮前町第1号ポンプ場	宮野町20-17	100	0.8	1
8	宮前町第2号ポンプ場	宮野町20-17	80	1.0	1
9	宮前町第4号ポンプ場	宮野町19-19	150	3.3	1
10	宮前町第5号ポンプ場	宮野町19-8	100	1.3	1
11	宮野町中央第7号ポンプ場	宮野町12-23	350	20.0	1
12	宮野町第8号ポンプ場	宮野町9-17	100	0.6	1
13	常称寺町第1号ポンプ場	常称寺町29-20	100	0.8	1
14	常称寺町第2号ポンプ場	常称寺町11-16	100	1.4	1
15	常称寺町第3号ポンプ場	常称寺町10-3	100	2.0	1
16	常称寺町第5号ポンプ場	常称寺町1-9	100	2.0	1
17	御堂町第3号ポンプ場	御堂町6-3	100	2.0	1
18	常盤町第1号ポンプ場	常盤町1-2	50	／	1
19	常盤町第3号ポンプ場	常盤町20-21	100	2.0	1
20	大橋町ポンプ場	大橋町13-19	150	4.5	1
			300	20.0	1
21	古川橋第1号ポンプ場	古川町7-6	100	2.0	1
22	古川橋第2号ポンプ場	古川町8-24	100	2.0	1
23	古川橋第3号ポンプ場	古川町13-11	100	2.0	1
24	寿町第2号ポンプ場	寿町15-14	100	0.8	1
25	寿町第3号ポンプ場	寿町22-27	100	1.0	1
26	一番町第1号ポンプ場	一番町2-11	100	1.0	1
27	一番町第2号ポンプ場	一番町2-1	100	1.0	1
28	打越町第1号ポンプ場	打越町5-22	100	1.0	1
29	打越町第3号ポンプ場	打越町10-19	100	0.7	1

	名 称	所 在 地	口径	水量	台数
30	打越中央第4ポンプ場	打越町11-15	400	23.0	2
			400	20.0	2
			150	6.0	1
31	五月田町府住第1号ポンプ場	五月田町20-12	250	7.0	1
			150	3.0	1
32	五月田町第2号ポンプ場	五月田町22-10	150	4.0	1
33	五月田町第3号ポンプ場	五月田町26	150	3.5	1
			200	4.0	1
34	舟田町ポンプ場	舟田町34-13	150	3.0	1
35	北島町第1号ポンプ場	北島町1-8	100	1.6	1
36	北島町第2号ポンプ場	北島町4-10	100	0.5	1
37	北島町北第3号ポンプ場	北島町9-7	150	2.0	1
38	北島町第4号ポンプ場	北島町9-7	100	0.6	1
39	北島町南第5号ポンプ場	北島町9-8	80	0.6	1
			150	4.0	1
40	北島町第6号ポンプ場	北島町10-9	100	2.0	1
41	北島町第7号ポンプ場	北島町11-30	50	1.0	3
42	北島小学校第8号ポンプ場	北島町27-1	150	/	2
43	東田町第1号ポンプ場	東田町21-2	100	1.6	1
44	東田町市住第2号ポンプ場	東田町26-1	250	7.0	1
45	三ツ島第1号ポンプ場	三ツ島1丁目1-5	100	0.8	1
46	三ツ島第2号ポンプ場	三ツ島1丁目3-20	100	2.0	1
47	三ツ島第3号ポンプ場	三ツ島2丁目1-5	150	4.0	1
48	三ツ島第4号ポンプ場	三ツ島2丁目19-22	100	1.0	1
49	三ツ島第5号ポンプ場	三ツ島2丁目23	100	1.0	1
50	桑才ポンプ場	桑才294-45	100	1.5	1
51	葎島第1号ポンプ場	葎島484	100	1.0	1
52	葎島第2号ポンプ場	葎島504	100	1.0	1
53	葎島第3号ポンプ場	葎島508	100	1.0	1
54	葎島第5号ポンプ場	葎島512-2	150	1.0	1
55	上八箇荘水路排水ポンプ場	北島町849-48	350	20.0	2

【資料6-2 給水用車両及びタンク等保有一覧表】

(上下水道局調べ、平成27年10月1日現在)

	車種	台数		種類	数量
車 両	小型普通貨物	1	給 水 タ ン ク 等	給水タンク (1 t)	2基
	小型ダンプ	1		ポリ容器 (20リットル)	200本
	給水車 (2 t分積載可能)	1			

【資料6-3 水道局事業用無線】

周波数364.65/MHZ

(上下水道局調べ、平成27年10月1日現在)

無線局の種類		設置場所	呼出名称	台数	出力
基地局		上下水道局 工務課	かどますいどうほんぶ	1	5W
移動局	車載型	上下水道局 工務課	かどますいどう1、3、5、6、 8、10、14、16~22	14	10W
	携帯型	上下水道局 工務課	かどますいどう23~26	4	5W
	車携帯型	上下水道局 工務課	かどますいどう27	1	5W

【資料 7 - 1 備蓄物資一覧表】

(総務部危機管理課調べ、平成27年12月現在)

物資名	数量	備蓄場所
アルファ化米	16,340食	門真市民プラザ、脇田小学校防災備蓄倉庫、門真はすはな中学校防災備蓄倉庫、N T T門真ビル防災備蓄倉庫
缶入りパン	7,355食	門真市民プラザ、脇田小学校防災備蓄倉庫、門真はすはな中学校防災備蓄倉庫、N T T門真ビル防災備蓄倉庫
毛布	21,064枚	門真市民プラザ、脇田小学校防災備蓄倉庫、門真はすはな中学校防災備蓄倉庫、沖小学校、上野口小学校、速見小学校、北巢本小学校、第二中学校、第四中学校、第七中学校、N T T門真ビル防災備蓄倉庫
断熱シート	9,888枚	門真市民プラザ、脇田小学校防災備蓄倉庫、門真はすはな中学校防災備蓄倉庫、上野口小学校、速見小学校、北巢本小学校、第二中学校、第四中学校、第七中学校、N T T門真ビル備蓄倉庫
防水シート	9,290枚	門真市民プラザ、脇田小学校防災備蓄倉庫、門真はすはな中学校防災備蓄倉庫、上野口小学校、速見小学校、北巢本小学校、第二中学校、第四中学校、第七中学校、N T T門真ビル備蓄倉庫
飲料水袋	38,000個	門真市民プラザ、上下水道局、脇田小学校防災備蓄倉庫、門真はすはな中学校防災備蓄倉庫、N T T門真ビル防災備蓄倉庫
簡易トイレ	280基	門真市民プラザ、脇田小学校防災備蓄倉庫、N T T門真ビル防災備蓄倉庫
粉ミルク	40,560 g	門真市保健福祉センター
哺乳瓶	530本	門真市民プラザ
おむつ (子ども用、大人用)	7,384枚	門真市民プラザ、脇田小学校防災備蓄倉庫、N T T門真ビル防災備蓄倉庫
生理用品	35,539枚	門真市民プラザ、脇田小学校防災備蓄倉庫、N T T門真ビル防災備蓄倉庫
タオル	28,000枚	門真市民プラザ、脇田小学校防災備蓄倉庫、門真はすはな中学校防災備蓄倉庫、N T T門真ビル防災備蓄倉庫
便袋	41,600個	門真市民プラザ、脇田小学校防災備蓄倉庫、門真はすはな中学校防災備蓄倉庫、上野口小学校、速見小学校、第二中学校、第四中学校、第七中学校
防護衣セット	1,800着	門真市民プラザ
トイレットペーパー	422,500m	門真市民プラザ、脇田小学校防災備蓄倉庫、門真はすはな中学校防災備蓄倉庫、N T T門真ビル防災備蓄倉庫
マスク	823,120枚	門真市民プラザ、門真市保健福祉センター、脇田小学校防災備蓄倉庫、門真はすはな中学校防災備蓄倉庫、N T T門真ビル防災備蓄倉庫
消毒液	54個	門真市民プラザ

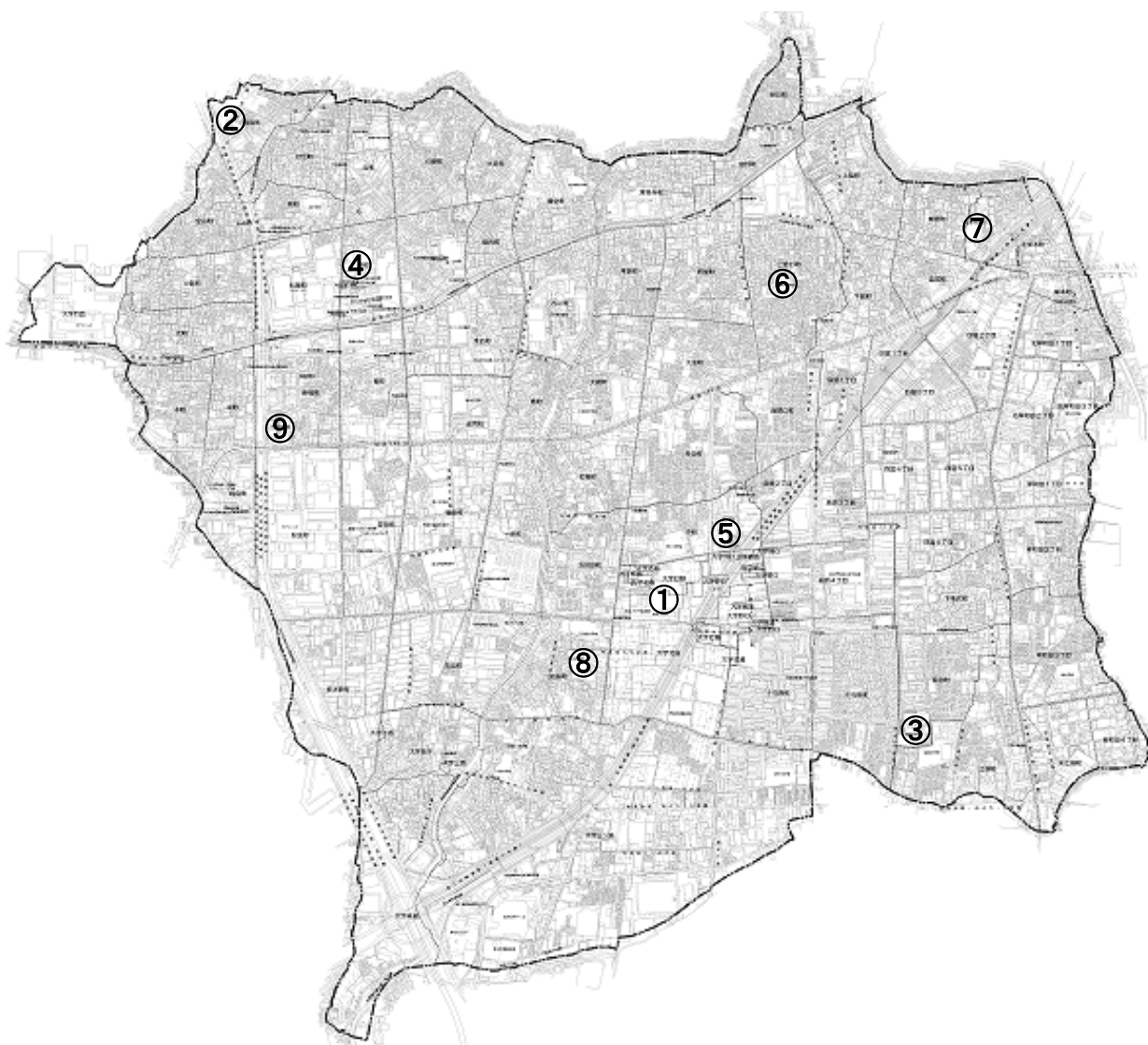
【資料 7-2 防疫用器具、器材、備蓄一覧表】

(市民生活部調べ、平成27年10月1日現在)

種 別	名 称	台 数
機動消毒用	動力噴霧機搭載車輛	2 台
動力消毒用	スイングフォグ (ポータブル式煙霧機)	1 台
	電動U L V煙霧機 (屋内害虫駆除貸出し用)	2 台
手押消毒用	手押噴霧機 9リットル	3 台
	手押噴霧機 13リットル	4 台

【資料 7-3 備蓄倉庫位置図】

備蓄倉庫	①門真市民プラザ内備蓄倉庫	北島546
	②NTT門真ビル防災備蓄倉庫	向島町2-24
	③脇田小学校防災備蓄倉庫	脇田町4-1
	④門真はすはな中学校備蓄倉庫	中町2-1
	⑤沖小学校内	沖町28-1
	⑥上野口小学校内	上野口町31-1
	⑦北巢本小学校内	北巢本町2-11
	⑧第七中学校内	北島町29-1
救援物資一時集積地	⑨市立公民館	新橋町34-24



【資料7-4 大阪府備蓄物資一覧表】

(大阪府HP参考)

平成26年4月8日現在

備蓄目標数量は、賞味期限が近いものを有効利用した後でも82万食となるように設定

品名	備蓄物資 目標数量	備蓄物資 合計	備蓄物資				備考
			北部拠点	中部拠点	南部拠点	府民センター等	
煮炊き不要食品	1,025,000 食	911,000 食	135,000 食	539,000 食	205,000 食	32,000 食	
アルファ化米		(826,100 食)	(129,500 食)	(493,800 食)	(170,800 食)	(32,000 食)	
缶入りパン		(55,000 食)	(0 食)	(27,500 食)	(27,500 食)	(0 食)	
※(アレルギー対応食)		(12,500 食)	(2,500 食)	(7,500 食)	(2,500 食)	(0 食)	
高齢者等食	17,000 食	(17,400 食)	(3,000 食)	(10,200 食)	(4,200 食)	(0 食)	
重要物資							
毛布	570,000 枚	578,867 枚	112,550 枚	326,350 枚	130,000 枚	9,967 枚	
哺乳瓶	3,900 本	3,900 本	960 本	1,980 本	960 本	0 本	
紙おむつ	123,000 枚	128,260 枚	11,839 枚	69,937 枚	28,528 枚	17,956 枚	
生理用品	1,350,000 枚	1,410,544 枚	339,600 枚	716,224 枚	337,720 枚	17,000 枚	
簡易トイレ	1,700 基	1,700 基	450 基	850 基	400 基	0 基	
肌着	組	42,500 組	3,671 組	26,329 組	12,500 組	0 組	
タオル	枚	34,353 枚	0 枚	23,853 枚	0 枚	10,500 枚	
ティッシュ	個	35,600 個	0 個	25,100 個	0 個	10,500 個	
飲料水袋	袋	101,900 袋	0 袋	61,900 袋	40,000 袋	0 袋	
作業服	着	584 着	0 着	584 着	0 着	0 着	
マスク	枚	525,000 枚	0 枚	525,000 枚	0 枚	0 枚	
ペットボトル水	820,000 本	328,000 本	0 本	328,000 本	0 本	0 本	
移動式仮設風呂	3 基	3 基	1 基	1 基	1 基	0 基	
かにパン	袋	2,760 袋	メーカー側ランニングストック 三立製菓(株)				
漬物	トン	18 トン	" 大阪府漬物事業協同組合				
粉ミルク	1,153,440 g	1,152 缶	" 森永乳業				320g入り
		1,320 缶	" ビーンスタークスノー				300g入り
		3,600 箱	" 明治乳業				108g入り
アレルギー対応粉ミルク	115,200 g	96 缶	" ビーンスタークスノー				350g入り
		96 缶	" 明治乳業				850g入り

○ 調達対応

精米 (4社)	災害救助用精米の保管及び供給等の協力に関する協定 (株)大阪第一食糧・幸南食糧(株)・幸福米穀(株)・(株)丸三	(倉庫保管料を負担し確保 6食分相当) 在庫報告量 492万食 (984トン)	
災害用医療物資 確保・供給	災害用医療物資確保・供給業務を委託 災害拠点病院(大阪府立急性期・総合医療センターなど13箇所)	推定入院患者の3日分	
災害用医薬品等 備蓄・供給	災害用医薬品等備蓄・供給業務を委託 (社)大阪府薬剤師会・大阪府医薬品卸協同組合	推定入院・外来患者の7日分(上記推定入院患者の3日分を除く)	
即席麺 (5社)	り災者用食糧確保を依頼 (日清食品ホールディングス(株)・明星食品(株)・ハウス食品(株)・サンヨー食品(株)・エースコック(株))	依頼食数 305万食	数量確保分 (約4食)
乾パン(三立パン)	り災者用食糧確保を依頼(三立製菓(株))	依頼食数 9万食	
マクビティミニビスケット	り災者用食糧確保を依頼(明治製菓(株))	依頼食数 9万食	
○ 飲料の提供協力 カ・コ・ラウエスト、ダイト・ドリコ、アサヒ飲料、ジャパンビバレッジ：指定された物流拠点・災害対応型自動販売機の飲料無償提供			
○ 救助用物資の供給協力 イオンリテール、イズミヤ、イトーヨーカ堂、オーク、関西スーパーマーケット、近商ストア、スーパーナショナルダイエー、ピーコックストア、阪食、 平和堂、ライフコーポレーション、マイカル、イオンマルシェ、万代、コナン商事、国分グローサースチェーン、サークルKサンクス、セブン-イレブン・ジャパン、デイリーヤマザキ、 ファミリーマート、ポプラ、ローソン、コメリ：保有・調達可能な救助用物資の供給協力			

※「食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令」(平成23年内閣府令第45号)で法令上表示を義務付けられている7品目(卵・乳・小麦・落花生・えび・そば・かに)及び通知で表示を奨励されている20品目(いくら・キウイフルーツ・くるみ・大豆・バナナ・やまいも・カシューナッツ・もも・ごま・さば・さけ・いか・鶏肉・りんご・まつたけ・あわび・オレンジ・牛肉・ゼラチン・豚肉)とされている特定原材料等を使用していないものをアレルギー対応としています。

【資料 7-5 大阪府災害救助用食料緊急引渡要領】

(趣旨)

第1 この要領は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）（以下「基本要領」という。）、「災害救助用精米の保管及び供給等の協力に関する協定」（平成9年6月2日、平成15年5月28日、平成24年4月2日、平成27年4月1日）（以下「精米基本協定」という。）及び「災害救助用漬物の保管に関する協定」（平成8年8月8日）（以下「漬物保管協定」という。）に基づき、災害救助法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）が発動された場合における政府所有の米穀、米穀販売事業者所有の精米及び大阪府所有の漬物（以下「災害救助用食料」という。）の緊急引渡について、必要な事項を定める。

(緊急引渡を行う場合)

第2 この要領に定める災害救助用食料の引渡しは、災害救助法又は国民保護法が発動された場合において、当該災害地を管轄する市町村長から被災者及び災害救助従事者に対する食料の緊急引渡しの要請があり、知事が救助食料の引渡しを決定した場合に実施する。

(引渡品目)

第3 緊急引渡しを行う品目は米穀（精米又は玄米）及び漬物とする。

(引渡数量)

第4 緊急引渡を行う数量は、次表のとおりとする。

区 分 \ 品 目	米 穀	漬 物
被災者供給用	精米1人1食当たり200g 又は 玄米1人1食当たり220g	1人1食当たり 20g
災害救助 従事者供給用	精米1人1食当たり300g 又は 玄米1人1食当たり330g	1人1食当たり 20g

(引渡手続)

第5 災害救助用食料の緊急引渡しの手続きは、次のとおりとする。

1. 知事と市町村長の連絡ができる場合

(1) 米穀（精米又は玄米）

① 市町村長は知事に災害救助用食料の引渡要請を事前に行うとともに、災害救助用食料緊急引渡申請書（様式第1号）を提出する。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

② 知事は、市町村長の申請に基づき引渡数量を決定し、米穀販売事業者の倉庫の所在地と被災市町村との距離、倉庫の在庫数量等を勘案したうえで、米穀販売事業者がその引渡数量を十分に供給できる場合には③、十分に供給できない場合には併せて④の手続きを行うものとする。

③米穀販売事業者が十分に供給できる場合

ア 知事は、米穀販売事業者の中から精米の供給を行う業者（以下「供給業者」という。）を選定し、災害救助用食料（精米）供給要請書（様式第2号）により精米の供給要請を行う。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

この際に知事は、供給業者以外の米穀販売事業者に対しても、電話等により連絡を行い、い

つでも対応できる体制を取るよう要請するものとする。

イ 知事の要請を受けた供給業者は、知事が指定する場所へ精米を輸送し、市町村長へ納品書と併せて引渡しを行う。この時、供給業者が輸送手段を確保できない場合は、知事がこれを斡旋するものとする。

ウ 市町村長は、精米の受領後、速やかに供給業者へ災害救助用食料（精米）受領書（様式第3号）を1部提出する。

エ 市町村長は、災害救助用食料（精米）受領報告書（様式第4号）に災害救助用食料（精米）受領書（様式第3号）及び納品書の原本を添えて、速やかに知事に1部提出し、納品書の写しについては市町村長において保管するものとする。

④米穀販売事業者が十分に供給できない場合

ア 知事は、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）に対し、政府所有米穀の引渡しに関し電話等により連絡し、その後速やかに災害救助用米穀の引渡要請書（様式第5号）を提出する。

イ 政策統括官は、アの要請を受け、政府所有米穀の販売、保管、運送等の一連の業務について委託を受けた者（以下、「受託事業者」という。）及び知事と連絡調整を行い、供給する災害救助用米穀及び引渡方法を決定する。

ウ 知事は、政策統括官と政府所有主要米穀売買契約書（基本要領様式4-23）により契約を締結する。

エ 政策統括官は、ウの売買契約の締結後、速やかに受託事業者に対し知事又は知事が指定した者（以下「指定引取人」という。）に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

オ 知事又は指定引取人は、災害救助用米穀の受領後、速やかに受託事業者が発行する引渡通知書（仮称）と引換えに災害救助用食料（米穀）受領書（様式第6号）を提出し、必要に応じて米穀販売事業者に対し災害救助用米穀のとう精を要請する。

カ 市町村長は、災害救助用米穀の受領後、速やかに知事又は指定引取人へ災害救助用食料（米穀）受領書（様式第6号）を1部提出する。

キ 指定引取人からの引渡しを受けた市町村長は、災害救助用食料（米穀）受領報告書（様式第7号）に災害救助用食料（米穀）受領書（様式第6号）及び納品書の原本を添えて、速やかに知事に1部提出し、納品書の写しについては市町村長において保管するものとする。

(2) 漬物

ア 市町村長は知事に災害救助用食料の引渡要請を事前に行うとともに、災害救助用食料緊急引渡申請書（様式第1号）を提出する。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

イ 知事は、市町村長の申請に基づき引渡数量を決定し、大阪府所有の漬物を保管している者（以下「漬物保管者」という。）に災害救助用食料（漬物）引渡指示書（様式第8号）により、漬物の引渡指示を行う。

ただし、指示書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により要請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

ウ 知事の指示を受けた漬物保管者は、知事が指定する場所に漬物を輸送し、市町村長へ納品書と併せて引き渡す。この時、漬物保管者が輸送手段を確保できない場合は、知事がこれを斡旋するものとする。

エ 市町村長は、漬物の受領後、速やかに漬物保管者へ災害救助用食料（漬物）受領書（様式第9号）を1部提出する。

オ 市町村長は、災害救助用食料（漬物）受領報告書（様式第10号）に災害救助用食料（漬物）受領書（様式第9号）及び納品書の原本を添えて、速やかに知事に1部提出し、納品書の写しについては市町村長において保管するものとする。

2. 交通、通信の途絶等のため知事と市町村長の連絡がつかない場合

(1) 米穀（玄米）

ア 市町村長は、政策統括官に対し、引渡しを電話等で要請のうえ、連絡のつき次第、知事にその旨連絡することとする。

イ 知事は、アの連絡を受けた後、1の(1)の②以降により、災害救助用食料の引渡しの手続を行う。

(2) 漬物

ア 市町村長は、漬物保管者に対し、引渡しを電話等で要請のうえ、連絡のつき次第、知事にその旨連絡することとする。

イ 知事は、アの連絡を受けた後、1の(2)のイ以降により、災害救助用食料の引渡しの手続を行う。

(買受手続等)

第6 知事は、市町村長が第5の1の(1)の③及び2の(1)により災害救助用食料を受領したときは、精米基本協定第8条第1項の規定に基づき価格の決定を速やかに行うものとする。

(代金納付)

第7 知事は、第5の1の(1)の③及び2の(1)による災害救助用食料を受領した場合は、精米基本協定第8条に基づく請求があった日から起算して30日以内に供給業者に、第5の1の(1)の④による災害救助用食料を受領した場合は、基本要領様式4-23第3条の規定に基づき政策統括官に、第5の1の(2)及び2の(2)による災害救助用食料を受領した場合は、漬物保管協定第3条第2項に基づく請求のあった日から起算して30日以内に漬物保管者に、それぞれ納付するものとする。

附 則

- 1 この要領は平成2年4月1日から施行する。
- 2 災害時における米穀及び乾パンの応急配給要領(昭和59年9月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要領は平成6年8月4日から施行する。

附 則

この要領は平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要領は平成18年10月2日から施行する。

附 則

この要領は平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要領は平成22年6月3日から施行する。

附 則

この要領は平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要領は平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要領は平成27年12月1日から施行する。

【資料 8 - 1 要配慮者関連施設一覧表】

(注) 「淀川」の欄：淀川の浸水想定区域内の施設は○
「寝屋川」の欄：寝屋川流域の浸水想定区域内の施設は○

1. 病院・診療所

(保健福祉部調べ、平成27年10月1日現在)

No.	医療機関名	所在地	診療科目	淀川	寝屋川
1	CLモロイ	下島町1-18	内科 消化器科 外科 皮膚科 放射線科 脳神経外科	○	○
2	永浜クリニック	野里町 16-21	内科 循環器科 胃腸科 消化器 科 呼吸器科 アレルギー科 小 児科 放射線科	○	
3	青山内科	南野口町 36-18	内科 小児科 放射線科	○	
4	荒井医院	新橋町8-31 日晃マンション308号	内科 精神科	○	
5	飯藤産婦人科	末広町2-7	産婦人科 小児科 麻酔科	○	
6	神谷産婦人科	本町 25-8	産婦人科 内科 小児科	○	
7	いしだ耳鼻咽喉科	南野口町 15-15	耳鼻いんこう科	○	
8	いそのクリニック	島頭4丁目8-18	内科 循環器内科 小児科	○	○
9	猪妻医院	江端町 37-20	内科 皮膚科	○	○
10	いぶきクリニック	幸福町1-37	内科 泌尿器科 放射線科	○	
11	いぶきクリニック分院	幸福町1-40	泌尿器科 リハビリテーション科	○	
12	今泉耳鼻咽喉科クリニ ック	末広町7-5 樋口ビル2階	アレルギー科 小児耳鼻咽喉科 耳鼻咽喉科	○	
13	今村血管外科クリニック	宮野町3-23 メリックビル1階	外科 血管外科 消化器外科	○	
14	栗山診療所	幸福町 19-18	耳鼻咽喉科	○	
15	西牧整形外科クリニック	幸福町1-17	整形外科 形成外科 内科 リハ ビリテーション科	○	
16	門真けいじん会クリニック	堂山町 26-3	内科	○	
17	ふくいクリニック	五月田町 38-12 ナカニシビル	内科 循環器内科 腎臓内科 漢 方内科 リハビリテーション科	○	○
18	かんやまクリニック	末広町1-11	胃腸内科 内視鏡内科 肛門外科	○	
19	津本医院	舟田町5-32	内科 消化器内科 肛門外科 外 科 皮膚科 リハビリテーション科 整形外科	○	
20	堺医院	新橋町 17-17	内科 循環器科 小児科	○	
21	渡辺医院	野里町 15-8	眼科	○	
22	中竹医院	末広町 38-31 モナリサ1階	皮膚科	○	
23	くさかクリニック	向島町3-1	皮膚科 リハビリテーション科 整 形外科	○	
24	高橋医院	宮前町 18-5	内科 消化器内科	○	○
25	まえだ皮膚科	常盤町4-20	皮膚科 形成外科	○	
26	松下こどもクリニック	末広町 18-9	小児科	○	
27	富樫クリニック	岸和田3丁目1-26	内科 小児科 皮膚科	○	○
28	ますむらクリニック	殿島町6-4 守口門真商工会館3階	内科	○	

No.	医療機関名	所在地	診療科目	淀川	寝屋川
29	あいわ診療所	新橋町2-12	腎臓内科 内科 脳神経外科 皮膚科 泌尿器科 外科 放射線科	○	
30	正幸会病院	中町 11-54	内科 放射線科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科	○	
31	くまにしクリニック	向島町3-35 ベアーズ2階 34B	胃腸内科 内科 外科	○	
32	任医院	舟田町 39-10	内科 外科	○	
33	柏友会クリニック	北岸和田1丁目2-23	内科 整形外科 リハビリテーション科	○	○
34	松島眼科	幸福町5-17	眼科	○	
35	こう整形外科	島頭3丁目3-5 クレール白鳩1階	整形外科 リハビリテーション科	○	
36	植村医院	島頭4丁目 25-11	内科 漢方内科 リウマチ科 整形外科	○	○
37	内田クリニック	末広町7-8 幸福ビル5号館2階	内科 リハビリテーション科 整形外科	○	
38	大阪キリスト教社会館診療所	島頭4丁目 11-11	内科 眼科	○	○
39	大嶋眼科医院	末広町 31-12-112	眼科	○	
40	大谷整形外科クリニック	幸福町 20-3	整形外科 リハビリテーション科	○	
41	大西クリニック	大倉町 31-5	内科 消化器科 放射線科	○	
42	おはらクリニック	新橋町3-3棟 308	精神科 心療内科 神経科	○	
43	柏木クリニック	朝日町 21-3-100 カルチェダムール	整形外科 リハビリテーション科 内科 循環器科 皮膚科	○	
44	門真市保健福祉センター診療所	御堂町 14-1	内科 小児科 歯科	○	
45	金子産婦人科	大倉町6-14	産婦人科	○	
46	萱島生野病院	上島町 22-11	内科 神経内科 脳神経外科 外科 心臓血管外科 整形外科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 救急科 麻酔科 消化器内科 循環器内科	○	○
47	川上眼科	大倉町8-29	眼科	○	
48	河村クリニック	常盤町5-2	外科 消化器内科 整形外科	○	
49	完山外科胃腸科診療所	垣内町 16-18	内科 外科 皮膚科 泌尿器科 胃腸科 整形外科	○	
50	喜多診療所	本町 10-22 本町ビル2階	皮膚科 泌尿器科	○	
51	きたなか耳鼻咽喉科	常称寺町 16-56	耳鼻咽喉科	○	
52	北村診療所	千石西町 15-12	内科 小児科 皮膚科	○	
53	栗林クリニック	元町4-5	内科 産婦人科 リハビリテーション科	○	
54	香西クリニック	幸福町 10-10	精神科 神経内科	○	
55	坂井医院	栄町4-13	内科	○	
56	ささき皮フ科・形成外科	新橋町3-3-310 門真プラザ3階 310	形成外科 皮膚科	○	

No.	医療機関名	所在地	診療科目	淀川	寝屋川
57	ささや眼科クリニック	末広町 41-2 ダイエー古川橋駅前店3階	眼科	○	
58	佐野医院	野里町 11-9	内科 小児科 循環器科 胃腸科 外科 皮膚科 整形外科 リハビリ テーション科 形成外科	○	
59	嶋田医院	常称寺町 20-4	内科 呼吸器科 胃腸科 循環器 科	○	
60	鈴木診療所	松葉町6-26	内科 外科 皮膚科 こう門科	○	
61	すどう耳鼻咽喉科	新橋町 13-16 ハニーボックス門真1階	耳鼻咽喉科	○	
62	整形外科せいのクリニッ ク	末広町 31-10 サンコオア第2ビル1階	整形外科 リハビリテーション科	○	
63	摂南総合病院	柳町1-10	内科 呼吸器科 消化器科 胃腸 科 循環器科 小児科 外科 眼 科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 放射線科 耳鼻咽喉科 リハビリ テーション科 麻酔科 脳神経外 科 整形外科	○	
64	蒼生病院	北島 288	内科 消化器内科 糖尿病内科 内分泌内科 循環器内科 神経 内科 呼吸器内科 外科 消化器 外科 腹部外科 乳腺外科 肛門 外科 形成外科 整形外科 リウ マチ科 眼科 皮膚科 泌尿器科 婦人科 麻酔科 放射線科 リハ ビリテーション科 歯科口腔外科	○	
65	高橋クリニック	千石東町2-46 ウインズビル1階A	消化器内科 外科 内科	○	○
66	竹内医院	大倉町6-13	内科 消化器・肝臓内科 アレル ギー科 循環器内科	○	
67	竹田クリニック	野里町2-23 すみれビル1F	内科 消化器科 循環器科 呼吸 器科 放射線科	○	
68	竹野クリニック	柳田町 27-1	内科 外科 消化器内科 肛門外科	○	
69	田中診療所	宮野町7-2	外科 皮膚科 泌尿器科 リハビリ テーション科 整形外科	○	
70	たにざわクリニック	三ツ島1丁目2-22	内科 小児科 リハビリテーション科	○	
71	田部医院	石原町6-1	内科 消化器科 小児科	○	
72	津久田医院	上野口町 38-5	内科 小児科	○	
73	つじかわ耳鼻咽喉科	江端町 40-8 メゾンヒラク1階	耳鼻咽喉科	○	○
74	つむき内科クリニック	常称寺町 16-56	内科 消化器内科	○	
75	寺西内科	本町 30-15	内科 リウマチ科 アレルギー科	○	
76	土肥医院	上野口町 12-1	内科 胃腸科 皮膚科 放射線科	○	
77	杉本クリニック	垣内町 12-32 古川橋プラザ1階	内科 消化器内科	○	
78	中川医院	四宮5丁目7-13	内科	○	
79	中塚医院	浜町 19-3	内科 小児科 放射線科	○	○

No.	医療機関名	所在地	診療科目	淀川	寝屋川
80	長岡整形外科クリニック	常称寺町 17-5 MKビル1階	リウマチ科 リハビリテーション科 整形外科	○	
81	長瀬診療所	三ツ島4丁目 21-35	消化器内科 外科 内科 整形外科 泌尿器科 皮膚科 リハビリテ ーション科	○	○
82	ナチュラル内科クリニック	本町 43-12 大和マンション 105	内科(ペインクリニック) 漢方内 科	○	
83	成田医院	栄町5-6 シティライフ門真1階	内科 消化器科 胃腸科 外科 整形外科 皮膚科	○	
84	ナンバ診療所	大池町 22-26	内科 胃腸科 小児科 整形外科	○	
85	にしうらクリニック	本町7-15 ジョイフル山下1階	心療内科 精神科	○	
86	西川内科	幸福町 11-1	内科 小児科	○	
87	西口眼科	宮野町3-10	眼科	○	
88	西田内科	本町9-6	内科 消化器科 循環器科 呼吸 器科 放射線科	○	
89	丹羽外科	栄町 23-12	消化器科 外科 皮膚科 整形外科	○	
90	はすい小児科	向島町3-35 ベアーズ2階 34A	小児科	○	
91	ばば小児科	本町 43-38	アレルギー科 小児科	○	
92	パナソニック株式会社 A VCネットワーク社 南門 真健康管理室	松生町1-15	内科	○	
93	ひろた内科	大字横地 607-1	内科 胃腸科 循環器科	○	○
94	福岡整形外科	常盤町7-12	外科 リハビリテーション科 整形 外科	○	
95	福森胃腸科放射線科	新橋町3-3-301	内科 放射線科 消化器科	○	
96	益田診療所	石原町 18-15	内科 消化器科 循環器科 呼吸 器科 小児科 皮膚科 放射線科 リハビリテーション科	○	
97	みどり診療所	城垣町2-33	内科 整形外科 リハビリテーシ ョン科 皮膚科 リウマチ科	○	○
98	南川クリニック	新橋町1-18 ロジューマン門真1階	脳神経外科 内科 リハビリテ ーション科 放射線科	○	
99	室谷クリニック	東江端町1-19 サンピア 211階	内科 外科 胃腸科 こう門科	○	○
100	もりもと内科クリニック	江端町 38-20	内科 消化器科 麻酔科	○	○
101	安田眼科クリニック	岸和田3丁目 1-26 富樫ビル2階	眼科	○	○
102	吉岡医院	朝日町 15-1	内科 小児科 皮膚科	○	○
103	ヨシダクリニック	末広町 26-6	内科 小児科 循環器科	○	
104	よしだメディカルクリニック	寿町 21-37	内科 小児科 皮膚科 整形外科	○	
105	よしはら小児科クリニック	岸和田3丁目 36-10 サンピカA101A	アレルギー科 小児科	○	○

(大阪府医療機関情報システムHPを参考に一部加工)

2. 高齢者福祉施設

(保健福祉部調べ、平成27年10月1日現在)

施設名称	所在地	淀川	寝屋川
特別養護老人ホーム門真荘	堂山町25-20	○	
ナーシングホーム智鳥	北島町12-3	○	○
特別養護老人ホーム三養苑	大字桑才294-5	○	
特別養護老人ホームはるかの郷	柳田町27-21	○	
特別養護老人ホームつくしの里	大橋町12-8	○	
特別養護老人ホーム門真千寿園	大字野口822	○	○
特別養護老人ホーム四宮三養苑	四宮5丁目4-22	○	
地域密着型介護老人福祉施設 はすゆめ	堂山町25-15	○	
介護老人保健施設摂南の郷	柳町3-33	○	
介護老人保健施設門真老健ひかり	北岸和田1丁目14-23	○	○
介護老人保健施設蒼の里	島頭3丁目1-15	○	
ケアハウスロータス	堂山町25-25	○	
ロイヤルガーデン	柳田町27-22	○	
有料老人ホームクオレ門真	南野口町10-8	○	
エイジフリー・ライフ大和田	常称寺町10-1	○	
クルーヴくすのき・萱島	上島町46-1	○	○
フォーユー門真	三ツ島2丁目8-15	○	○
ハピネスさつきの里	三ツ島2丁目2-28	○	
青蓮荘	三ツ島3丁目13-25	○	
スーパーコート門真	柳町11-27	○	
ここわ	堂山町7-5	○	
ガーデンヒルズ門真	堂山町24-5	○	
リ・エール沖町	沖町17-7	○	○
フルール摂南	柳町3-32	○	
シニアライフ門真	小路町13-2	○	
ファミリーモア八重桜 門真館	江端町13-13	○	○
門真レジデンスひかり	北岸和田1丁目14-23	○	○
レガート門真	四宮3丁目2-5	○	○
アプリシェイト門真	新橋町13-16	○	
寿洛苑	野里町11-7	○	
いこいの杜 十和音	岸和田3丁目27-15	○	
おもてなしハイジ	大倉町15-1	○	
FMCグループホーム一番町	一番町6-7	○	
光の森グループホームゆり	岸和田2丁目16-10	○	○
街かどケアホームれんか	三ツ島1丁目17-10	○	○
グループホームみどり	城垣町2-33	○	○
サンホーム桑才	大字桑才159番地1	○	
グループホーム門真千寿園	野口822番地	○	○
門真グループホームラガール	新橋町27-12	○	
門真小規模多機能施設ラガール	〃	○	
けいはん医療生活協同組合小規模 多機能ホームはすね	城垣町2-33	○	○
小規模多機能ホーム大和田ちどり	野里町26-17	○	
門真市老人福祉センター	御堂町12-5	○	

施設名称	所在地	淀川	寝屋川
高齢者ふれあいセンター	岸和田3丁目44-11	○	
地域高齢者交流サロン	沖町28-2	○	

3. 障がい者福祉施設

(保健福祉部調べ、平成27年10月1日現在)

名称	所在地	淀川	寝屋川
ジェイ・エス ステージ	桑才新町24-1	○	
第2ジェイ・エス ステージ	四宮5丁目7-13 ロイヤルハイツ門真	○	
ジェイ・エス ステージB	千石東町2-41-38	○	
第3ジェイ・エス ステージ	千石東町2-5-7	○	
障セ・ウィタン	三ツ島2119	○	○
パン・ド・ミー10	三ツ島3丁目5-35	○	○
グレース工房	東田町12-1	○	
仲間の家たけのこ	岸和田3丁目38-18	○	
サンタランド	島頭4丁目1-16	○	
ルージュ作業所	幸福町25-15	○	
ホワイトハウス	宮野町6-6-10B	○	
サニーデイ	新橋町17-8 ライズビル1階	○	
こもれび	柳町16-8	○	
ヒマワリホーム	幸福町21-5	○	
門真市障がい者福祉センター	御堂町14-1 保健福祉センター2階	○	
ボスコ (BOSCO)	千石東町2-46ウインズビル3階	○	
法人NPO大阪精神障害者 就労支援ネットワーク (JSN門真)	末広町40-3 アリーナ古川橋5階	○	
地域活動支援センター あん	宮野町2-20東栄ビル2階	○	
ふろんていあ	新橋町22-24-103	○	
アースファーム	三ツ島741-1	○	
デイサービスセンター智鳥	北島町12-3	○	
ほにいず	末広町36-10-202・302	○	
ライフケア花風	末広町11-21	○	
就労支援センター門真	末広町32-5 ポポロタカヒロ205	○	
就労移行支援事務所クローバー	野里町9-24朝日プラザ1階	○	

4. 児童福祉施設

(保健福祉部調べ、平成27年10月1日現在)

名称	所在地	淀川	寝屋川
門真市立こども発達支援センター	北島546	○	
タートル	舟田町24-35	○	
放課後等デイサービスなかよしハウス	柳田町7-20	○	
放課後等デイサービスげんきハウス	新橋町13-15 1階	○	
門真市障がい者福祉センター 放課後等デイサービス「すてっぷ」	御堂町14-1 2階	○	
ピース	小路町7-32	○	
キッズ・レインボー	本町14-13	○	
ジェイ・エス ステージ ジュニア	千石東町2-41-13	○	○
ぴあ	幸福町28-15 クレアドール1階	○	

5. 保育園

(保健福祉部調べ、平成27年10月1日現在)

名 称	所 在 地	淀川	寝屋川
公立保育園			
上野口保育園	上野口町46-13	○	
浜町保育園	浜町17-8	○	○
南保育園	野口826	○	
私立保育園			
古川園	古川町7-3	○	
門真保育園	本町19-5	○	
めぐみ保育園	四宮5丁目6-15	○	○
智島保育園	北島町12-20	○	○
脇田保育園	脇田町2-8	○	
北巢本保育園	北巢本町37-11	○	
うちこし保育園	打越町3-3	○	
三ツ島保育園	三ツ島6丁目25-1	○	○
きたじま保育園	五月田町4-1	○	○
柳町園	柳町14-10	○	
いずみっこ保育園	泉町3-6	○	
ファースト保育園(三ツ島保育園分園)	大池町22-24	○	
私立認定こども園			
幼保連携型認定こども園おおわだ保育園	野里町41-39	○	
認定こども園まことしょうじこども園	小路町7-34	○	
柳町園	柳町14-10	○	
私立小規模保育事業所			
門真学園	古川町14-3	○	
簡易保育施設			
麦の子共同保育園	沖町19-4	○	
たんぼぼ保育園	元町18-15	○	
門真学園	古川町14-3	○	
末広保育所	末広町2-15	○	
なごみ広場	栄町4-16	○	
都市型保育園 ポポラー大阪古川橋	垣内町1-20-115	○	
KidsハッピーハウスPonPon	三ツ島3丁目8-12	○	

6. 幼稚園

(教育委員会事務局調べ、平成27年10月1日現在)

名 称	所 在 地	淀川	寝屋川
公立幼稚園			
南幼稚園	千石西町13-8	○	
大和田幼稚園	大橋町5-21	○	
私立幼稚園			
大阪愛徳幼稚園	元町5-16	○	
すずらん幼稚園	上島町17-32	○	○
さくら幼稚園	千石東町10-10	○	
大阪ひがし幼稚園	三ツ島3丁目12-28	○	
たちばな幼稚園	柳田町6-2	○	
だいわ幼稚園	野里町41-19	○	
門真めぐみ幼稚園	四宮3丁目10-24	○	○
ふじ幼稚園	泉町3-20	○	○

(注) 「淀川」の欄：淀川の浸水想定区域内の施設は○

「寝屋川」の欄：寝屋川流域の浸水想定区域内の施設は○

【資料 8 - 2 し尿収集委託業者一覧表】

(市民生活部調べ、平成27年10月1日現在)

業 者 名	所 在 地	電 話
(株)住栄興業	北岸和田3丁目13-22	072-881-3358
田中衛生	上野口町51-33	072-881-0557

【資料 8 - 3 ごみ処理許可業者一覧表】

(市民生活部調べ、平成27年10月1日現在)

業 者 名	所 在 地	電 話
(株)川崎環境	大阪市旭区大宮4-13-30	06-6476-0531
(株)サカイECサービス	月出町6-4	06-6901-9291
辰巳環境開発(株)	江端町21-3	06-6780-4153
石原清掃	向島町15-14	06-6902-7718
京阪総合サービス(株)	大阪市旭区大宮1-18-2	06-6955-2100
かどま環境	上野口町52-16	072-885-2113
貴和興業(株)	岸和田1丁目5-17	072-882-6158
(株)三協商会	寝屋川市寝屋南1丁目6-1	072-823-4407

【資料 8 - 4 公営葬儀業者一覧表】

飯盛霊園組合

(市民生活部調べ、平成27年10月1日現在)

構成市	所在地	電話番号
門真市、守口市、大東市、四條畷市	四條畷市大字下田原 448 番地	0743-78-1195

総合葬儀取扱指定業者一覧表 (門真市内) (飯盛霊園組合HP、平成27年10月1日時点)

業者名	所在地	電話番号
(有) 駕泉 駕泉 門真会館	島頭 4 丁目 10-13	0120-74-1142
(有) 関西セレモニー カンセレホーム 憩ホール	四宮 4 丁目 1-34 栄町 23-10	0120-51-1142 06-6904-0356
十萬葬儀社	中町 10-16	06-6900-5116
(株) ティア 葬儀会館ティア門真	北巢本町 19-31	0120-54-9401
(株) 明倫社	北岸和田 3 丁目 4-13	072-884-4444
(株) ヤマガタ 葬儀会館やすらぎホール	岸和田 4 丁目 5-12	0120-83-3807
蓮華堂	宮野町 8-8 大和田ハイツ	0120-80-8581 072-883-8581
(有) 脇田グループ 脇田葬祭 総合葬儀会館なごみ会館	三ツ島 6 丁目 17-2	0120-07-2074 072-884-2336

【資料 8－5 大阪府内災害拠点病院一覧】

災害拠点病院(基幹災害拠点病院)

名 称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	総病床数
大阪府立急性期・総合医療センター	558-8558	大阪市住吉区万代東3-1-56	06-6692-1201	06-6606-7000	768

災害拠点病院(地域災害拠点病院)

名 称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	総病床数
大阪市立総合医療センター	534-0021	大阪市都島区都島本通2丁目 13 番 22 号	06-6929-1221	06-6929-2041	1063
独立行政法人国立病院機構大阪医療センター	540-0006	大阪市中央区法円坂2-1-14	06-6942-1331	06-6943-6467	694
大阪赤十字病院	543-8555	大阪市天王寺区筆ヶ崎町5-30	06-6774-5111	06-6774-5131	1000
大阪市立大学医学部附属病院	545-8586	大阪市阿倍野区旭町1-5-7	06-6645-2711	06-6632-7114	980
社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会千里病院	565-0862	吹田市津雲台1丁目1番6号	06-6871-0121	06-6871-0130	343
大阪大学医学部附属病院	565-0871	吹田市山田丘2-15	06-6879-5111	06-6879-5019	1078
大阪府三島救命救急センター	569-1124	高槻市南芥川町 11 番 1 号	072-683-9911	072-683-6111	41
大阪医科大学附属病院	569-8686	高槻市大学町2番7号	072-683-1221	072-682-3822	901
関西医科大学附属枚方病院	573-1191	枚方市新町2丁目3番1号	072-804-0101	072-804-0131	750
関西医科大学附属滝井病院	570-8507	守口市文園町 10-15	06-6992-1001	06-6992-4846	494
大阪府立中河内救命救急センター	578-0947	東大阪市西岩田 3-4-13	06-6785-6166	06-6785-6165	30
東大阪市立総合病院	578-8588	東大阪市西岩田3丁目4番5号	06-6781-5101	06-6781-2194	573
学校法人近畿大学近畿大学医学部附属病院	589-8511	大阪狭山市大野東 377-2	072-366-0221	072-366-0206	933
市立堺病院	590-0064	堺市堺区南安井町1丁目1番1号	072-221-1700	072-225-3303	487
りんくう総合医療センター(大阪府泉州救命救急センター)	598-8577	泉佐野市りんくう往来北2-23	072-469-3111	072-469-7929	388
大阪警察病院	543-0035	大阪市天王寺区北山町 10-31	06-6771-6051	06-6775-2838	580
多根総合病院	550-0025	大阪市西区九条南1-12-21	06-6581-1071	06-6581-2520	304

【資料 9 - 1 都市計画公園一覧表】

(まちづくり部調べ、平成27年10月1日現在)

公園番号	公園名称	所在地	開設年	整備面積 (㎡)
P-001	茨田公園	堂山町12	昭和 49年	1,668.90
P-002	新橋公園	新橋町5	昭和 49年	1,191.18
P-003	中町公園	中町 1	平成 26年	1,602.00
P-004	石原町公園	石原町21	昭和 47年	1,160.19
P-005	東打越公園	打越町12	昭和 50年	2,700.44
P-006	幸福町公園	幸福町28	昭和 50年	2,654.12
P-007	柳町公園	柳町13	昭和 53年	3,066.03
P-008	北打越公園	打越町30	昭和 53年	8,478.67
P-009	下三ツ島公園	三ツ島 2 丁目1825- 1	昭和 53年	2,431.76
P-010	若葉公園	深田町 1	昭和 58年	1,735.79
P-011	下馬伏南公園	脇田町15	昭和 59年	2,208.80
P-012	四宮公園	四宮 4 丁目 4	昭和 62年	12,848.55
P-013	弁天池公園	岸和田 1 丁目 8- 2	平成 4年	34,777.78

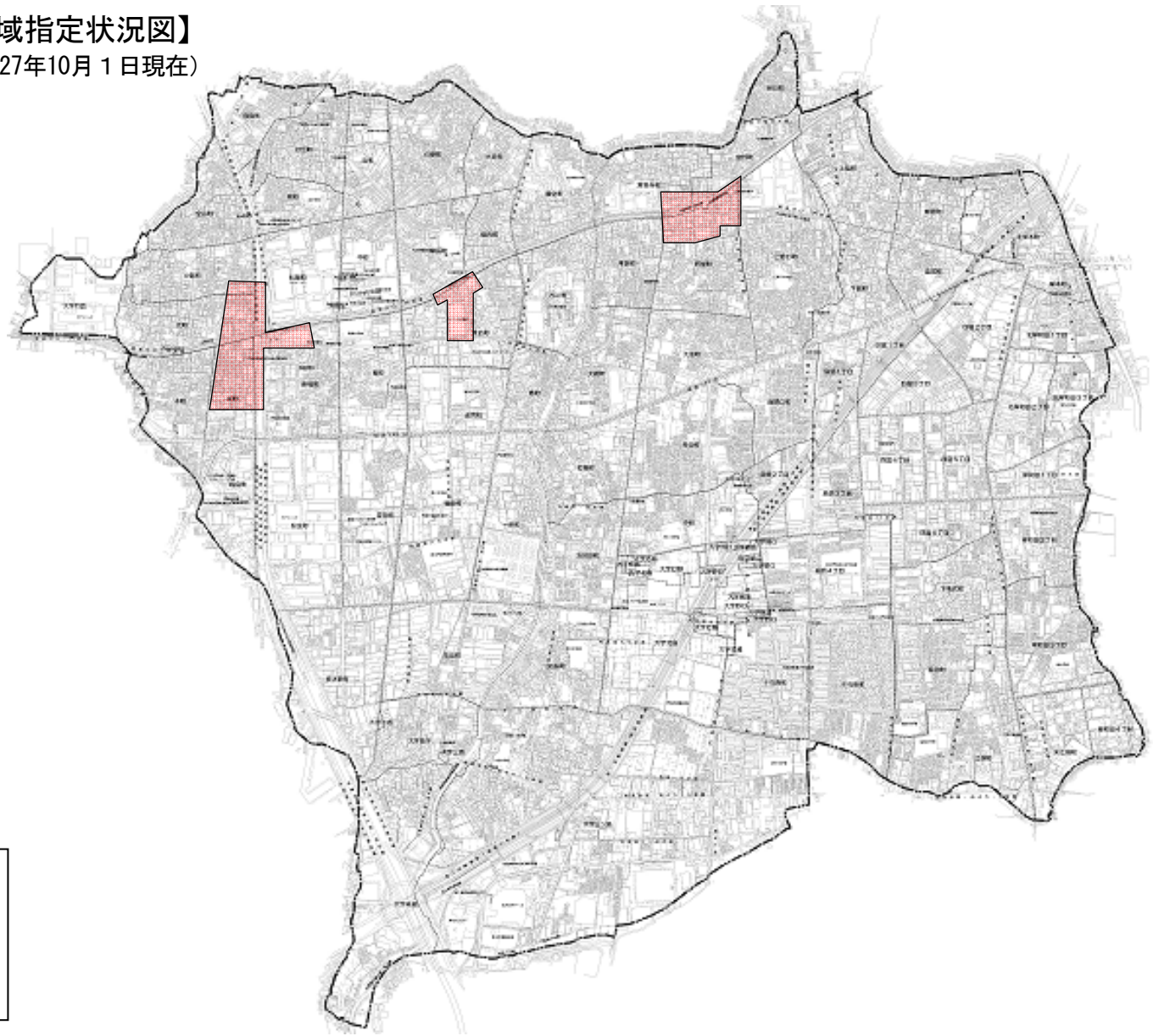
【資料 9 - 2 都市計画道路一覧表】

【22路線】

(まちづくり部調べ、平成27年10月1日現在)

番号	道路名称	延長 (m)	幅員 (m)	整備済 (m)
1. 2. 223-1	大阪枚方京都線	4,350	30	4,350
3. 1. 223-1	大阪中央環状線	3,760	60	3,760
3. 1. 223-2	大阪枚方京都線	4,490	72	4,490
3. 2. 223-3	寝屋川大東線	2,800	32	770
3. 3. 223-4	菊水門真線	260	25	260
3. 4. 223-6	大阪四日市線	4,000	18	4,000
3. 4. 223-7	桑才下馬伏線	3,130	18	80
3. 4. 223-8	萱島線	110	18	0
3. 4. 223-10	古川橋駅桑才線	590	20	590
3. 4. 223-11	大和田駅三ツ島線	1,600	18	850
3. 4. 223-16	三郷大和田線	270	16	270
3. 4. 223-17	古川橋駅前線	210	16	100
3. 4. 223-18	新橋柳線	620	16	620
3. 4. 223-19	島頭岸和田線	1,190	16	1,190
3. 4. 223-23	門真南駅前線	660	18	660
3. 5. 223-20	桑才深野線	2,080	14	0
3. 5. 223-22	岸和田南線	450	12	450
3. 6. 223-21	旧大阪四日市線	1,030	8	1,030
7. 5. 223-3	新橋線	220	14	220
7. 6. 223-1	末広線	270	10	270
7. 6. 223-2	速見線	400	9	400
9. 7. 223-1	大阪モノレール専用道	1,320	8	1,320

【資料 9-4 防火・準防火地域指定状況図】
(まちづくり部調べ、平成27年10月1日現在)



<凡例>

 防火地域

※防火地域及び市街化調整区域以外の
市街化区域は全域準防火地域

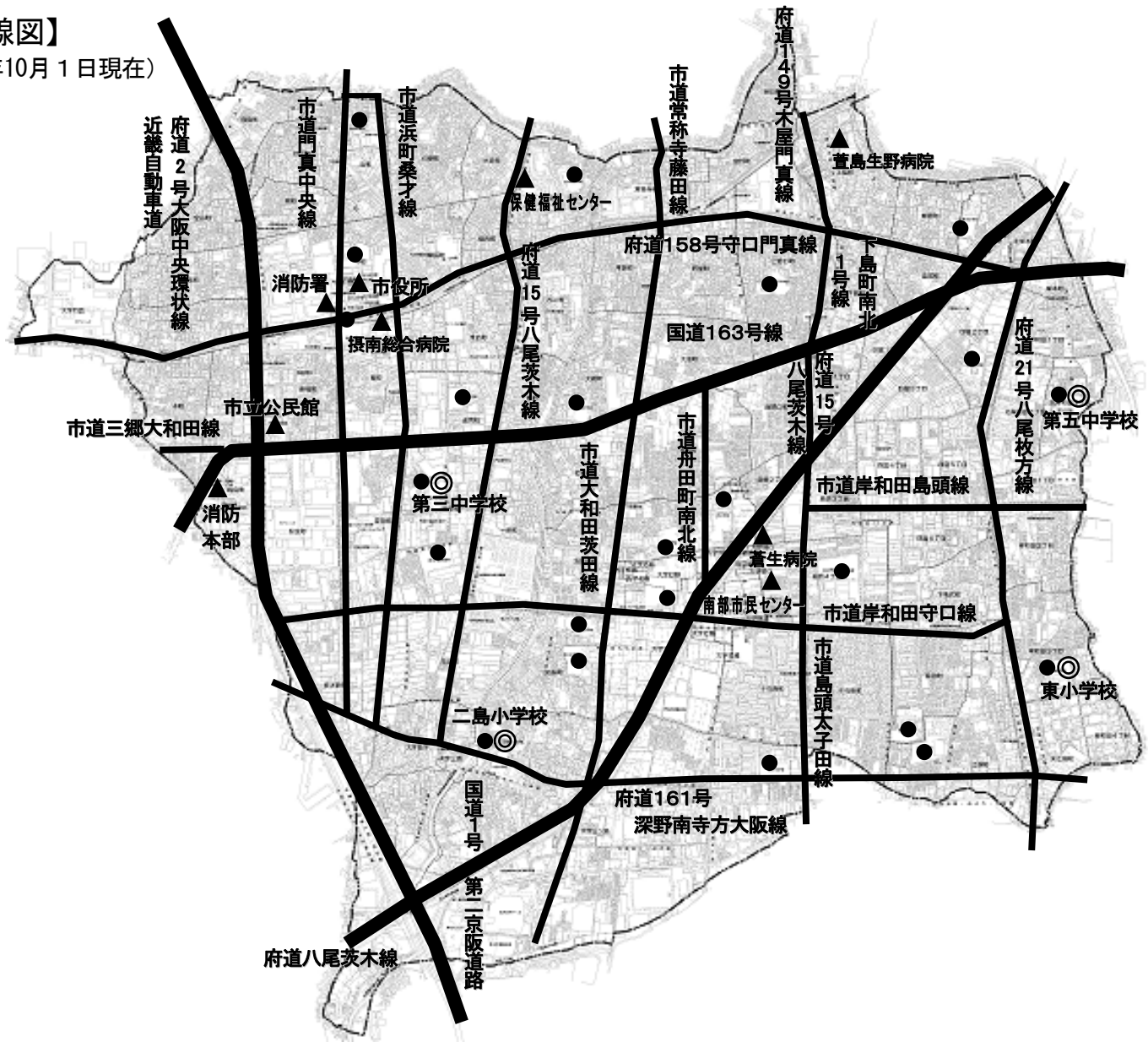
【資料10－1 公用車一覧表】

(総務部調べ、平成27年10月1日現在)






用途	台数	備考
普通乗用	3	
普通貨物	5	
普通特殊	27	ごみ収集車、糞尿車、車いす移動車
軽乗用	1	
軽貨物	29	
軽特殊	3	
小型乗用	2	
小型貨物	14	
小型特殊	5	フォークリフト、パワーショベル、車いす移動車
消防	21	消防団ポンプ車、指令車
大型特殊	8	フォークリフト、バックホー等

【資料 10-2 緊急交通路予定路線図】

(総務部危機管理課調べ、平成27年10月1日現在)



<凡例>

-  広域緊急交通路
-  地域緊急交通路
-  臨時ヘリポート
-  避難所
-  防災拠点 (施設名)

【資料10-3 ヘリポート候補地一覧】

(総務部危機管理課調べ、平成27年4月1日現在)

No.	ヘリポート候補地	使用用途			時間帯
		災害時用臨時ヘリポート (救助・救急等災害に関する事案)	ドクターヘリ (傷病人搬送)	自衛隊ヘリポート (物資搬送)	
1	二島小学校	○	○		日の出から 日没(原則)まで
2	東小学校	○	○		
3	第三中学校	○	○		
4	第五中学校	○	○	○	
5	古川橋小学校		○		
6	門真市民プラザ		○	○	

【資料11-1 一時避難地一覧表】

(総務部危機管理課調べ、平成27年10月1日現在)

施設名	所在地	施設名	所在地
茨田公園	堂山町 12	一番柳田町北 2 号緑地公園	柳田町 4
新橋公園	新橋町 5	一番柳田町北 1 号公園	一番町 10
中町公園	中町 1	大橋町公園	大橋町 10
石原町公園	石原町 21	三ツ島公園緑地	三ツ島 2 丁目 18
東打越公園	打越町 12	三ツ島公園	三ツ島 6 丁目 22
幸福町公園	幸福町 28	東江端町 3 号公園	東江端町 8
柳町公園	柳町 13	岸和田 1 号公園	岸和田 3 丁目 22
北打越公園	打越町 30	四宮 1 号公園	四宮 2 丁目 9
下三ツ島公園	三ツ島 2 丁目 11	四宮 3 号公園	四宮 6 丁目 9
若葉公園	深田町 1	元町中央公園	元町 14
下馬伏南公園	脇田町 15	門真南公園	三ツ島 3 丁目 3
四宮公園	四宮 4 丁目 4	門真南緑地	三ツ島 3 丁目 9
浜町公園	浜町 14	東江端町 2 号公園	東江端町 4
速見町公園	速見町 10	浜町児童遊園	浜町 3
サン・ジョゼ広場	末広町 43	月出町中央公園	月出町 6
岸和田北部遊水公園	岸和田 2 丁目 19	さくら広場 ※2	大字門真 1006
末広町北公園	末広町 38		

※1 1,000㎡以上の公園から抽出

※2 防災協定により、大規模災害時に利用可能

【資料11-2 広域避難地一覧表】

(総務部危機管理課調べ、平成27年10月1日現在)

施設名	所在地	面積及び収容予定人員
弁天池公園	岸和田 1 丁目 8-2	3.0ヘクタール 内有効避難面積 1.7ヘクタール (収容予定人員 8,500 人)

【資料 11-3 避難所一覧表】

(総務部危機管理課調べ、平成 27 年 10 月 1 日現在)

No.	避難所	所在地	電話 (FAX)
1	門真小学校	柳町 4-1	06-6909-2000 (06-6909-1175)
2	大和田小学校	大橋町 21-46	072-881-0049 (072-882-4551)
3	二島小学校	三ツ島 1 丁目 5-10	072-883-0016 (072-883-0015)
4	四宮小学校	四宮 2 丁目 8-1	072-883-3341 (072-883-3342)
5	古川橋小学校	御堂町 18-9	06-6901-4444 (06-6901-4447)
6	沖小学校	沖町 28-1	072-882-6165 (072-882-6166)
7	上野口小学校	上野口町 31-1	072-882-0882 (072-882-0894)
8	速見小学校	速見町 4-1	06-6909-6500 (06-6909-6547)
9	脇田小学校	脇田町 4-1	072-883-1628 (072-883-1629)
10	北巢本小学校	北巢本町 2-11	072-882-7427 (072-882-7428)
11	五月田小学校	北島町 27-1	072-884-3061 (072-884-3062)
12	東小学校	岸和田 3 丁目 42-1	072-884-4511 (072-884-4712)
13	砂子小学校	三ツ島 6 丁目 2-1	072-884-3031 (072-884-3032)
14	門真みらい小学校	浜町 22-41	06-6902-2890 (06-6902-2894)
15	第二中学校	沖町 10-1	072-881-5021 (072-881-5022)
16	第三中学校	柳田町 12-6	06-6908-9314 (06-6908-9326)
17	第四中学校	江端町 3-1	072-883-1621 (072-883-1622)
18	第五中学校	北岸和田 3 丁目 12-1	072-883-4848 (072-883-4849)
19	第七中学校	北島町 29-1	072-885-2301 (072-885-3401)
20	門真はすはな中学校	中町 2-1	06-6901-5243 (06-6901-0203)
21	門真なみはや高等学校	島頭 4 丁目 9-1	072-881-2331 (072-881-8274)
22	門真西高等学校	柳田町 29-1	06-6909-0318 (06-6909-0798)
23	門真市民プラザ	北島 546	—

【資料 11-4 洪水時避難所一覧表】

(総務部危機管理課、平成 27 年 10 月 1 日現在)

No.	名称	住所	階数	想定最大浸水深 (m)	洪水時利用可能階数	利用可能階数	収容可能床面積 (㎡)
1	門真小学校	柳町 4-1	4階	1.0~2.0	2階以上	3階分	912
2	大和田小学校	大橋町 21-46	3階	1.0~2.0	2階以上	2階分	942
3	二島小学校	三ツ島 1 丁目 5-10	4階	1.0~2.0	2階以上	3階分	1,577
4	四宮小学校	四宮 2 丁目 8-1	4階	1.0~2.0	2階以上	3階分	635
5	古川橋小学校	御堂町 18-9	4階	1.0~2.0	2階以上	3階分	1,042
6	沖小学校	沖町 28-1	4階	1.0~2.0	2階以上	3階分	2,770
7	上野口小学校	上野口町 31-1	4階	1.0~2.0	2階以上	3階分	2,186
8	速見小学校	速見町 4-1	4階	1.0~2.0	2階以上	3階分	1,026
9	脇田小学校	脇田町 4-1	4階	1.0~2.0	2階以上	3階分	3,395
10	北巢本小学校	北巢本町 2-11	4階	1.0~2.0	2階以上	3階分	2,886
11	五月田小学校	北島町 27-1	4階	1.0~2.0	2階以上	3階分	1,724
12	東小学校	岸和田 3 丁目 42-1	4階	1.0~2.0	2階以上	3階分	2,242
13	砂子小学校	三ツ島 6 丁目 2-1	4階	1.0~2.0	2階以上	3階分	2,078
14	門真みらい小学校	浜町 22-41	4階	2.0~5.0	3階以上	2階分	2,574
15	第二中学校	沖町 10-1	3階	1.0~2.0	2階以上	2階分	3,225
16	第三中学校	柳田町 12-6	4階	1.0~2.0	2階以上	3階分	2,021
17	第四中学校	江端町 3-1	4階	1.0~2.0	2階以上	3階分	2,016
18	第五中学校	北岸和田 3 丁目 12-1	4階	0.5~1.0	2階以上	3階分	2,969
19	第七中学校	北島町 29-1	4階	1.0~2.0	2階以上	3階分	1,372
20	門真はなみち中学校	中町 2-1	4階	1.0~2.0	2階以上	3階分	7,529
21	門真なみだり高等学校	島頭 4 丁目 9-1	4階	1.0~2.0	2階以上	3階分	2,748
22	門真西高等学校	柳田町 29-2	4階	1.0~2.0	2階以上	3階分	2,034
23	門真市民プラザ	北島 546	4階	1.0~2.0	2階以上	3階分	3,450
							53,353

※校舎・施設等の全体床面積から1階分の収容可能床面積を算出し、そこから洪水時利用可能階数分を乗じて収容可能床面積を推計。
また、大規模改修中の学校があるため、現在の状況と一致しない部分がある。

【資料 11－5 給食調理施設一覧表】

(教育委員会事務局調べ、平成27年10月1日現在)

No.	避難所	燃料の種類			回転釜		備考
		都市ガス	プロパン	オール電化	釜数	食数	
1	門真小学校	○			6	1,200	
2	大和田小学校	○			5	1,000	
3	二島小学校		○		6	1,200	
4	四宮小学校		○		6	1,200	
5	古川橋小学校	○			5	1,000	
6	門真みらい小学校	○			7	1,400	
7	沖小学校	○			6	1,200	
8	上野口小学校	○			6	1,200	
9	速見小学校	○			6	1,200	
10	脇田小学校	○			6	1,200	
11	北巢本小学校	○			6	1,200	
12	砂子小学校		○		6	1,200	
13	五月田小学校		○		6	1,200	
14	東小学校	○			6	1,200	
15	第二中学校	○			6	1,200	
16	第三中学校		○		6	1,200	平成27年度末で都市ガスへ変更
17	第四中学校	○			6	1,200	
18	第五中学校	○			6	1,200	
19	門真はすはな中学校			○	5	1,000	
20	第七中学校	○			6	1,200	

※1釜：精米量20kg 1食：100g

【資料 11－6 広域避難の受入概要】

(参考：大阪府地域防災計画〔原子力災害対策〕、平成 26 年 3 月)

1 関西圏における広域避難の受入れ

福井県嶺南地域に立地する原子力施設において万一事故等が発生し、広域避難が必要となった場合、関西圏域全体で被災住民の受入れを行う。大阪府は関西広域連合で定めたカウンターパートとして、滋賀県からの広域避難の受入れを行うこととし、広域避難が円滑に行われるよう受入体制を整備する。

(1) 前提となる被害想定

1) 対象とする原子力施設

前提とする原子力災害の想定は、福井県嶺南地域に立地する次の原子力施設での事故災害とする。

2) 災害の想定

原子力災害については、どの施設で事故が発生するか、どの程度の放射性物質が環境中に放出されるか、放出された放射性物質が事故時の気象条件や地形の影響でどの範囲に拡散するか等、様々な場合が考えられるため、事前の想定が困難である。このため、原子力災害対策指針では、1の原子力施設から概ね30km圏をUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）と定め、事前の対策を講じておくこととしている。

(2) 避難対象地域

1) 避難対象地域とその人口

関西圏域全体で被災住民の受入体制を整備するに当たり、関西広域連合ではカウンターパート方式により支援することとし、カウンターパートを設定している。

大阪府は、カウンターパートである滋賀県が、滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）でUPZと定める長浜市及び高島市（以下「関係周辺市」という）の住民の広域避難を受け入れるものとし、受入体制を整備する。

なお、事故災害時には国の避難指示において避難区域が定められ、府は関係周辺市内の当該区域住民の広域避難を受け入れる。

〈関西圏における避難対象地域とその人口〉

人口は 100 人未満を四捨五入

府県名	市町名	避難対象人口(概数)	カウンターパート設定
福井県 (4市町)	小浜市	31,100 人	兵庫県
	高浜町	11,000 人	
	おおい町	8,700 人	
	若狭町	16,100 人	
	計	66,900 人	
滋賀県 (2市)	長浜市	27,600 人	大阪府・和歌山県 (必要に応じ、三重県、奈良県に協力を求める。)
	高島市	30,000 人	
	計	57,600 人	
京都府 (7市町)	福知山市	600 人	兵庫県・徳島県 (必要に応じ、鳥取県に協力を求める。)
	舞鶴市	89,000 人	
	綾部市	9,300 人	
	宮津市	20,300 人	
	南丹市	4,200 人	
	京丹波町	3,500 人	
	伊根町	1,600 人	
	計	128,500 人	
3府県(13市町)計		253,000 人	

2 門真市における広域避難の受入れ

(1) 滋賀県からの要請

滋賀県は、緊急時に県内での避難が困難と判断した場合には、災害の状況や緊急時モニタリング結果、SPEED Iによる放射性物質拡散予測結果等について総合的に判断し、関西方面に避難する必要があると判断した場合、大阪府に対して避難の受入れを要請する。

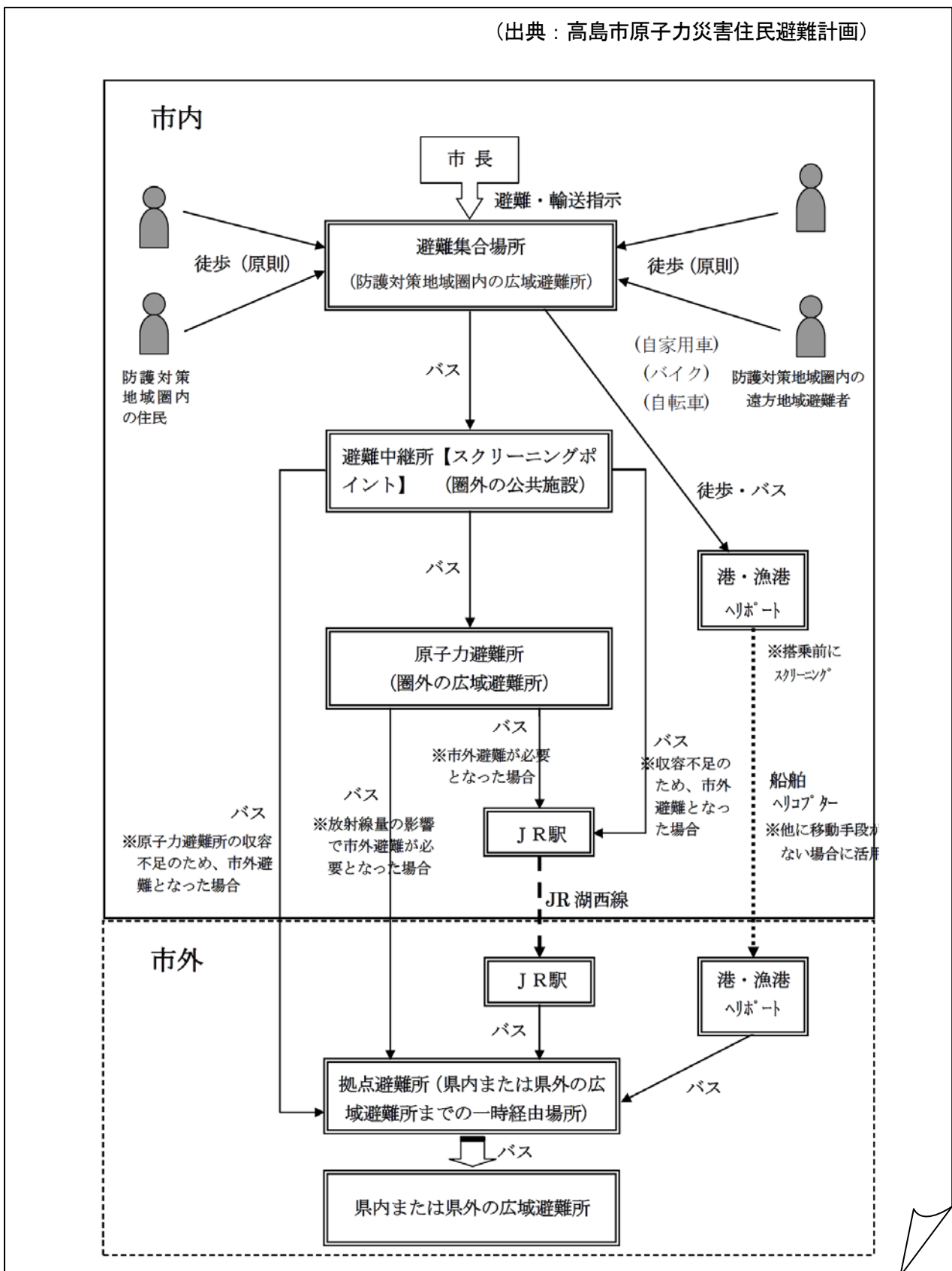
(2) 門真市の受入れ

滋賀県から広域避難の受入れの要請があったときは、次のとおり受け入れる。

〈避難元《滋賀県》・避難先《門真市》マッチング割当〉

滋賀県 避難元市	マッチング割当		避難先	
	避難元地域(自治会区)		地域	市町村
高島市	旧今津町 藪生区,梅原区,下弘部区,梅原団地自治会,大床区		北河内	門真市

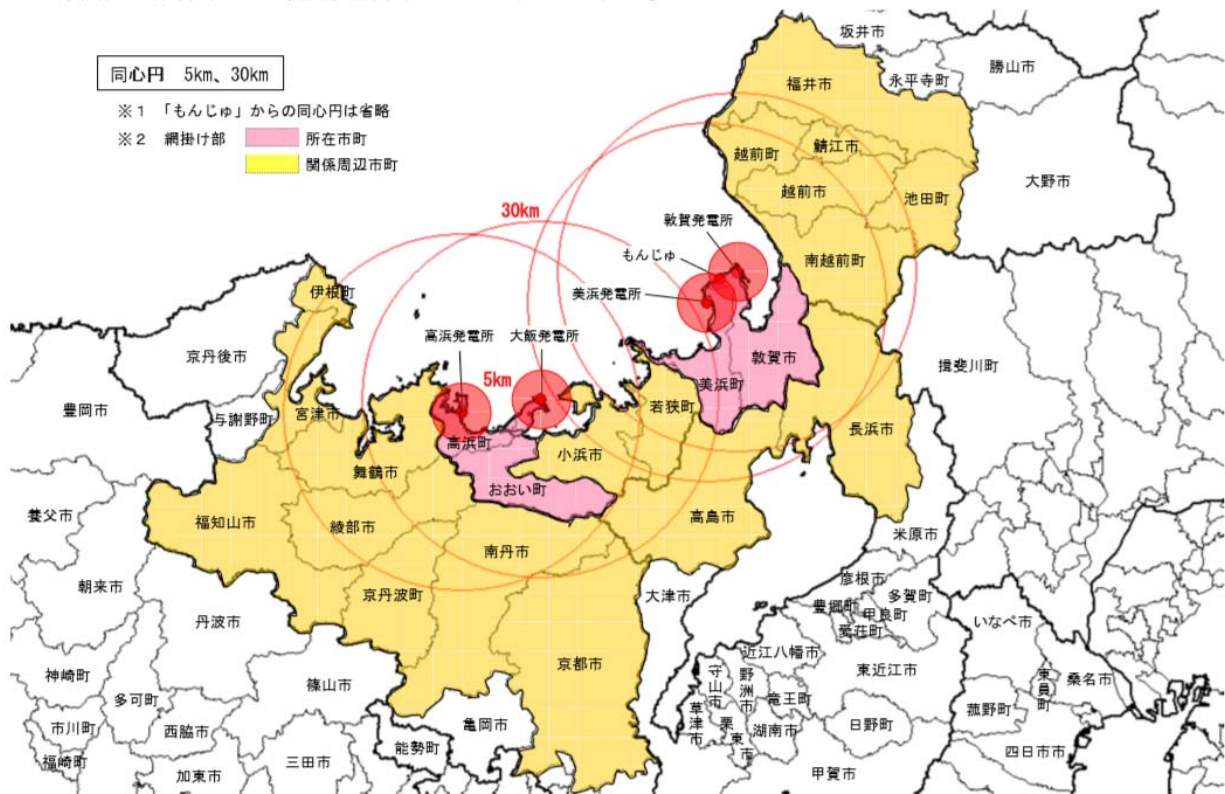
3 広域避難の流れ



※スクリーニングとは、放射性物質による汚染の有無を検査することをいう。

4 原子力発電所（近畿圏内）の位置図について

（出典：関西防災・減災プラン〔原子力災害対策編〕、平成25年6月）



〈福井県嶺南地域に立地する原子力施設〉

（出典：大阪府地域防災計画〔原子力災害対策〕、平成26年3月）

事業者名	施設名	所在地	設備番号	炉型
関西電力(株)	美浜発電所	福井県美浜町丹生	1号	加圧水型軽水炉(PWR)
			2号	同上
			3号	同上
	高浜発電所	福井県高浜町田ノ浦	1号	加圧水型軽水炉(PWR)
			2号	同上
			3号	同上
			4号	同上
	大飯発電所	福井県おおい町大島	1号	加圧水型軽水炉(PWR)
			2号	同上
			3号	同上
			4号	同上
	日本原子力発電(株)	敦賀発電所	福井県敦賀市明神町	1号
2号				加圧水型軽水炉(PWR)
(独法)日本原子力研究開発機構	高速増殖炉研究開発センター(もんじゅ)	福井県敦賀市白木	—	高速増殖炉(FBR)
	原子炉廃止措置研究開発センター(ふげん)	福井県敦賀市明神町	—	新型転換炉(ATR)

5 関西広域連合における原子力災害対応の概要について

(出典：関西防災・減災プラン〔原子力災害対策編〕、平成25年6月)

○災害への備え

- ・情報の収集・連絡体制等の整備
- ・モニタリング情報の共有・発信体制の整備
- ・緊急被ばく医療体制の整備
- ・広域避難体制の整備
- ・住民等への的確な情報伝達体制の整備
- ・住民等に対する知識の普及啓発
- ・防災訓練の実施

○災害への対応

【初動段階、応急対応段階】

- ・屋内退避、避難収容等の防護活動
- ・広域避難の調整
- ・飲食物の出荷制限、摂取制限
- ・水質汚染対策
- ・緊急被ばく医療
- ・住民等への的確な情報伝達

【復旧、復興段階】

- ・モニタリング情報の共有・発信（継続）
- ・被災者の生活支援
- ・風評被害等の影響の軽減
- ・放射性物質による環境汚染への対応
- ・原子力損害賠償

■「EAL」、「緊急事態区分」、「OIL」について

(出典：京都府原子力防災のしおり、平成26年3月)

「EAL」と「緊急事態区分」について

EAL (緊急時活動レベル)	原子力施設の状況に応じて、効果的に防護措置を実施するために緊急事態区分を決める判断基準です。※Emergency Action Levelの略です。
緊急事態区分	緊急事態区分は、「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」、「全面緊急事態」の3つに区分され、区分毎に、国、府、市町等の関係機関が、原子力施設からの距離に応じて、適切な防護措置を実施します。

原子炉冷却材の漏えいなど	→	警戒事態	→	PAZ内要配慮者の避難準備
交流電源30分以上喪失など	→	施設敷地緊急事態	→	[PAZ内要配慮者の避難 UPZ内屋内退避準備
直流電源5分以上喪失など	→	全面緊急事態	→	[PAZ内住民の避難 UPZ内屋内退避

事故発生

EALの基準で判断

緊急事態区分

対策例

「OIL」について

OIL (運用上の介入レベル)	モニタリングの測定値(※空間放射線量率)等の実測された結果と照らし合わせて、住民の方々への必要な防護措置を実施するための基準です。 ※Operational Intervention Levelの略です。			
---------------------------	---	--	--	--

緊急防護措置		早期防護措置	飲食物摂取制限	
OIL1	OIL4	OIL2	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6
避難・屋内退避等のための基準 500μSv/h※	除染を講じるための基準	一時移転のための基準 20μSv/h※	飲食物の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する基準	飲食物の摂取制限のための基準

※空間放射線量率:空間に存在する放射線の単位時間あたりの量。サーベイメータやモニタリングポストによって測定されます。

【資料 12-1 災害相互応援協定一覧】

(平成 27 年 12 月現在、締結順)

応援協定名	締結年月日	協定先
災害相互応援協定	平成8年3月 28 日	枚方市、寝屋川市、守口市、大東市、交野市、四條畷市
門真市地域防災無線局の設置運用に関する協定	平成 13 年3月 15 日	大阪ガス (株) 北東部事業本部保安指令センター
門真市地域防災無線局の設置運用に関する協定	平成 13 年3月 15 日	守口市門真市消防組合
門真市地域防災無線局の設置運用に関する協定	平成 13 年3月 15 日	京阪バス (株) 門真支所
門真市地域防災無線局の設置運用に関する協定	平成 13 年3月 15 日	京阪電気鉄道 (株) 守口管区駅
門真市地域防災無線局の設置運用に関する協定	平成 13 年3月 15 日	関西電力 (株) 守口営業所
門真市地域防災無線局の設置運用に関する協定	平成 13 年3月 15 日	(社) 門真市医師会
門真市地域防災無線局の設置運用に関する協定	平成 13 年3月 15 日	門真警察署
門真市地域防災無線局の設置運用に関する協定	平成 13 年3月 15 日	西日本電信電話 (株) 大阪支店
災害時における相互協力に関する協定	平成 13 年4月1日	門真市内郵便局
一般廃棄物処理 (ごみ処理) に係る相互応援協定書	平成 20 年3月3日	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、東大阪市、四條畷市、交野市、東大阪市清掃施設組合、四條畷市交野市清掃施設組合、北河内4市リサイクル施設組合
災害時における放送要請に関する協定	平成 23 年 12 月 20 日	(株) エフエムもりぐち
災害用備蓄物資保管場所の使用に関する協定	平成 24 年 12 月1日	西日本電信電話 (株) 大阪東支店
災害時の緊急放送における協定	平成 25 年7月 17 日	(株) ジェイコムウエスト 委託先: (株) ジュピターテレコム 関西メディアセンター
災害時における施設の一時使用に関する協定	平成 25 年 11 月1日	パナソニック (株)
災害時等の応援に関する申し合わせ (TEC-FORCE)	平成 27 年2月6日	国土交通省近畿地方整備局

応援協定名	締結年月日	協定先
災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定	平成 27 年4月1日	(株) 住栄興業
災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定	平成 27 年4月1日	辰巳環境開発 (株)
災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定	平成 27 年4月1日	(株) 双葉化学商会
災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定	平成 27 年4月1日	玉木・脇田共同企業体
災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定	平成 27 年6月 23 日	社会福祉法人イースト・ロード福祉会
災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定	平成 27 年6月 23 日	社会福祉法人三養福祉会
災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定	平成 27 年6月 23 日	社会福祉法人晋栄福祉会
災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定	平成 27 年6月 23 日	社会福祉法人スリーヴィレッジ
災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定	平成 27 年6月 23 日	社会福祉法人諭心会
災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定	平成 27 年6月 23 日	社会福祉法人ロータス福祉会
災害時における物資供給等の協力に関する協定	平成 27 年8月 18 日	王子コンテナー (株) 大阪工場
災害時等におけるLPガス等の供給協力に関する協定	平成 27 年 12 月7日	一般社団法人大阪府LPガス協会 北東支部

【応急給水関連】(上下水道局)

(平成27年12月現在、締結順)

応援協定名	締結年月日	協定先
災害発生時における日本水道協会 関西地方支部内の相互応援に関する協定	平成9年7月10日	関西地方支部、大阪府支部、京都府 支部、兵庫県支部、奈良県支部、滋 賀県支部、和歌山県支部
大阪広域水道震災対策相互応援協 定	平成13年3月15日	大阪広域水道企業団、府下各市町村 (水道事業管理者等)
守口市と門真市の相互応援給水に 関する協定	平成13年3月31日	守口市 (水道事業管理者)
寝屋川市と門真市との相互応援給 水に関する協定	平成13年6月27日	寝屋川市 (水道事業管理者)
大東市と門真市との相互応援給水 に関する協定	平成14年6月28日	大東市 (水道事業管理者)
寝屋川市と門真市との相互応援給 水に関する協定	平成16年1月7日	寝屋川市 (水道事業管理者)
大東市と門真市との相互応援給水 に関する協定	平成18年10月5日	大東市 (水道事業管理者)
相互応援給水に関する協定	平成18年12月21日	守口市 (水道事業管理者職務代理 者、水道局長)
東部水道協議会 水道災害時相互応 援に関する協定	平成22年1月21日	東大阪市、枚方市、八尾市、寝屋川 市、守口市、大東市、交野市、四條 畷市 (各水道事業管理者)
大阪市と門真市の相互応援給水に 関する協定	平成23年12月1日	大阪市 (水道局長)

【資料13-1 災害救助法の対象項目と程度、方法及び期間並びに実費弁償の額】

(大阪府災害救助法施行細則、平成27年4月17日)

救助の程度、方法及び期間 別表第1 (第3条関係)

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間
収容施設 の供与	避難所	<p>1 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。</p> <p>2 学校、公民館等既存建物を利用するのを原則とするが、これら適当な建物を得がたいときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕を設営して実施する。</p> <p>3 設置のため支出できる費用は、設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。</p> <p>イ 基本額 避難所設置費 1人1日につき 320円</p> <p>ロ 加算額(冬期(10月1日から翌年3月31日までの期間をいう。)に限る。)別に定める額</p>	災害発生の日から7日以内
	応急仮設住宅	<p>1 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者で、かつ、自らの資力では住宅を得ることができないものに供与する。</p> <p>2 1戸当たりの規模は29.7平方メートルを標準とし、その設置のため支出できる費用は、2,620,000円以内とする。</p> <p>3 同一敷地内又は近接する地域内に50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。この場合において、1施設当たりの規模及びその施設のために支出できる費用は、2にかかわらず、別に定める。</p> <p>4 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する2人以上のものに供与し、並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を応急仮設住宅として設置することができる。</p> <p>5 災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置する。</p> <p>6 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これを供与することができる。</p> <p>7 災害発生の日から20日以内に借上げを実施する。</p>	完成の日から2年以内
炊出し その他 による 食品の 給与及 び飲料 水の供 給	炊出し その他 による 食品の 給与	<p>1 避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者(以下この項において「被災者」という。)に対して行う。</p> <p>2 被災者が直ちに食することができる現物による。</p> <p>3 支出できる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日につき1,080円以内とする。</p> <p>4 被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、救助の期間内に3日分以内を現物により支給することができる。</p>	災害発生の日から7日以内
	飲料水の供給	<p>1 災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。</p> <p>2 支出できる費用は、水の購入並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生の日から7日以内

救助の種類	救助の程度及び方法		救助の期間																																																	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<p>1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)若しくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。</p> <p>2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲において現物をもって行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 被服、寝具及び身の回り品 ロ 日用品 ハ 炊事用具及び食器 ニ 光熱材料 <p>3 支出できる費用は、期別及び世帯区分により、1世帯につき次の表に掲げる額の範囲とする。</p>		災害発生の日から10日以内																																																	
		<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">期別</th> <th colspan="6">世帯区分</th> </tr> <tr> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人増す毎に計算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</td> <td>夏期</td> <td>円 18,300</td> <td>円 23,500</td> <td>円 34,600</td> <td>円 41,500</td> <td>円 52,600</td> <td>円 7,700</td> </tr> <tr> <td>冬期</td> <td>円 30,200</td> <td>円 39,200</td> <td>円 54,600</td> <td>円 63,800</td> <td>円 80,300</td> <td>円 11,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯</td> <td>夏期</td> <td>円 6,000</td> <td>円 8,000</td> <td>円 12,000</td> <td>円 14,600</td> <td>円 18,500</td> <td>円 2,600</td> </tr> <tr> <td>冬期</td> <td>円 9,700</td> <td>円 12,600</td> <td>円 17,900</td> <td>円 21,200</td> <td>円 26,800</td> <td>円 3,500</td> </tr> </tbody> </table>						区分	期別	世帯区分						1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に計算する額	住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯	夏期	円 18,300	円 23,500	円 34,600	円 41,500	円 52,600	円 7,700	冬期	円 30,200	円 39,200	円 54,600	円 63,800	円 80,300	円 11,000	住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯	夏期	円 6,000	円 8,000	円 12,000	円 14,600	円 18,500	円 2,600	冬期	円 9,700	円 12,600	円 17,900	円 21,200	円 26,800	円 3,500	
区分	期別	世帯区分																																																		
		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に計算する額																																													
住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯	夏期	円 18,300	円 23,500	円 34,600	円 41,500	円 52,600	円 7,700																																													
	冬期	円 30,200	円 39,200	円 54,600	円 63,800	円 80,300	円 11,000																																													
住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯	夏期	円 6,000	円 8,000	円 12,000	円 14,600	円 18,500	円 2,600																																													
	冬期	円 9,700	円 12,600	円 17,900	円 21,200	円 26,800	円 3,500																																													
備考 「夏期」とは4月1日から9月30日までに災害が発生した場合をいい、「冬季」とは10月1日から翌年3月31日までに災害が発生した場合をいう。																																																				
医療及び助産	医療	<p>1 災害のため医療のみちを失った者に対して応急的に処置する。</p> <p>2 救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、医師、薬剤師等の医療関係者又は施術者(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。)が、病院若しくは診療所又は施術所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律又は柔道整復師法に規定する施術所をいう。以下同じ。)において行うことができる。</p> <p>3 次の範囲内において行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 診療 ロ 薬剤又は治療材料の支給 ハ 処置、手術その他の治療及び施術 ニ 病院若しくは診療所又は施術所への収容 ホ 看護 <p>4 支出できる費用は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費 ロ 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額以内 ハ 施術所による場合 協定料金の額以内 		災害発生の日から14日以内																																																
	助産	<p>1 災害発生の日以前7日以内又は当該日以後7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産のみちを失ったものに対して行う。</p> <p>2 次の範囲内において行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 分べんの介助 ロ 分べん前及び分べん後の処置 ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 		分べんした日から7日以内																																																

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
	3 支出できる費用は、次のとおりとする。 イ 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費 ロ 助産師による場合 慣行料金の 100分の80以内の額	
災害にかかった者の救出	1 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出する。 2 支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から3日以内
災害にかかった住宅の応急修理	1 災害のため住家が半壊し、若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。 2 居室、炊事場、便所等の日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行う。 3 支出できる費用は、1世帯につき567,000円以内とする。	災害発生の日から1月以内
生業に必要な資金の貸与	1 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。 2 生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。 3 貸与することができる金額は、次の範囲内とする。 イ 生業費 1件につき30,000円 ロ 就職支度費 1件につき15,000円 4 貸付期間は2年以内で、利子は無利子とする。	災害発生の日から1月以内
学用品の給与	1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒等(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、専修学校及び各種学校の生徒並びに高等専門学校の学生をいう。以下同じ。)に対して行う。 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。 イ 教科書 ロ 文房具 ハ 通学用品 3 支出できる費用は、次の額の範囲内とする。 イ 教科書代 (1) 小学校児童及び中学生生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び当該教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 (2) 高等学校等生徒等 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 ロ 文房具及び通学用品費 (1) 小学校児童 1人につき 4,200円 (2) 中学校生徒 1人につき 4,500円 (3) 高等学校生徒等 1人につき 4,900円	災害発生の日から、教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内
埋葬	1 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。 2 次の範囲内において、原則として棺又は棺材等の現物をもって行う。	災害発生の日から10日以内

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
	イ 棺(附属品を含む。) ロ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。) ハ 骨つぼ及び骨箱 3 支出できる費用は、1体につき、大人208,700円以内、小人167,000円以内とする。	日以内
死体の捜索	1 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。 2 支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から10日以内
死体の処理	1 災害の際死亡した者について、死体に関する処理を行う。 2 次の範囲内において行う。 イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 ロ 検案 ハ 死体の一時保存 3 検案は、原則として救護班によって行う。 4 支出できる費用は、次のとおりとする。 イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用 1体につき 3,400円以内 ロ 死体の一時保存のための費用 (1) 既存建物を利用する場合 当該施設の借上費について通常の実費 (2) 既存建物を利用できない場合 1体につき5,300円以内 (3) ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合 当該地域における通常の実費を加算することができる。 ハ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内	災害発生の日から10日以内
災害によって住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去	1 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。 2 支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯につき134,300円以内とする。	災害発生の日から10日以内
救助のために輸送費及び賃金職員等雇上費	1 次の範囲内において行う。 イ 被災者の避難 ロ 医療及び助産 ハ 被災者の救出 ニ 飲料水の供給 ホ 死体の捜索 ヘ 死体の処理 ト 救助用物資の整理配分 2 支出できる費用は、当該地域における通常の実費とする。	当該救助の実施が認められる期間以内

備考：救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、延長することがある。

実費弁償の額 別表第2（第4条関係）

救助業務従事者の区分		実費弁償の額		
		日当	時間外勤務手当	旅費
政令第10条第1号から第4号までに掲げる者	医師及び歯科医師	22,500円	日当の額を7.75で除して得た額を勤務時間1時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例（昭和40年大阪府条例第35号）第21条第2項の規定により算定した額以内	職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額以内
	薬剤師	17,200円		
	保健師、助産師、看護師及び准看護師	17,500円		
	診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士	17,200円		
	救命救急士	13,700円		
	土木技術者及び建築技術者	15,800円		
	大工	20,100円		
	左官	20,500円		
	とび職	22,000円		
政令第10条第5号から第10号までに掲げる者		業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内		

扶助金の支給基礎額 別表第3（第5条関係）

対象者	支給基礎額
政令第8条第2項第2号に規定する労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する労働者でない者	事故発生の日前1年間におけるその者の所得（通常得ている所得以外の所得を除く。以下同じ。）の額を365で除して得た額に相当する額とする。ただし、その者の所得額が、その地方で同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の事故発生の日から1年間の所得の平均額を365で除して得た額（以下「標準収入額」という。）を超えるときは、原則として標準収入額に相当する額とする。
政令第8条第2項第3号に規定する救助に関する業務に協力した者	<p>1 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和27年政令第429号。以下「警察協力者令」という。）第5条第2項に規定する額に相当する額とする。</p> <p>2 事故の発生した日において他に生計のみちがなく、主として政令第8条第2項第3号に規定する協力者（以下「協力者」という。）の扶助を受けていた者を扶養親族とし、扶養親族のある協力者については、1の金額に警察協力者令第5条第3項に定める額を加算する。</p>

【資料14－1 門真市災害弔慰金の支給等に関する条例】

門真市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年6月20日

門真市条例第37号

改正 昭和50年3月24日 門真市条例第8号
昭和52年3月30日 門真市条例第13号
昭和53年6月26日 門真市条例第16号
昭和56年10月1日 門真市条例第15号
昭和57年12月20日 門真市条例第17号
昭和62年3月30日 門真市条例第5号
平成3年12月25日 門真市条例第18号
平成23年9月29日 門真市条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、自然災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給し、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた住民に災害障害見舞金の支給を行い、及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し災害援護資金を貸し付け、もつて住民の福祉に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

2 この条例において「住民」とは、災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有していた者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）第1条に規定する災害（次項及び第5条から第7条までにおいて単に「災害」という。）により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

2 災害弔慰金の額は、死亡者1人当たり、死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては5,000,000円とし、その他の場合にあっては2,500,000円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に第6条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(遺族の範囲等)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する遺族の範囲とし、その順位は、次の各号に掲げる順序とする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫及び祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じ居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に災害弔慰金を支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

（死亡の推定及び支給の制限）

第5条 災害による死亡の推定及び災害弔慰金の支給の制限については、法第4条及び第5条の規定によるものとする。

（災害障害見舞金の支給）

第6条 災害により住民が負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（次条において「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第7条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては2,500,000円とし、その他の場合にあつては1,250,000円とする。

（準用）

第8条 災害障害見舞金の支給の制限については、法第5条の規定を準用するものとする。

（災害援護資金の貸付け）

第9条 法第10条第1項に規定する災害により同項に規定する被害を受けた世帯で令第4条の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が令第5条で定める額に満たないものの世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。

2 災害援護資金の貸付額は、1世帯当たり3,500,000円以内において市長が定める。

（貸付利率）

第10条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

（償還期間）

第11条 災害援護資金の償還期間は、10年以内とする。

(償還方法等)

第12条 災害援護資金の貸付けに係る償還方法、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、令第7条第3項及び第4項並びに第8条から第12条までの規定によるものとする。

(償還金の減免)

第13条 市長は、特別の理由があると認めるときは、災害援護資金の償還金を減額し、又は免除することができる。

(市長への委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(門真市災害見舞金等支給条例の一部改正)

2 門真市災害見舞金等支給条例（昭和43年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

2 その他の災害による死亡の場合において、門真市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（昭和49年門真市条例第37号）第3条第1項に規定する災害により死亡した場合には、前条第1項第2号に規定する災害弔慰見舞金は支給しない。

附 則（昭和50年3月24日門真市条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年3月30日門真市条例第13号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の門真市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例第3条第2項及び第6条第2項の規定は、昭和51年9月7日以後に生じた災害から適用する。

附 則（昭和53年6月26日門真市条例第16号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の門真市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例第3条第2項及び第6条第2項の規定は、昭和53年1月14日以後に生じた災害から適用する。

附 則（昭和56年10月1日門真市条例第15号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の門真市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例第3条第2項及び第6条第2項の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害から適用する。

附 則（昭和57年12月20日門真市条例第17号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の門真市災害弔慰金の支給等に関する条例第6条、第7条及び第8条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に

対する災害障害見舞金の支給について適用する。

(門真市災害見舞金等支給条例の一部改正)

3 門真市災害見舞金等支給条例(昭和43年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「門真市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例」を「門真市災害弔慰金の支給等に関する条例」に改める。

附 則(昭和62年3月30日門真市条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の門真市災害弔慰金の支給等に関する条例第9条第2項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成3年12月25日門真市条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の門真市災害弔慰金の支給等に関する条例(以下「新条例」という。)第3条第2項の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第7条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、それぞれ適用する。

3 新条例第9条第2項の規定は、平成3年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成23年9月29日門真市条例第19号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の門真市災害弔慰金の支給等に関する条例第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用する。

【資料14－2 門真市災害見舞金等支給条例】

門真市災害見舞金等支給条例

昭和43年3月28日

条例第17号

改正 昭和49年3月30日 門真市条例第25号
昭和49年6月20日 門真市条例第37号
昭和57年3月31日 門真市条例第4号
昭和57年12月20日 門真市条例第17号
平成12年3月29日 門真市条例第6号
平成24年9月28日 門真市条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、本市に居住する者が交通災害及びその他の災害により被害を受けた場合において支給する災害見舞金等に関し必要な事項を定め、もつて市民の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 交通災害 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に規定する車両その他による事故により人身に受ける災害（過失に基づく自損行為を含む。）をいう。
- (2) その他の災害 火災、風水害及び震災による災害をいう。

一部改正〔平成12年門真市条例6号〕

(支給要件)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、それぞれ当該各号に掲げる見舞金等を支給するものとする。

- (1) 本市内において発生した交通災害により死亡した場合 交通災害弔慰見舞金
- (2) 本市内においてその他の災害にり災し死亡した場合 災害弔慰見舞金
- (3) 本市内においてその他の災害にり災し現に居住している家屋が被害を受けた場合
災害見舞金
- (4) 前号の被害を受けた場合において市長が必要と認めた場合 市長が認めた金品

2 前項の災害見舞金等の額は、別表のとおりとする。

(支給制限)

第4条 交通災害による死亡の場合において、当該交通災害がその者の故意又は重大な過失により生じたものであるときには、前条第1項第1号に規定する交通災害弔慰見舞金は支給しない。

2 その他の災害による死亡の場合において、門真市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年門真市条例第37号）第3条第1項に規定する災害により死亡したときには、前条第1項第2号に規定する災害弔慰見舞金は支給しない。

一部改正〔平成12年門真市条例6号〕

(見舞金等の返還)

第5条 前条に規定するもののほか、虚偽その他不正な手段により第3条第1項に規定する見舞金等を受けた者があるときは、それらを返還させることができる。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年3月30日門真市条例第25号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年6月20日門真市条例第37号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年3月31日門真市条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和57年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の門真市災害見舞金等支給条例別表の規定は、施行日以後に発生した災害から適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

附 則 (昭和57年12月20日門真市条例第17号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月29日門真市条例第6号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月28日門真市条例第26号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の門真市災害見舞金等支給条例別表の規定は、平成24年8月14日以後に発生した災害から適用する。

別表 (第3条関係)

種類	区分	金額	
交通災害弔慰見舞金	交通災害による死亡の場合	1人につき	50,000円
災害弔慰見舞金	その他災害による死亡の場合	1人につき	50,000円
災害見舞金	全焼、全壊の場合	複数世帯 30,000円	単身世帯 20,000円
	半焼、半壊、床上浸水の場合	複数世帯 20,000円	単身世帯 10,000円
その他市長が必要と認めた場合	その他の災害による死亡以外の場合において市長が必要と認めた場合	炊き出し、その他食品の支給、その他	

備考

- (1) 全焼、全壊とは、本市内に居住する者の家屋の火災、風水害及び震災による被害面積がその家屋の延床面積のおおむね7割以上の場合をいう。
- (2) 半焼、半壊とは、本市内に居住する者の家屋の火災、風水害及び震災による被害面積がその家屋延面積のおおむね5割以上7割未満の場合をいう。
- (3) 床上浸水とは、本市内に居住する者の家屋が風水害等により床上以上に浸水し一時的に居住できないもの及び土砂等のたい積物のため床上浸水と同様の状態の場合をいう。

【資料14-3 災害による被害者に対する門真市税の減免に関する条例】

災害による被害者に対する門真市税の減免に関する条例

昭和59年12月26日

門真市条例第24号

改正 平成7年3月31日 門真市条例第9号

災害による被災者に対する門真市税の減免に関する条例（昭和36年条例1第17号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害（以下「災害」という。）による被害者の納付すべき市民税及び固定資産税（以下「市税」という。）の減免及びその申請については、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）その他の法令に別に定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（市民税の減免）

第2条 市民税の納税義務者（個人に限る。以下同じ。）が災害により次の表に掲げる事由に該当することとなつた場合においては、当該納税義務者が納付すべき被災年度（当該災害により同表に掲げる事由に該当することとなつた日（以下本項において「被災日」という。）の属する年度をいう。）分の市民税額のうち、被災日以後に納期の末日が到来する納期分に係る税額（特別徴収の方法によつて徴収する市民税にあつては、被災日の属する月の翌月以後において徴収すべき月割税額。以下同じ。）について、同表に掲げる軽減率により軽減し、又は免除する。

事由	軽減率
1 死亡したとき	10割
2 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助又は生活扶助以外の扶助を受けることとなつたとき	10割
3 障害者（法第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。以下同じ。）となつたとき	9割
4 重傷（治療に2月以上を要し、障害者となるに至らない程度の負傷をいう。）を負うこととなつたとき。	6割

2 市民税の納税義務者（納税義務者の法第292条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族を含む。）の所有に係る住宅（自己が居住する場合に限る。）又は家財（主として趣味又は娯楽のために使用するものを除く。）につき、災害により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされる金額を除く。）がその住宅又は家財の価格の10分の3以上であるもので、前年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第33条の4第1項に規定する超短期所有土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第35条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）又は法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。）が10,000,000円以下である者であつて、当該納税義務者が納付すべき被災年度（当該災害により損害を受けた日（以下本項において「被災日」という。）の属する年度をいう。）分の市民税額のうち、被災日以後に納期の末日が到来する納期分の税額について、次の表に掲げる区分により軽減し、又は免除する。

損害の程度		合計所得金額		
		5,000,000円以下のとき	5,000,000円を超え7,500,000円以下のとき	7,500,000円を超え10,000,000円以下のとき
軽減率	10分の5以上のとき	10割	5割	2割5分
	10分の3以上10分の5未満のとき	5割	2割5分	1割2分5厘

3 前2項の規定にかかわらず、被災日（前2項にそれぞれ規定する被災日をいう。）が1月1日から3月31日までの間である場合には、被災年度（前2項にそれぞれ規定する被災年度をいう。）の翌年度分の市民税についても前2項において規定するそれぞれの軽減率により軽減し、又は免除することができる。

4 第1項及び第2項の規定に基づき、市民税について重複して軽減することとなる場合においては、それぞれに規定する軽減率を加えて得た率（その率が10割を超える場合は、10割とする。）を適用する。

（土地に対する固定資産税の減免）

第3条 災害により農地又は宅地が流失、水没、崩壊その他の損害を受け、作付不能又は使用不能

となつた場合においては、当該農地又は宅地に係る被災年度（当該損害を受けることとなつた日（以下本項において「被災日」という。）の属する年度をいう。）分の固定資産税額のうち、被災日以後に納期の末日が到来する納期分に係る税額について、次の表に掲げる区分により軽減し、又は免除する。

損害の程度	軽減率
1 被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき	10割
2 被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	8割
3 被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	6割
4 被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	4割

2 災害により損害を受けた農地又は宅地以外の土地に係る固定資産税については、前項の規定の例によりその税額を軽減し、又は免除する。

（家屋に対する固定資産税の減免）

第4条 災害により家屋が損害を受けた場合においては、当該家屋に係る被災年度（当該災害を受けることとなつた日（以下本条において「被災日」という。）の属する年度をいう。）分の固定資産税額のうち、被災日以後に納期の末日が到来する納期分に係る税額について、次の表に掲げる区分により軽減し、又は免除する。

損害の程度	軽減率
1 家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき	10割
2 主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	8割
3 屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	6割
4 畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	4割

（償却資産に対する固定資産税の減免）

第5条 災害により損害を受けた償却資産に係る固定資産税については、前条の規定の例により軽

減し、又は免除する。

(被災日が1月2日から3月31日の場合における固定資産税の減免の特例)

第6条 前3条の規定において、被災日（第3条第1項及び第4条にそれぞれ規定する被災日をいう。）が1月2日から3月31日の間である場合には、被災年度（第3条第1項及び第4条にそれぞれ規定する被災年度をいう。）の翌年度分の固定資産税についても、前3条において規定するそれぞれの軽減率により軽減し、又は免除することができる。

(減免の申請)

第7条 前5条の規定により市税の減免を受けようとする者は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行し、昭和59年4月1日（以下「適用日」という。）以後に生じた災害に係る市税の減免から適用する。

(経過措置)

2 改正前の災害による被災者に対する門真市税の減免に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条第2項の規定は、適用日から施行日の前日までの間において生じた災害に係る市税の減免に限り、なおその効力を有する。

(減免額の調整)

3 前項に規定する場合を除き、適用日から施行日の前日までの間に生じた災害により旧条例の規定に基づき市税の減免を受けた者の減免額は、この条例の規定による減免額の全部又は一部とみなす。

附 則（平成7年3月31日門真市条例第9号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の災害による被害者に対する門真市税の減免に関する条例第2条第2項の規定は、平成7年1月17日以後に生じた災害に係る市税の減免から適用し、同日前に生じた災害に係る市税の減免については、なお従前の例による。

【資料14-4 応急仮設住宅建設候補地】

(まちづくり部調べ、平成27年10月1日現在)

	候補地名称	住 所	整備面積 (㎡)
1	東打越防災用資材置場	舟田町3-17	2,695.34
2	新橋公園	新橋町5	1,191.18
3	中町公園	中町1	1,602.00
4	東打越公園	打越町12	2,700.44
5	幸福町公園	幸福町28	2,654.12
6	北打越公園	打越町30	8,478.67
7	下三ツ島公園	三ツ島2丁目11	2,431.76
8	若葉公園	深田町1	1,735.79
9	下馬伏南公園	脇田町15	2,208.80
10	四宮公園	四宮4丁目4	12,848.55
11	弁天池公園	岸和田1丁目8-2	34,777.78
12	速見町公園	速見町10	2,288.20
13	一番柳田町北1号公園	一番町10	1,000.00
14	大橋町公園	大橋町10	1,821.40
15	東江端町3号公園	東江端町8	3,054.40
16	岸和田1号公園	岸和田3丁目22	1,720.30
17	四宮1号公園	四宮2丁目9	2,070.90
18	四宮3号公園	四宮6丁目9	3,795.26
19	元町中央公園	元町14	1,097.00
20	門真南公園	三ツ島3丁目3	1,936.01
21	東江端町2号公園	東江端町4	1,362.91
合 計			93,470.81

※ 1,000㎡以上の都市公園及びその他の都市公園から、公園内の状況及び公園までの進入路等を勘案し抽出

※ 1戸当たり50㎡を想定（「大阪府地震被害想定に基づく備蓄等の考え方」より）

【資料 15-1 防災機能を有する施設一覧】

防災機能	施設名称	備考
災害対策本部	市役所別館 3階 第三会議室	中町 1-1
災害対策本部事務局	市役所別館 3階 第二会議室	中町 1-1
災害対策本部代替地	第 1 位 市役所本館 大会議室	中町 1-1
	第 2 位 保健福祉センター	御堂町 14-1
	第 3 位 南部市民センター	島頭 4-4-1
記者発表会場	市役所本館 2階 第 6 会議室	中町 1-1
医療対策本部	保健福祉センター	御堂町 14-1
市災害医療センター	保健福祉センター	御堂町 14-1
ボランティア活動拠点	社会福祉協議会	御堂町 14-1
災害医療協力病院	摂南総合病院	柳町 1-10
	蒼生病院	北島 288
	萱島生野病院	上島町 22-11
備蓄場所	【資料 7-3】参照	
ヘリポート候補地	【資料 10-3】参照	
救援物資一時集積場	市立公民館	新橋町 34-24
遺体安置所	旧北小学校体育館	泉町 4-12

【様式 1 職員動員報告書】

職員動員報告書

(部局名)

(災害名)

(課名)

(年月日)

年 月 日～

日

(警報、注意報発令時間) 日 時

分

所属長

印

(配備体制)

	部局長・次長級以上	課長～課長補佐級	主任級	主査級～係員	従事時間
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

【様式2 非常無線通信用紙】

非常無線通信用紙

No. _____

種 類			
発 信 局 名		受 信 番 号	
受 付 日		受 付 時 分	
名 宛			
指 定		局 内 心 得	
本 文			
発 信 人	住 所 氏 名		
	受 発 状 況		
	受 信		発 信
相 手 局		相 手 局	
受 付 時 分		発 信 時 分	
相 手 局 担 当 者		相 手 局 担 当 者	
受 信 者		発 信 者	

【様式3 防疫活動完了報告書】

防疫活動完了報告書

1. 災害発生年月日
2. 災害の原因
3. 災害の概要
4. 府または市のとった措置の概要
 - (1) 災害対策本部の活動（防疫実施の方針及び主要作業日程を含む）
 - (2) 災害救助活動
 - (ア) 医療救護
 - (イ) 給水作業（災害救助としての給水の他、防疫としての給水作業も一括すること）
 - (3) 災害防疫活動
 - (ア) 予防宣伝
 - (イ) 調査指導
 - (ウ) 検病調査
 - (エ) 患者処理
 - (オ) 飲料水の確保および井戸の消毒
 - (カ) 家具の消毒および消毒薬の使用法
 - (キ) そ族昆虫駆除の実施方法
 - (ク) 避難所の防疫指導
 - (ケ) し尿処理の指導
 - (コ) 泥土、堆積物の処理および清潔方法
 - (サ) その他特記すべき事項
5. 感染症の発生状況
6. 予防接種
7. 感染症指定医療機関の被害状況
8. 予算の概要

【様式4 遺体処理票】

遺 体 処 理 票

災害遺体番号		第	号
死亡者	氏 名		
	住 所		
	遺骨処理番号	第	号
	焼骨日時場所		
引取人	氏 名		
	住 所		
	死亡者との関係		
	引取年月日	年	月 日
遺留品	処 理 番 号	第	号
	保 管 所		
備 考			
納 骨 場 所			

【様式5 遺留品処理票】

遺 留 品 処 理 票

災害遺体番号		第	号
死亡者	氏 名		
	住 所		
	主 な 遺 留 品		
引取人	氏 名		
	住 所		
	死亡者との関係		
	引 取 年 月 日	年	月 日
遺留品	処 理 番 号	第	号
	保 管 所		
備 考			
遺留品保管場所			

【様式6 遺体処理台帳】

遺 体 処 理 台 帳

処 理 年月日	遺 体 発見の 日時及 び場所	死 亡 者 氏 名	遺 族		洗淨等の処置費			遺 一 体 時 の 保 存	検 案 料	実 支 出 額	備 考
			氏 名	死 亡 者 との関係	品 名	数 量	金 額				
							円	円	円	円	
計	—	人	—	—	—						

【様式7 火葬埋葬台帳】

火葬埋葬台帳

死亡 年月日	埋葬 年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬費				備考
		氏名	年齢	死亡者の 関係	氏名	棺 (付属 品含)	埋葬 又は 火葬料	骨 箱	計	
						円	円	円	円	

- (注) 1 埋葬を行った者が市長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 市長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

【様式 8 緊急通行車両事前届出書及び事前届出済証】

別記様式第 1 号

災 害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 大阪府公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		() 第 号 災 害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 大阪府公安委員会 印
番号標に表示されている番号	注意事項 1 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、事前届出を行った警察署にこの緊急通行車両等事前届出済証を提示して所要の手続を受けること。 2 特別な事情により事前届出を行った警察署で手続ができない場合には、他の警察署等で手続を受けること。 3 届出内容に変更が生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し若しくは破損した場合には、事前届出を行った警察署に届け出て再交付の手続を受けること。 4 事前届出を受けた車両について、次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署に届出済証を返納すること。 (1) 緊急通行車両等として使用される車両に該当しなくなったとき。 (2) 当該車両が廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両等としての必要がなくなったとき。	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
住 所 () 局 番 使用 者 氏 名		
出 発 地		

注：1 指定行政機関等の保有する車両については、この届出書を2通作成し、届出に係る車両の自動車検査証の写し1通を添付の上、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出すること。

2 指定行政機関等の保有する車両以外の車両については、この届出書を2通作成し、届出に係る車両の自動車検査証の写し1通及び輸送協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類(当該書類がない場合は、指定行政機関等の上申書等の写し1通)を添付の上、災害応急対策業務に係る指定行政機関等の所在地を管轄する警察署に提出すること。

【様式9 緊急通行車両確認申請書、確認証明書及び標章】

緊急通行車両等確認届出書	
年 月 日	
大阪府知事 殿 大阪府公安委員会	
届出者 住 所 (電話番号)	
氏 名	
印	
行政機関等の名称等	1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 3 地方公共団体(執行機関を含む。) 4 指定公共機関 5 指定地方公共機関 6 その他 ()
	名称 ()
業 務 の 内 容	1 警報の発令等 2 消防等の応急措置 3 救難救助等 4 児童等の教育 5 施設等の応急復旧 6 保健衛生 7 社会秩序の維持 8 緊急輸送の確保 9 災害の防御等 10 その他 ()
番号標に表示されている番号	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)	
車 両 の 使 用 者	住 所 電話番号 ()
	氏 名
通 行 日 時	
通 行 経 路	出 発 地
	目 的 地
備 考	

災害対策基本法施行規則別記様式第4号

第 号 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> <p style="text-align: center;">緊急通行車両確認証明書</p> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> 大阪府知事 大阪府公安委員会 </div> <div style="border: 1px dashed black; width: 80px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-left: auto;"> 印 </div>		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	() 局 番
	氏名	
通行日時		
通行経路	出 発 地	目 的 地
備考		

備考 用紙は、日本工業規格A5番とする。

◎標章



備考

1. 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、「登録(車両)番号」並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
2. 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

【様式 10 避難所状況報告書】

※ 第1報においては、分かるものだけで報告してもかまいません。

避難所名		災害対策本部報告先
開設日時	月 日 () 時 分	FAX
報告日時	月 日 () 時 分	電話
報告者		災害対策本部 受信者名

避難者数	約 人	男女比	男：女 = :
要配慮者	負傷者 人	障がい者・児 人	要介護(3-5) 人
	乳児 人	外国人 人	車イス利用者 人
			妊婦 人

稼働状況 ○×記入	水道	電気	ガス	電話
	防災無線	FAX	インターネット	
周辺の状況	建物安全確認	未実施 ・ 安全 ・ 要注意箇所 ()		
	人命救助	不要 ・ 必要 (約 人) ・ 不明		
	延焼	なし ・ 延焼中 (約 件) ・ 大火の危険		
	道路状況	通行可 ・ 渋滞 ・ 片道通行 ・ 通行不可		
	建物倒壊	ほとんどなし ・ あり (約 件) ・ 不明		

緊急を要する事項	(負傷者の状況・程度、歩行の不可等の詳細を箇条書き)			
参集者 氏名 (学校管理者・市職員)	人			

【様式 11 避難者名簿】

避難所名 _____

No _____

	ふりがな 氏名	年齢	性別	住所	入所 日時	退所 日時	特別な配慮	公表の 可否※
1	()		男・女				障がい() 要介護() 乳児,妊婦,外国() その他()	
2	()		男・女				障がい() 要介護() 乳児,妊婦,外国() その他()	
3	()		男・女				障がい() 要介護() 乳児,妊婦,外国() その他()	
4	()		男・女				障がい() 要介護() 乳児,妊婦,外国() その他()	
5	()		男・女				障がい() 要介護() 乳児,妊婦,外国() その他()	
6	()		男・女				障がい() 要介護() 乳児,妊婦,外国() その他()	
7	()		男・女				障がい() 要介護() 乳児,妊婦,外国() その他()	
8	()		男・女				障がい() 要介護() 乳児,妊婦,外国() その他()	
9	()		男・女				障がい() 要介護() 乳児,妊婦,外国() その他()	
10	()		男・女				障がい() 要介護() 乳児,妊婦,外国() その他()	
11	()		男・女				障がい() 要介護() 乳児,妊婦,外国() その他()	
12	()		男・女				障がい() 要介護() 乳児,妊婦,外国() その他()	
13	()		男・女				障がい() 要介護() 乳児,妊婦,外国() その他()	
14	()		男・女				障がい() 要介護() 乳児,妊婦,外国() その他()	
15	()		男・女				障がい() 要介護() 乳児,妊婦,外国() その他()	

【様式 12 避難者カード】

避難所名 _____

No _____

①入所年月日		年 月 日		②住 所 電話番号	〒 () -
③あなたの家族で「ここに避難した人だけ」記入してください。					
ふりがな 氏 名		年齢	性別		
世帯主	()		男・女	④家屋の被害状況 (選択○)	1全壊 2半壊 3一部損壊 4全焼 5半焼 6床上浸水 7床下浸水 8断水 9停電 10ガス停止 11電話不通
ご家族	()		男・女	⑤親族など 連絡先	氏名 住所 () -
	()		男・女		氏名 住所 () -
	()		男・女	⑥避難情報	あなたの家族は全員避難していますか。 イ. 全員避難した ハ. 不明 ロ. まだ残っている。⇒どなたですか。 () () () ()
	()		男・女	⑦安否情報	あなたの家族は全員連絡が取れましたか。 イ. 全員連絡が取れた。 ロ. まだ取れていない。⇒どなたですか。 () () () ()
	()		男・女		
	()		男・女		
⑧特別な配慮				⑨ペットの状況等	
家族の中に、病気、食事制限、アレルギーなどの特別な配慮や、車イス利用者、障がい者・児、要介護(3~5)、妊婦などの方がいるなど、避難所生活での注意点があつたらお書きください。				ペット種類 () 計 頭() 同行・置き去り・行方不明 ペットの種類 () 計 頭() 同行・置き去り・行方不明 【備考】	
⑩家族をはじめ関係機関等から安否確認があつた際、様式に記載の情報を使用しますので正確に記入ください。 ※情報の提供に関し相談が必要な方は、本様式を提出の際に申し出てください。					
退出年月日		年 月 日			
転出先		〒 電話番号() -			
備考(この欄には記入しないでください。)					登録
					在宅
					退所

【様式 13 食料依頼伝票】

食料依頼伝票

避難所名 _____

No _____

避難所	依頼日時	月 日 () 時 分	依頼No		
	ふりがな 担当者名	()	電話		
	依頼数	避難者用	食 (うち やわらかい食事 食)		
		在宅避難者用	食 (うち やわらかい食事 食)		
合計		食 (うち やわらかい食事 食)			
その他の依頼内容					
災害対策本部	受信日時	月 日 () 時 分	受付No		
	処理時刻	月 日 () 時 分	受付者		
	内訳	避難者用	食 (うち やわらかい食事 食)		
		品名		数量	
				数量	
			数量		
	内訳	在宅避難者用	食 (うち やわらかい食事 食)		
		品名		数量	
				数量	
			数量		
	合計	食 (うち やわらかい食事 食)			
発注業者	()				
配送業者		車両ナンバー			
配送確認日時	年 月 日 ()	時 分			

【様式 14 物資管理伝票】

物資管理伝票

No _____

利用時	避難所内	
	日付 数量	日付 数量
/	/	/
/	/	/
/	/	/
/	/	/
/	/	/
/	/	/
/	/	/
/	/	/
/	/	/
/	/	/
/	/	/

受取時	災害対策本部が発注した業者 ⇒ 避難所				
	搬入者 車両No	搬送元	受取 数	備考	受取 確認 者
/ : /					
/ : /					
/ : /					
/ : /					
/ : /					
/ : /					
/ : /					
/ : /					
/ : /					
/ : /					
/ : /					

避難所名 _____

依頼時	避難所 ⇒ 災害対策本部			
	品名	サイズ等	利用者 数	必要 数
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

「サイズ等」欄には、利用者の用途にあった物資を依頼するために、要望や緊急度を記載します

【様式 15 物資受渡簿】

物資受渡簿

避難所名		No									
受取		配布									
日時	品名・内容	受取数	搬送者 /業者	提供者 ・発送元	記入者	備考	日付 数量	日付 数量	日付 数量	備考	
1	/	∴					/	/	/		
2	/	∴					/	/	/		
3	/	∴					/	/	/		
4	/	∴					/	/	/		
5	/	∴					/	/	/		
6	/	∴					/	/	/		
7	/	∴					/	/	/		
8	/	∴					/	/	/		
9	/	∴					/	/	/		
10	/	∴					/	/	/		

- 物資等の受領時に、記載します。
- この用紙は、避難所で保管します。
- 受取数は、品名の個数であり、搬送用に詰めたダンボールの個数ではありません。

【様式16 自衛隊の災害派遣及び撤収要請書】

	文書番号
	年 月 日
大阪府知事様	
	市町村長
自衛隊の災害派遣要請について	
災害対策基本法68条の2の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。	
記	
1. 災害の状況及び派遣を必要とする事由	
2. 派遣を希望する期間	
3. 派遣を希望する区域及び活動内容	
4. その他参考となるべき事項	

	文書番号
	年 月 日
大阪府知事様	
	市町村長
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について	
年 月 日付第 号により依頼した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり撤収要請を依頼します。	
記	
1. 撤収要請日時	
2. 派遣された部隊	
3. 派遣人員及び従事作業の内容	
4. その他参考となるべき事項	

【様式17 公用令書】

従事第 号

公 用 令 書

住 所
氏 名

災害対策基本法第71条の規定に基づき次のとおり [従事] を命ずる。
協力

処分権者氏名 (印)

従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備 考	

備考：用紙は日本工業規格A4とする。

保管第 号

公 用 令 書

住 所
氏 名

災害対策基本法 [第 71 条] の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。
第78条第1

年 月 日

処分権者氏名 (印)

保管すべき 物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

備考：用紙は日本工業規格A4とする。

管理第 号

公 用 令 書

住 所
氏 名

災害対策基本法 [第 71 条
第78条第1] の規定に基づき、次のとおり管理・使用・収用する。

年 月 日

処分権者 氏名 (印)

名称	数量	所在場所	範囲	期間	引渡 月日	引渡場所	備 考

備考：用紙は日本工業規格A4とする。

変更第 号

公 用 変 更 令 書

住 所
氏 名

災害対策基本法 [第 71 条
第78条第1項] の規定に基づく公用令書 (年 月 日第 号)
にかかると処分を次のとおり変更したので同法施行令第34条第1項の規定によりこれを交付する。

年 月 日

処分権者氏名 (印)

変 更 し た 処 分 の 内 容

備考：用紙は日本工業規格A4とする。

取消第 号

公 用 取 消 令 書

住 所
氏 名

災害対策基本法 [第 71 条] の規定に基づく公用令書 (年 月 日第 号)
第78条第1項
にかかると処分を取消したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。

年 月 日

処分権者氏名

(印)

備考：用紙は日本工業規格A4とする。

【様式18 緊急消防援助隊の応援等要請】

緊急消防援助隊の応援等要請

第		報	
平成	年	月	日
		時	分

(消防庁長官 又は 都道府県知事) 殿

(都道府県知事 又は 市町村長)

消防組織法第44条第1項又は緊急消防援助隊運用要綱第8条第2項の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の応援等を要請します。

災害発生日時	平成	年	月	日	時	分	頃
災害発生場所	都道府県				市区町村		
災害種別・状況							
被害状況	原子力施設等	有・無		被害	有・無・不明		
	石油コンビナート等	有・無		被害	有・無・不明		

応援等要請日時	平成	年	月	日	時	分	
必要とする応援隊 (必要隊数を記入。 隊数が不明の場合は、 ○を付ける。)	出動可能な全隊		特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊			
	指揮支援隊			N災害対応小隊			
	指揮隊			B災害対応小隊			
	消火小隊			C災害対応小隊			
	救助小隊		特殊装備小隊	大規模危険物火災等対応小隊			
	救急小隊			密閉空間火災等対応小隊			
	後方支援小隊			遠距離大量送水小隊			
	通信支援小隊			消防活動二輪小隊			
	航空小隊			震災対応特殊車両小隊			
	水上小隊			水難救助小隊			
		その他()					
連絡事項 (必要資機材等)							

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

【様式 19 参集途上被災状況報告書】

整理番号 _____		参集途上被災状況報告書		年	月	日
				時	分	
報告者名			所 属			
住 所			TEL ()			
報告要旨			私見等			
概要図						
<input type="checkbox"/> 情報 : 人的被害(死者、負傷者、行方不明)、建築物被害(流失、床上浸水、床下浸水、全焼、半焼、全壊、半壊)の場所、被害の状況、数量の推定等、参集途上において情報の収集を行う。						

【様式 20 災害連絡票】

災 害 連 絡 票						整理番号 _____	
受付日時	年	月	日	午前・午後	時	分	受付者
■通報者							
氏名							
連絡先	住所	門真市				付 近	
電話 () () ()							
■通報内容							
いつ	年	月	日	午前・午後	時	分	
どこで	連絡先と同じ						
住所	町	番	号	付 近			
目標物							
なにが							
どうした							
▼指示内容 (指示・報告・確認)						※担当者が記入	
日時	月	日	午前・午後	時	分		
内容							
◆処理内容							
担当部				担当者			
処理日時	時	月	日	午前・午後	時	分	
処理内容							
処理済み後は、災害対策本部へ連絡							

【様式 21 各種被害状況報告書】

災害概況即報

災害名

(第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
市町村	
報告者名	
電話番号	

災害の概況	災害種別					発生日時	年 月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況										

【様式22 相談対応票】

相談対応票

整理番号 ー

□ (受付日時) 年 月 日 午前・午後 時 分 (受付者)	
■ 相談者 (□ 来庁 □ 電話 □ その他)	
氏名	
連絡先	1 住所 内・付近
	2 電話
■ 相談内容	
いつ	月 日 午前・午後 時 分
どこで	1 連絡先と同じ
	2 住所 丁目 番号 内・付近
	3 目標物
なにが どうし た	<input type="checkbox"/> 救命・救助 <input type="checkbox"/> ライフライン (上水道、電気、ガス) <input type="checkbox"/> 給付・貸付
	<input type="checkbox"/> 被災建築物応急危険度判定 <input type="checkbox"/> 避難場所 <input type="checkbox"/> 住宅
	<input type="checkbox"/> 住家等被災判定調査 <input type="checkbox"/> ごみ・し尿・がれき・消毒 <input type="checkbox"/> その他
----- ----- -----	
▼ 引継事項 * 担当者が記入	
(内 容) ----- ----- -----	
● 処理内容 * 処理担当部局が記	
(担当部局)	(担当者)
(処理日時) 月 日 午前・午後 時 分頃	
(処理内容)	
----- ----- -----	
* 処理済み後は災害対策本部へ連絡	

【様式23 義援金・救援物資受付記録簿】

義援金受付記録簿

作成者
部局名：
氏名：

受付番号	受入日	金額 (円)	寄贈者氏名・住所	指定配付先	受入区分
					振込 郵送等 直接 現金 小切手
					振込 郵送等 直接 現金 小切手
					振込 郵送等 直接 現金 小切手
					振込 郵送等 直接 現金 小切手
					振込 郵送等 直接 現金 小切手
					振込 郵送等 直接 現金 小切手
					振込 郵送等 直接 現金 小切手
					振込 郵送等 直接 現金 小切手

救援物資受付記録簿

作成者
部局名：
氏 名：

受付番号	受入日	物資名	寄贈者氏名・住所	指定配付先	受入区分
					郵送等 直接
					郵送等 直接
					郵送等 直接
					郵送等 直接
					郵送等 直接
					郵送等 直接
					郵送等 直接
					郵送等 直接
					郵送等 直接
					郵送等 直接

門真市地域防災計画

平成 28 年 月発行
門真市総務部危機管理課
〒571-8585 門真市中町 1 番 1 号
電話 06 (6902) 1231 (大代表)
072 (885) 1231 (代表)
